

平成 2 9 年

# 三川町議会会議録

第 5 回議会定例会

平成 2 9 年 1 2 月 5 日 開会

平成 2 9 年 1 2 月 8 日 閉会

三川町議会事務局

平成 2 9 年

第 5 回 三川町議会定例会会議録

平成 2 9 年 1 2 月 5 日 開 会

平成 2 9 年 1 2 月 8 日 閉 会

三川町議会事務局

# 目 次

第 1 日                    12月 5 日 (火)                    会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	.....	3
会期の決定	.....	3
諸般報告		
・議員派遣報告		
山形県町村議会議員研修会の報告	.....	4
三川町議会議員行政視察研修の報告	.....	5
荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告	.....	6
議第 45号	平成29年度三川町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について	6
議第 46号	平成29年度三川町一般会計補正予算(第4号)	9
議第 47号	平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	9
議第 48号	平成29年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)	9
議第 49号	平成29年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	9

第 2 日                    12月 6 日 (水)                    休 会

< 請願審査委員会 開催 >

第 3 日                    12月 7 日 (木)                    会議録第 2 号

一般質問	5名	.....	28
------	----	-------	----

平成29年第5回三川町議会定例会会議録

1. 平成29年12月5日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 田中晃議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
遠藤淳士 環境整備主幹	高橋誠一 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	佐藤真子 書記	五十嵐章浩 書記
------------	---------	----------

6. 会議事件は次のとおりである。

### 議 事 日 程

○ 第 1 日            12月5日(火)            午前9時30分開会

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 会期の決定  |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none"><li>・山形県町村議会議員研修会の報告</li><li>・三川町議会議員行政視察研修の報告</li><li>・荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告</li></ul> |
| 日程第 4 | 議第45号 平成29年度三川町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について   |
| 日程第 5 | 議第46号 平成29年度三川町一般会計補正予算(第4号)   |
| 日程第 6 | 議第47号 平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)   |
| 日程第 7 | 議第48号 平成29年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)   |
| 日程第 8 | 議第49号 平成29年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)  |

○ 散 会

○議 長（小林茂吉議員） ただいまから平成29年第5回三川町議会定例会を開会します。  
(午前 9時30分)

○議 長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番 鈴木重行議員、  
2番 志田徳久議員、以上2名を指名します。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3 番（佐藤栄市議員） 過般、議長の要請により、去る11月30日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、平成29年度一般会計補正予算の専決処分の承認1件、平成29年度一般会計並びに特別会計補正予算4件、条例の設定及び改正5件、事件案件1件、人事案件1件、以上12件があり、このほかに諸般報告3件、一般質問6名であります。

本定例会にあたり、副町長並びに総務課長より内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日5日から8日までの4日間と決定を見たものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告3件に引き続き、平成29年度一般会計補正予算の専決処分の承認1件が上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、平成29年度一般会計並びに特別会計補正予算4件が一括上程となり、質疑、討論、採決となります。これで本会議は散会となります。

第2日目の6日は、本会議は休会となります。

第3日目の7日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は6名の議員から通告があり、この日は通告順に5名の議員が行い、これで散会となります。

第4日目の最終日8日は、午前9時30分に本会議を開き、初めに、一般質問について1名の議員が行います。その後、条例の設定及び改正5件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。その後、事件案件1件が上程され、質疑、討論、採決となります。次に、人事案件1件が上程され、質疑、採決となります。これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議 長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月8日までの4日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月8日までの4日間に決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

これは、議員派遣の報告であります。派遣議員からの報告を求めます。9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員）

3件の研修について報告いたします。

最初に、

### 山形県町村議会議員研修会の報告

#### 1. 目 的

激動する内外情勢に伴い、自治体運営においても幾多の時代的要請が提起されている。町村議員の識見を広め、これからの議会活動の円滑化に資するとともに議会機能の高揚を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 平成29年10月17日（火）

3. 参加者 三川町議会議員全員

4. 研修地 山形市 「山形国際交流プラザ」

5. 研修内容 「議会改革の現状と課題  
－議会改革を住民福祉の向上に－」

講師 山梨学院大学大学院社会科学部研究科長・法学部教授

江 藤 俊 昭 氏

「日本の政治・経済の行方」

講師 株式会社 経世論研究所 所長 / 経済評論家

三 橋 貴 明 氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成29年12月5日

三川町議会

副議長 梅津 博 ⑩

次に、

### 三川町議会議員行政視察研修の報告

#### 1. 目 的

本町議会議員は、国内の先進市町村の行政の取り組みとその効果を学ぶことにより、議会議員としての識見を深めるとともに、議会活動の活性化と円滑な運営に資するため行政視察を実施した。

2. 研修日程 平成29年10月18日（水）～20日（金）

3. 参加者 三川町議会議員全員

4. 研修地 富山県富山市  
石川県川北町  
石川県白山市

5. 研修内容 富山市  
・富山型デイサービスについて  
川北町  
・人口増加の背景及び施策について  
・周辺市町村との連携について  
白山市  
・農産物の生産、加工、販売、直売店を展開している（株）六星の取り組みについて

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成29年12月5日



三川町議会

副議長 梅 津 博 ㊟

最後に、

庄内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告

1. 目 的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治によるまちづくりのあり方に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、地域主権確立に向けた取り組みと議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 平成29年11月10日（金）

3. 参加者 三川町議会議員全員

4. 研修地 三川町 いろり火の里「なの花ホール」

5. 研修内容 「相互尊重に基づく多様性社会の構築に向けて」  
～庄内地域の県外転入者と地域住民の調査から～

講師 東北公益文科大学 特任講師 中 原 浩 子 氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成29年12月5日

三川町議会

副議長 梅 津 博 ㊟

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、「諸般報告」を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第4、議第45号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第45号「平成29年度三川町一般会

計補正予算（第3号）の専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、去る10月22日に執行しました衆議院議員総選挙に対応するため、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、9月29日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その概要を申し上げますと、歳出の2款総務費につきまして、衆議院議員総選挙に係る経費として、投票管理者等の報酬、職員手当、電算処理委託料等を計上いたしましたものであります。また、その財源となる歳入につきましては、14款県支出金の選挙費委託金、及び18款繰越金を追加補正したものであり、既定の歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ626万3,000円を追加し、補正後の予算総額を44億5,476万1,000円といたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 歳出の件でお伺いしたいと思います。

電算処理委託料ということで、253万円計上されておりますが、この内容の説明を求めます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 電算処理委託料につきましては、まず大きなものとしたしましては、今回投開票システムということで、バーコードを用いた集計システムを導入いたしました。これが大きなもので、それ以外には国民審査の期日前投票の期間が、前回の国民審査ですが、同じ時期に始まらなかったものですから、期日前に来た投票者が二度来なくてはいけない状態でありましたが、今回規定等の改正によりまして、国民審査の期間が、期日前投票の期間が拡大されたことに伴う改修等を行った業務委託でございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今回から導入された電算処理システムということでしたが、やはり選挙費用の全体に占める割合が253万円ということで大きいと思いますし、一般職員手当よりも多くなっているということで、それに見合った成果が今回表れたのかどうかということと、他市町村の導入動向、他市町村はこのシステムを導入しているのかどうかということ。また、この253万円という委託料を担ったものになる算定基準といいますか、それはどこにあるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 今回のシステム導入のきっかけといたしましては、他市町でそういった導入をすでに行っていて、効果があるよということをお聞きいたしまして、前回の投開票事務の中ではデモンストレーションを業者からも受けながら、実際に使ってみてその効果を感じたこともありまして、今回国費を使えるということもありまして、その国費を用いながらシステムの導入をしたところでございます。その効果といたしましては、基本的に

は迅速、確実に投票の開票ができる。これまでは手集計で行っておいりましたので、それをシステム化することによって、投票録、開票録にすぐ反映できるということで、確実性の面が大きかったと思っています。

人件費については、実際に使わないものと比べるわけにはいきませんので、その比較はなかなかできないわけですが、先程申し上げた確実性、迅速性の面では大きな効果があったというふうに感じておりますので、今後とも、このシステムについては用いていきたいと考えております。

実際、この250万ほどの内訳ということでございましたが、先程大きなものとしてお話いたしました投開票システムの導入業務、さらには期日前投票のシステム法改正、それ以外にも選挙支援システム、あるいは選挙人名簿の実際の電算処理業務委託、それぞれの積み上げになりますので、実際は、業務委託そのものは5業務委託を行っておいまして、それぞれの積み上げということでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 俄の解散総選挙ということで、専決処分には理解を示すものであります。その中で、最近各地で期日前投票による投票者が増えております。今回の選挙においても、当町4,000余りの総投票者数あったと思うんですが、そのうちの約半数、2,000票余りが期日前投票で行われたということでありました。これにかかわる職員立会人人数について、延べで結構ですので教えていただければと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 期日前投票については、非常に投票人数が多くて、特に投票日となる日曜日が天気が悪いということがございましたので、その前に土曜日が非常に多く投票されたというふうに認識しております。

人数につきましては、投票管理者が1名、投票立会人が2名でございます。それ以外に、投票用紙交付係を臨時的にお願いしまして行いましたので、延べでいきますと、その期間数掛ける人数という形になります。申し訳ございません。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 一般投票日には残りの約半数が投票したということでありまして、2,000票余りあったわけでありまして、それが3カ所の投票所で行われたということでありまして、その場合において、立会人の人数の妥当性について考え方あれば教えていただきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 投票当日につきましては、投票管理者が1名、立会人が3名おられるわけでございます。基本的には、原則で申し上げれば、立会人については2名おれば足りるわけですが、やはりトイレだとか用務だとかお昼ごはんとか、そういった時間帯を考えたときには、やはり確実に立会人の方が投票状況を確認していただくために必要な人数ということで、私どもの場合は3投票区あるわけですが、その3投票所において立会人を配置しているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、議第45号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第45号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、日程第5から日程第8まで、以上4件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第5から日程第8まで、以上4件を一括議題とすることに決定しました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第5、議第46号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第4号）」、日程第6、議第47号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第7、議第48号「平成29年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、日程第8、議第49号「平成29年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」、以上4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第46号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第4号）」、議第47号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、議第48号「平成29年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、議第49号「平成29年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」以上4件について提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、又は財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

はじめに、議第46号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第4号）」であります。既定の歳入歳出の予算総額に、歳入歳出それぞれ6,815万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を45億2,291万5,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。その主なものを申し上げますと、定期異動に伴う職員の給料、手当、及び共済費にかかる人件費関係について精査をいたし、各款にわたり所要の補正をいたすものであります。

次に、2款総務費につきましては、一般管理費における一般事務・産休代替職員雇上賃金、税務総務費における地籍図確認作業委託料、及び戸籍住民基本台帳費におけるマイナンバー

カード等の記載事項の充実に係るシステム改修委託料を追加補正し、基幹統計調査費における調査員報酬等を追加又は減額補正いたすものであります。

3 款民生費につきましては、社会福祉総務費における灯油購入費助成事業助成金等、障害者福祉費における障害者自立支援給付費等、福祉医療費における子育て支援医療扶助費等、児童福祉総務費における放課後児童クラブ指導員キャリアアップ処遇改善事業補助金、及び保育園費における保育委託料等を追加補正いたすものであります。

4 款衛生費につきましては、保健活動費における母子保健事業精密健診・妊婦健康診査委託料等、及び塵埃処理費における廃棄物処理事業委託料を追加補正いたすものであり、6 款農林水産業費につきましては、農業総務費における食の都庄内ブランド戦略会議負担金、及び農政対策費における過年度山形県多面的機能支払交付金返還金を追加補正いたすものであります。

8 款土木費につきましては、下水道費における下水道事業特別会計繰出金を減額補正するとともに、住宅管理費における修繕料を追加補正いたすものであります。

9 款消防費につきましては、常備消防費における常備消防事務委託料を減額補正いたすものであり、10 款教育費につきましては、事務局費における備品購入費、及び幼稚園費における修繕料等を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳入の補正費目に伴い13 款国庫支出金、14 款県支出金、18 款繰越金、及び19 款諸収入について、所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第47 号「平成29 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3 号）」についてご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1 款総務費につきましては、一般管理費における作業手数料、及び運営協議会費における国民健康保険運営協議会委員報酬を追加補正いたすものであり、2 款保険給付費につきましては、一般被保険者分の療養給付費及び高額療養費を追加補正する一方、退職被保険者等分について療養給付費から高額療養費への組み替えを行うとともに、出産育児一時金を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳入の補正費目に伴い、3 款国庫支出金、6 款県支出金、9 款繰入金、及び10 款繰越金について、所要額を計上いたしたものであります。

これによりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,090 万7,000 円を追加し、補正後の予算総額を8 億4,882 万2,000 円といたすものであります。

続きまして、議第48 号「平成29 年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1 号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1 款総務費につきましては、一般管理費における介護保険システム改修業務委託料、及び介護認定審査会費における介護認定審査会委託料を追加補正いたすものであり、2 款介護給付費につきましては、介護予防サービス等諸費における介護予防サービス給付費等を減額補正いたすものであります。

4 款地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費における介護予防・生活支援サービス事業委託料の減額補正、及び介護予防・生活支援サービス事業費を追

加補正いたすものであります。

次に歳入であります。歳入の補正費目に伴い、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、及び7款繰入金について、所要額を計上いたしたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万6,000円を追加し、補正後の予算総額を9億1,901万6,000円といたすものであります。

続きまして、議第49号「平成29年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1款総務費、及び2款事業費において、職員の定期異動等に伴う人件費等について精査し、追加補正いたすものであり、さらに1款総務費につきましては、最上川下流域下水道維持管理経費負担金を追加補正いたすものであり、2款事業費につきましては、下水道事業における特定環境公共下水道事業設計業務委託料の減額補正、及び管路布設等工事請負費を追加補正いたすものであります。

次に歳入であります。歳入の補正費目に伴い、1款分担金及び負担金、3款国庫支出金、4款繰入金について、所要額を計上いたしたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ310万円を減額し、補正後の予算総額を3億3,656万2,000円といたすものであります。

以上、議第46号から議第49号まで、一括してご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ審議の過程で所管の課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは私から、数点質問させていただきたいと思います。

まず初めに、一般会計補正予算の中で、歳入の5ページにあります、19款諸収入4項ですが、過年度多面的機能支払交付金返還金ということで、1,290万ほど歳入として記載されております。これの具体的な中身、どういった組織がどのぐらいの金額の割合で返還されているのかというところの説明を求めます。

続きまして、歳入の3款民生費2項の中にあります学童保育支援事業、放課後児童クラブ指導員キャリアアップ処遇改善事業補助金72万円ですが、これは先に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランの中の新事業と捉えますが、この中身、何に対してどれだけの額を補助するのかというところの説明を求めます。

続きまして、6款農林水産業費1項の中にあります食の都庄内ブランド戦略会議負担金ということで、当初予算の項目がなく、この補正で上がってきている理由の説明を求めます。その下にあります多面的機能支払交付金事業として支出されています968万円ほど、先の歳入と合わせて説明を求めます。

続きまして、8款土木費5項住宅費、住宅管理費として修繕料68万8,000円計上されております。この内容の説明を求めます。

続きまして、介護保険特別会計補正予算の方ですが、歳入5ページ、2款介護給付費の方

で、介護予防サービス等諸費ということで460万円減額になっている理由と、その下の4款地域支援事業費ということで、介護予防・生活支援サービス事業457万円増額になっている理由の説明を求めます。

最後になりますが、下水道事業特別会計補正予算の方で、歳出の2款事業費、特定環境保全公共下水道事業設計業務委託料、当初予算ですと1,930万円ということで、大幅に減額になっている理由。また、下にあります管路布設等工事請負費、当初予算ですと160万円という予算でしたが、480万円ほどに補正する理由の説明を求めます。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 1点目の、5ページの歳入の諸収入、過年度多面的機能支払交付金返還金の内容でございますが、これについては三川町でも全集落がこの過年度多面的機能支払交付金返還金を活用しまして、農地維持ですとか農業関係施設の長寿命化等を取り組んでおります。この事業のうち、取り組んでいるのが22組織と町外1組織の23組織がございますが、そのうちの2組織から事業費の返還がございました。具体的には、1組織目が成田新田の保全会でございます。この保全会につきましては、メニューの長寿命化に取り組まれました。具体的には砂利敷ですとか農道の修繕等を行ったわけですが、これが完了しましたので、完了に伴う不用額を返還するというところでございます。金額的には390万円ほどございました。

もう一つの組織が、土口の環境保全会でございます。こちらについては、農地維持から資源向上を、平成24年から28年までの5年間について、それぞれ実施した不用額を今回自主返還するというところでございましたので、その金額は900万円ほどになります。

以上2組織の返還金の合計が約1,290万ということになりますので、これが組織から町の方に歳入になったということでございます。なお、歳出の方についても関連ありますので続けて説明いたしますが、この交付金につきましては、内容的には国の国庫が2分の1、半分です。残り半分について、県が2分の1、町が2分の1という形で交付金を構成しておるわけですが、歳入については今言ったとおり、実施主体から全額入ってきますが、歳出については国及び県の方に戻すということですので、国の2分の1部分と県の全体からすれば4分の1部分、この部分を支出でそれぞれに返還するというところの金額になってございます。

もう1点、食の都庄内ブランド戦略会議の負担金の関係でございます。この負担金につきましては、県の庄内総合支庁、それから庄内の2市3町、及び関係機関が連携しまして、食の都庄内の関連事業を展開しております。その負担金ということでございます。継続事業でやっております、本来であれば当初予算に計上すべきところでもございました。担当課の方で見落としがあったということで、反省のうえ、今回一般会計補正予算（第4号）に補正をお願いしたいものでございます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋保育園主幹。

○説明員（高橋誠一保育園主幹） 放課後児童クラブ指導員キャリアアップ処遇改善事業補助金についてのご質問でありました。これは、三川町の学童保育所運営協議会といたしますか、この指導員の方々の勤務年数や研修実績等に応じまして、その賃金を改善する費用について補

助をするものであります。処遇改善だけではなくキャリアアップということで、一定の研修等を積んでいただくことで保育の質を高めたいというところも狙いとして支援するものであります。具体的には指導員の方、勤続年数が5年以上であって研修を受講している方、そういった方に月約2万円、これを12ヵ月分3名ということでの積算をいたしまして、国が示しました支援の要領等に基づきまして支援をするという内容で計上させていただいております。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 8款の住宅管理費、64万8,000円の増額補正をお願いしている内容でございますが、これにつきましては、公営住宅の退去者が発生した場合、新たな入居を募集し、入居が決定されたという段階におきまして、従前に入居者等が使用しておりました状況により、内部の内壁等の改修、また、必要に応じて洗面台等備品の入れ替え、また、風呂釜等の修繕と、必要に応じて修繕を行ったうえで、新しい入居者の方から町営住宅に入っていただくための修繕費、工事費ということでございます。今年度、すでに当初予算で計上しておりました62万3,000円ほどにつきましては、春先に1件入居があったというようなことから、現在、それに伴っての修繕費がないというような状況から、今後、今年度末にかけて1件発生した場合に対応しての予算をお願いしているというところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 引き続き、下水道事業の方、回答をお願いします。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） それでは、下水道特別会計補正予算でお願いしている内容についてでございますが、4ページ、2款の事業費に関します特定環境保全公共下水道事業設計業務委託料974万2,000円の減額した理由でございますが、これにつきましては、いわゆるストックマネジメントに関する基本計画という内容のものでございまして、下水道設備を今後長期にわたって活用するにはいかにあるべきかというような計画をお願いしておいた内容のものでございます。当初は、1,930万円の予算が必要であろうという見込みで当初予算に計上したところでございますが、入札した結果、不用額が発生するというものでございます。

その下の管路布設等工事請負費につきましては、当初は160万、内訳といたしましては、公共汚水柵を1ヵ所40万円の4ヵ所分160万を計上したところでございまして、今回また新たな宅地造成等が計画されておるという状況から、その公共汚水柵等の施設設置に要する工事請負費を追加で補正をお願いしているという状況でございます。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 介護保険特別会計における、2款2項介護予防サービス等諸費の減額と、4款地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費における増額の理由についてのご質問でございました。

本町では、平成29年度より、介護予防・日常生活支援総合事業を実施したところでございます。それによりまして、介護認定で要支援1、要支援2と認定をされた方が利用する訪問介護サービス、ホームヘルパーから来ていただくサービスと、通所介護サービス、いわゆる



るデイサービスでございますが、これに係る給付費につきましては、平成28年度までは2款介護給付費から支出をしていたところでございますが、移行になった方につきましては、4款地域支援事業費からの支出になったというところでございます。当初、訪問介護サービスや通所介護サービスのほかに、例えば短期入所、ショートステイの事業を使ったり、杖や車椅子を利用する、福祉用具を借りるというサービスを一緒に利用した月というのは、そのすべての給付費を2款の介護給付費から支出するという見込みで当初予算を組んだところでございますが、その後の情報によりまして、2款、4款それぞれで分けて支出をするという指導がありまして、今回そのように要支援1、要支援2と認定を受けた方のデイサービス及びホームヘルパーサービスの利用の分を、地域支援事業費の方に増額して計上したというところでございます。その分が、2款の介護給付費から減額になったというところでございます。

また、4款の中に、介護予防・生活支援サービス事業の項目の一つに、介護予防・生活支援サービス事業委託料112万3,000円減額しておりますが、これは要支援1、要支援2の方のヘルパー事業やデイサービス事業ではなく、短期集中でリハビリ等の医療職の方から自宅に来ていただいてリハビリをするという訪問型サービスや、民間事業者による生活支援サービスを想定して当初予算に計上したところでございますが、利用の見込みがないということから、今回減額をしたところでございます。なお、2款の減額分と4款の増額分、額が一致していないところでございますが、これにつきましては、今後の新規の利用ということも地域支援事業の方では見込んでおりますので一致していないというところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） まず初めに、先程の過年度多面的機能支払交付金返還金の中で、900万円と400万円の不用金があるということで、大変大きな残高が残っているというような認識をします。当初の計画から大幅にずれる計画変更がされたのではないかと思います。果たして多額の返金をすることによってのペナルティ等はないのか。また、町の指導するうえでの問題はなかったのかというところを再度伺います。

また、歳入に計上されてある返還金と町の方で支払う歳出に計上されている返還金の差額が320万円ということで、それが町の方の純粋な歳入になるというような認識ですが、その金額はどの項目にいくのかというところを確認します。

また、8款土木費の住宅管理費については、春に移動があったことを前例にこの金額を上げているという説明だったと思いますが、具体的に出る部屋を確認して見積もりを取っているわけではないということでしょうか。それも確認をします。

続きまして、介護保険特別会計の方で、1,000万円ほど差額が生じていますが、それは1,000万円ほど今後増えるであろうという見込みがあるから1,000万円増額しているのかどうかということをお伺いします。

最後に、下水道の方ですが、大幅に減額になって、町としては大変ありがたいというふうに思います。ストックマネジメントの観点からということで、公共施設等の総合管理計画の

中にある年度別計画の策定に向けての設計業務委託料と認識しますが、初めに当初予算を立てたときの最低価格の設定が間違っていなかったのか。そこは問題なかったのか。また、落札された業者ですが、果たしてこの業務を最後までできるのかどうかという調査などはしているのかどうかということをお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 過年度多面的機能支払交付金返還金でございます。この関係で、計画に対して実際に実施したものととの差が、この返還額に表れてきているところがございます。ご指摘のとおり、大きな金額ということにはなりますが、このことについてのペナルティ的などころについてはないと認識しております。ただ、実際に計画したものを有効に使うという観点からすれば、町としても、それぞれの組織の状況は違いますが、こういった使い方があるりの情報を提供したり、有効に使えるような手立てとして、そういった部分では情報の提供を中心に進めているところでございます。

それから、財源の部分で、歳入には、先程言ったとおり満額が各組織から返還されてきたと。その内訳が、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ですので、支出の方で出すのは、国と県の分を支出すると。では残った町4分の1はどこに行くかというご質問だったと思いますが、これは一般財源でございますので、町の一般会計に戻るということになります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） まず、住宅費に関しましてですが、退去するであろうという住宅については、今現在のところ特定なっておりませんので、まずは一般的な退去の際の修繕費に要するであろうという、これまでの経験則に基づいての見込みということでご理解いただければと思います。

続く、下水道事業特別会計の特定環境保全公共下水道事業設計業務委託料の当初予算との差異についてでございますが、当初予算を計上する際につきましては、しかるべき業者から見積もりをいただきまして、おおよそこの計画に関します委託料として必要額を計上させていただいたところでございます。この事案に関しましては、今年の6月14日に関係業者全部で13業者から入札に参加いただいた結果、1社が入札額で非常に低い数字を出してこられたということでございました。結果的には、落札額が税抜で630万ということでありまして、当初の見込額からみますと8割を下回る、いわゆる低入札というような状態になりましたので、私どもの方で、庁舎内部の組織でございますが、低入札価格審査会に対しまして、業者からの聞き取り調査等を行った結果を報告いたしました。まずは、この低い金額で、私どもが目指しております計画書の策定ができるのかどうかということにつきまして、重点的に聞き取り調査等、文書を通じて行ったところございまして、入札した業者いわく、これまでの経験豊富であるというようなことと、また、本町の業務にぜひとも携わりたいというような意欲的な姿勢が見られたことから、まずは業務の執行には支障がないものということで、先程申しました低入札価格審査会委員長宛にその状況を報告し、成立ということで証明いただいたという経緯がございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） まず初めに、先程の私の答弁に1点漏れがございましたので、追加をさせていただきたいと思います。

2款2項の介護予防サービス等諸費の二つ目の項目の介護予防サービス計画給付費106万7,000円減額になっておりますが、介護保険のサービスを利用するときは、原則その方の課題を把握しながら、どんな介護サービスが必要かというところをプランということで計画を立てて、その計画に則ってサービスを利用していくということを原則としておりますが、要支援1、要支援2と認定された方の介護予防サービス計画給付費の部分ですが、先程言いましたように、総合事業の方に移行になりましたデイサービス事業やホームヘルパーサービスのみを利用しているという月の予防プランにつきましては、この4款の方からの支出になる。そして、2款の介護給付費の方からの支出ではないというようなところで、地域支援事業における介護予防・生活支援サービスの事業のみの利用の方の予防プランの計画の作成料につきましても、4款の方から支出になりまして、その分2款の方から減額しているというところでございます。

先程の、1,000万円の差額がありますがというところでございますが、2款の方では、この二つの項目の減額によりまして、467万2,000円減額しております。その分が4款の方で支出になるというところでございますが、569万9,000円支出になっておりますが、その差額は確かに100万ほどございますけれども、これは本年度更新認定とかで移行になった方が、必ずしも前の認定結果と同じではないというようなところがありますので、実績に基づいての計算と、今後の新規利用の方の計算によりまして100万ほどの差額が出ているというところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時30分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前10時45分)

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） それでは私の方から、3点ほど質問します。

1点目は、7ページの三川町灯油購入費助成事業について。毎年この冬訪れてくるということで、県の方で2分の1の助成について今年も実現の方向ということでありまして、それで、今回の内容についてお尋ねします。

それから、9ページの廃棄物処理事業の廃棄物処理業務委託料の359万円ほど増額になっている要因についてお聞きします。

それから最後になります。11ページ、常備消防事務委託事業の常備消防事務委託料の減額になった要因は何か。

この3点についてお聞きします。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 7ページの、三川町灯油購入費助成事業の内容についてのご質問でございました。10月末に県より通知が届きまして、低所得世帯等への灯油購入費助成事業の通知がございまして、県でも12月の定例会に計上するというところでございます。

た。三川町でも、冬季の灯油購入費として、低所得世帯等を対象に助成を行うことで今準備を進めたいと考えているところでございます。対象は、住民税非課税世帯を対象とした基本的な考え方でいます。

この100万円の金額の算定につきましては、5,000円の助成費を250件の8割の申請があると見込みまして100万円を計上したというところでございます。この8割というところにつきましては、昨年度も実施したわけですが、3月に再勧奨をしましたがけれども、それでも73%ほどの申請だったというところから、今回8割と見たところでございます。対象として見込まれる世帯への案内は順次行っていきまして、その手続きが完了次第、1件あたり5,000円、年明けからでも支給をしたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 4款の廃棄物処理事業、鶴岡市への業務委託料の増額についてでございますが、これまで同様、ごみ焼却施設、それから不燃物の中間処理、またし尿処理、そして、最終処分場にかかわります経費について応分の委託料をお支払いしているところでございまして、28年度につきまして、先般、精算数字が固まったということでございまして、今回追加の補正をさせていただくというものでございます。増額の主な理由といたしましては、鶴岡市からの報告によりますと、最終処分場の土堰堤の工事が実施されたということが一つ。それから、もう一つといたしましては人件費。廃棄物対策課の職員が1名増員になったということから、この人件費の増額、二つが大きな理由ということで報告を受けておるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 11ページの常備消防事務委託事業の減額に関する質問でございますが、これにつきましては、28年度の当初予算で見ていたものを、今回鶴岡市がその常備消防に係る決算として、9月にまとめ、10月にその結果が私どもの方に通知として送られてまいりました。結果として、201万2,000円の精算が生じたものですから、翌年度に精算をするというルールになっておりますので、その翌年度分の減額を今年度の委託料から減額して、今後支払っていくものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 私の方から、3点ほどお伺いしたいと思います。

初めに、7ページの2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の中のマイナンバーカード等の記載事項の充実に係るシステム改修委託料146万円増額とあります。発行委託先への支払いかと思いますが、カード発行、なかなか進まないという実情があるようでございます。当町において、発行状況とそのメリットについてお伺いしたいと思います。

2点目に、8ページ、子育て支援医療給付事業費が増額していますが、その要因についてお伺いしたいと思います。

3点目、9ページ、保育園費の保育委託料、1,647万円ほど増額しておりますが、この要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 7ページ、戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカード等の記載事項の充実に係るシステム改修委託料ですが、こちらについては、システムを管理しております業者への委託という形になっております。カードの発行状況でございますが、10月末時点で、J-LIS、地方公共団体情報システム機構の方に申請をされている方については、正確ではないんですが、現在の住民基本台帳に登録されている人数で割り返しますと、6%台という状況でございます。なかなか山形県も全国的に低いという状況のようございまして、この発行枚数が伸びないのが現状であります。このカードの発行によるメリットでございますが、まずはマイナンバーを確認できる。また、本人確認の資料として、カード1枚でそれを確認することができるといったものでございます。また、先々ということで、図書館の利用カードとして使ったり、子育て情報を配信できるようなシステムもできますといった様々なメリットが謳われていますが、現実的に言いますと、まだまだそういったところには至っていないのかなと思っております。

2点目、8ページの子育て支援医療給付事業費でございます。これにつきましては、子育て医療の扶助を行っているところですが、今年度、幼児も含みますが、対象児童生徒数については昨年度とほぼ変わらない状況ですが、医療費の方、若干伸びているような状況でございます。特に、これまでの執行状況から、今後支払いに必要であろう支出見込額を積算しまして、今回440万円ほどの追加をお願いさせていただいたところですので。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 高橋保育園主幹。

○説明員（高橋誠一保育園主幹） 保育委託料の増額の件についてのご質問でありました。この増額につきましては、今年度当初に見込みました町内外の私立の保育園、幼稚園等に通います園児の見込みが、やはり当初見込んだ数よりも多くなっているというのもございますし、合わせまして、29年度から適用されます、保育園、幼稚園等に対する処遇改善の各加算、この基準が示された、増加といたしますか、増額になったこと等に伴いまして、その新たに追加する処遇改善等に係る経費ということで、今年度分を算定し、計上させていただいたところであります。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） マイナンバーについてでございますが、昨年来、マイナンバー制度ということで発行されたわけですが、町民の中には、その数字の漏洩危機というものを多くの方が感じられているのではないかと思うところがあります。

先程説明の中に、多様性をもったカードになっていくということでありましたし、身分証明にもなるということではありましたが、マイナンバーカードにはそのナンバーが記載してあるということで、持ち歩くと落としてみたり、数字が漏洩したりという危機感をもっている町民の方が多いんだと思います。それで、カードの発行も伸びないのかなということもありますが、もしメリットあるとすれば、そこを住民の方にも広めまして発行を促進すべきなのかなと思うところがあります。

保育園費についてでございますが、一時当町においても、地元の保育園、幼稚園に通わせていたんですが受け入れを断られたという状況があったようございまして、経緯と現状について

てご説明いただければと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋保育園主幹。

○説明員（高橋誠一保育園主幹） 例えば年度途中に入園を希望される際、それぞれ第一希望と。

それから、必ずしも町内ということだけではなくて、実際に入園を希望されます保護者の方の勤務状況、または、例えば転入の方ですと、それまでに住所のあった市町の保育園等に通わせたいという例もありますので、こちらの方ではできるだけ待機といいますか、児童を出さないような形で保育ができる環境ということで、いろいろ相談に乗りながら対応に努めているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 最初に、8ページの3款民生費の3目障害者福祉費が1,825万増額になっておりますが、この給付先といいたまいますか、事業所に対する給付になると思いますが、町外も含めまして、給付先についての割合といいたまいますか、金額について分かりましたらお願いします。

それから、同じように、先程質問ありました保育委託料ですが、これも支給先、委託先について内訳等お願いします。

以上2点になります。

○議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） この度、3款民生費の中の障害者福祉費について、1,825万円を補正させていただくということで出させていただきました。その中で、障害者自立支援給付費1,818万2,000円でございますが、大きな金額の補正を出したところでございます。その内容につきましては、昨年度学校を卒業された障害をお持ちの方が、4月以降、日中の生活介護事業所に通所するというので、重度の障害者の方なんですけど、新たに3名生活介護事業所に通所するというので、その3名の方の給付費の分と、施設に入所なさっている方の認定審査区分が重度の方に変更になったということで、重度に変更になりますと、その分給付費がいろんな加算が付いたりして増額になります。それらを見ますと、1月当たりの給付費の実績、今までの半年の実績で見ますと120万ほどの増額になっていたところでございますので、今回このような補正をさせていただいたというところでございます。この事業所につきましては、町内、町外ありますが、町外を利用しているという方が多いようです。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋保育園主幹。

○説明員（高橋誠一保育園主幹） 委託先といたしまして、私立ということになりますけど、この保育園が一番大きな委託先となろうかと思っております。町外におきましては、八つの保育園、幼稚園と、鶴岡市、酒田市、それから庄内町の保育所等への委託料となります。具体的には、余目、広野、五十川、北新橋、浜中、泉保育園、山形オレンジリー、大宝幼稚園でございます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 最初の障害者自立支援等事業費の件ですが、3人の重度の障害者の分ということでしたが、確か町外と言われましたよね、町内ではなくて、事業所は。これ分

かりましたらお名前は言えないでしょうか。発表できますか。

それからもう一つ、次の保育園の関係ですが、いろんな事情があつて町外に行かれると思うんですが、その主な理由といいましょうか、町内が満杯だというだけではなくていろんな事情があると思いますが、その辺も把握しておりましたらお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 大変失礼いたしました。事業所名でございますが、私も完全に把握してなくて申し訳ございませんが、一つはラブラドールということで聞いております。よろしいでしょうか。町外でございます。

○議長（小林茂吉議員） 高橋保育園主幹。

○説明員（高橋誠一保育園主幹） 町外の保育園、幼稚園に入園されるケースとしては、保護者の方の勤務先。やはりお子さんを通わせるのに、非常に勤務先に近いとかということもありますし、先程も申し上げましたが、転入される方ですと、やはりもう一年とか、入学前まではそれまで通っている園の方に通わせ続けたい等の理由がございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 私の方から3点伺いたいと思います。

まず初めに9ページの4款衛生費、母子保健事業精密検診・妊婦健康診査委託料でございますが、144万4,000円に増えた理由、数なのか中身が増えたのか、その辺教えてください。

それから、12ページ、10款教育費の備品購入費16万2,000円、どういうものを買うのか教えてください。

それから、同じく12ページの10款教育費、幼稚園費の修繕料ですか、この20万、どういふことを計画されているのか教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 母子保健事業精密検診・妊婦健康診査委託料の増額の部分でございますが、こちらの方は受けられる妊婦さんの人数の増加によるものでございます。検診項目の中にはいろいろな項目がございますし、例えば、妊婦の健康診査も1回から14回までということで回数も多いですので、例えばお一人増えることで、いろいろな種類の検査項目があるということになります。内容が増えたということではなく、人数の増加ということになります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 高橋教育課長。

○説明員（高橋誠一教育課長） 1点目の備品購入費についてであります。こちらにつきましては、特別に支援を要する子どもの検査、これWISCという汎用の検査の方法があるんですが、それに供しますWISC-IVというものを購入いたします。現在、そのⅢということで使っておるんですが、よりきめの細かいといいますか、今後のいろんな対応等に資するというので、来年度以降のそういった子どもたちに十分な対応に取り組みたいということもありまして、今回補正に計上させていただいたところであります。

保育園、幼稚園につきましては、設備の経年、劣化等によります修繕等を要する箇所等が見られる部分もございましたので、そういったところに修繕を行っていきたいということで

計上させていただいたところであります。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 二つは分かりましたが、最後の幼稚園の修繕ですが、これは当初は見えてなくて、それとも当初の分はもうほとんど使い切ったので今後を考えてということなんでしょうか。その辺もう一回お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 高橋教育課長。

○説明員（高橋誠一教育課長） ただいまのご質問にありましておとり、当初予算で様々な修繕等に対応してまいりました。今後やはり修繕が必要となる箇所を精査といいますか、緊急ということで今回の補正後に速やかに取り組みたいといったことで、設備等の対応といいますか、そういったものを引き続き安心して使えるようにしたいということで計上させていただいたものであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 私から1点だけお願いします。

一般会計の補正に関して、議案書の10ページ、先程同僚議員からありました多面的機能支払交付金の返還に関する件であります。中身について、先程の説明でおおむね分かったわけですが、一つ聞きたいのは、当初予算では、返還金については22万5,000円というふうな計上がなされていまして。それで、今回968万4,000円と非常に多額な増額になったわけですが、先程の説明の中で、二つの事業体、組織に関して、3年なり5年なりの事業経過の中で、それぞれ390万、あるいは900万というふうな話でありました。だとすれば、毎年行っている事業の決算の審査なり、次年度の事業のヒアリングというものも行われているわけですので、当初予算の中で、22万5,000円の金額だけの計上というのは少し理解しがたいんですが、その辺の内容、さらに説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 実施しています23の組織、それぞれの状況が異なるんですが、当初からもっている部分については予め確認できているということになります。その後、ご質問にもありましておとり実績の確認、それから次年度へのヒアリング等を通してながら、実際にはこの交付金というのは繰り越しも可能でしたので、その判断等も後程出てきて、次年度に繰り越すという判断をしたところにつきましては今回の返還はございませんし、今回の2組織のうちの1組織については、5年分を自主返納するという判断ですので、急遽その部分を補正予算に計上したところです。

もう一つについては、先程説明した内容になりますが、3年間の中で長寿命化という部分が完了したので精算するという、それぞれの事情をもって返還額が出てまいりましたので、今回についてはそのうちの2組織が、説明の内容で返還になったという経過でございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 29年度予算を立てるときに、組織の決算は3月ですので、当然その決算が終わる前に29年度予算を組み立てるわけでありまして。ただ、具体的な名前申し上げれば、成田新田の部分については、長寿命化の部分がこれで終了ということで返還すると



ということで、これは当初予算を組み上げた後での話というのは理解できるんですが、もう一方に関しては5年間の分、当初から200万弱の単年度分の余りの分が発生していたと私は理解するんですが、その金額について、5年目で全額、例えばこの900万なり1,000万なりぐらいの事業があるとすれば、当然その返還というものはないわけですが、おそらく当局の方では相当の分返還になるだろうという予測は掴んでいただろうと私は予測するわけでありませう。

であるのに、当初予算で返還金22万5,000円というものしか計上しないということについて、どういった判断でその金額が出てきたのか。組織との打ち合わせ、組織の移行について把握できていなかった面があるのかなと思いますが、さらにその点お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 具体的に、土口の環境保全会とのやりとりで判断が出たものでございますが、把握していないということではなくて、お互いに状況を確認し合いながら、実は来年度に繰り越すことも可能でありました。しかし、繰り越した際に、今までの部分も踏まえて全額執行できるかというような判断も、相談の中でやりとりがありまして、なお、県、国の方との流れの中でも、その状況であれば返還するのがいいのではないかとということでの年度内判断がありましたので、今回の返還になったところでございます。

なお、結構なやりとりをしておりますので、そのうえで、県からの請求が1月になりそうということになりました。したがって、12月の補正をお願いしたというところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに、一般会計、学童保育支援事業、先程同僚議員も質問しましたが、3人ということですが、他に指導員はいるのかということでもあります。

それと、9ページの保育委託料の中で、今回処遇改善ということで、国も研修を受けた者の処遇改善を謳っているわけでありまして、従事している方がこの研修を受ける時間が確保されているのか。研修を受けなければ今の待遇のままいきますので、やはり研修を受けて処遇改善をするということですので、その時間の確保はできているのか伺います。

そして、国民健康保険の件ですが、4ページの運営協議会がもう一回、数字からは予定されているのではないかと予測できます。今後県一本化になるということですので、新しい情報が入ったので、それに関してもう一回運営協議会を行うという解釈でよろしいのでしょうか。

あと、同じ4ページに、一般被保険者高額療養費960万円の内容、そして5ページで出産育児一時金が42万円ということで、これが対象者が増える見込みというよりかは、すでに分かっているわけですが、それならばうれしいことですが、この確認をしたいと思えます。

最後に下水道。先程の同僚議員にも関連しますが、下水道事業特別会計補正予算の4ページ、最上川下流流域下水道維持管理経費負担金143万6,000円増額と。これは管理請負の増額に伴うものなのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋保育園主幹。

○説明員（高橋誠一保育園主幹） 1点目のご質問についてであります。学童保育に関係しまして、指導員のほかには、それを補助する方ということで3名程度いらっしゃるということでお聞きしております。

2点目の研修の受講についてであります。こちらについては、ご質問にありましたとおり、平成30年度から新たなキャリアアップといいますか、処遇改善の手立てを受けるための必須ということで研修が義務付けられてくるということで、時間のない中でもそういった処遇改善、加算部分にかかる影響が大きいということで、各施設といいますか、園でもその受講に努めているということでお聞きしております。

先程、学童保育の方も研修ということでありましたが、こちらの方も、その受講者の結果を見ますと、ほとんどの方がやはりその講習というものを受講されている状況もございますので、保育所等においても、同じような形で受講に努めているということ認識しております。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 3点のご質問でありました。

まず1点目の、国保運営協議会の委員報酬の追加分でございます。30年度からの県単位化に向けまして、この度、国の仮係数を用いた試算が発表されました。そういった部分で、国保運営協議会の委員と情報を共有して、30年度からの保険税の税率等について協議をしたいというふうに考えております。そういった部分で、当初予算では3回の運営協議会の開催予定でございましたが、協議の時間を十分確保したいという意味合いから、1回分を追加させていただいたところでございます。

また、保険給付費の高額療養費の部分でございます。こちらにつきましては、高額の治療費がだいぶ伸びている状況でございまして、3月までの支払いに不足が生じるということから、今回追加補正をさせていただいております。

また、同じように、療養給付費の方になりますが、こちらについても同様に追加という形を取らせていただいているところでございます。

3点目の出産育児一時金でございますが、こちらにつきましては、母子手帳の発行者の情報をいただきまして、そのうちの国保の加入者がいるわけですが、そちらの方の加入者から推しまして、当初5件の予算を計上しておったところですが、1人分追加という形をとらせていただいたところです。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） ご質問の下水道特別会計1款総務費の中の最上川下流流域下水道維持管理経費負担金についてのご質問であったと思いますが、この内容が管理請負の増額かというご質問の主旨だったようですが、町の施設にかかわります管理請負費ではございませんので、いわゆる県当局に最上川下流流域下水道維持管理に要する費用ということで、市町村で負担金を出しているわけですが、その負担金につきまして、28年度の精算に伴いましての増額ということをお願いするものでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今、最初の下水道負担金が増えたということですが、これは三川町の戸数が増えて負担金が増えたのかということをお伺いしたいと思います。

そして、先程の学童保育の支援事業で、補助員も研修の対象になるのかお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 下水道の事業運営に関しましては、今ご質問にありましてとおり、流域の中における人口の増という部分は若干発生しているというところではございます。

一方で、節水活動も盛んで、啓発活動も行っておりますので、流量につきましては減少傾向にあるというような状況もある中で、県に支払います負担金の精算につきましては、非常に複雑な要素を盛り込みながらの計算でございますが、簡単に言いますと、県当局で各年度要します経費と、これまでの設備投資に要しました公債費の償還分ということで、2種類に分けての精算に係るところでございます。当初の計画の庄内で加入しております、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、この4市町の中での流量を推計いたしまして、それぞれ当初の負担額ということで応分の割当を行っているわけですが、結果的に流量を精算の段階で積算していきますと、それぞれの市町村にプラスマイナスの要因が生じるということで、県当局といたしましては、係る経費に関しましては、この4市町から負担を求めなければならないというような状況もございまして、本町の場合は増額になっていると。一方では、減額になっている市もございます。そういったことでの精算ということで、28年度精算については所要額140万ほどの額を増額で求められているということをご理解いただきたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋保育園主幹。

○説明員（高橋誠一保育園主幹） 補助員等の研修の受講が条件かどうかというご質問かと思いますが、研修については、保育にあたっての質を高める、またはそれを確保するということで行われる研修でありますので、受講することは、条件というよりもしていただければということかと思えます。

ただ、処遇改善の面でこの研修を捉えますと、処遇改善の加算を受けるには研修を受講しなければならないということですので、研修を受ける、受けないというのは少し違った側面があるものとして捉えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから採決いたします。各会計補正予算4件を一括して審議いたしましたので、採決は区分して行います。

最初に、議第46号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第4号）」の件を採決しま

す。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第46号「平成29年度三川町一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第47号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第47号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第48号「平成29年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第48号「平成29年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第49号「平成29年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第49号「平成29年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会といたします。

(午前 11時29分)

平成29年第5回三川町議会定例会会議録

1. 平成29年12月7日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 田中晃議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
遠藤淳士 環境整備主幹	高橋誠一 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	佐藤真子 書記	吉田直樹 書記
五十嵐章浩 書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日      12月7日(木)      午前9時30分開議

    日程第 1      一般質問      5名

○ 散 会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は、日程の都合上5名の議員より一般質問を行い、残り1名の議員については第4日目に行うことといたします。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条の規定により、答弁時間も含めて質問者1人につき1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔におのおのその要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員）

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 1. 学習指導要領改訂における本町の対応と、子どもの体力向上について | 1. 新学習指導要領の全面実施が小学校で平成32年度、中学校で平成33年度と迫っている中、本町における対応を伺います。                                       |
|                                    | 2. 段階的に実施される、外国語、道徳における本町の今後の方針を伺います。   |
|                                    | 3. スポーツ庁の全国体力調査において、小学生の平成28年度体力合計点では、山形県が全国で26位と低い状況にあります。子どもの体力向上に向けた現状と今後の取組方針を伺います。           |
| 2. 田川地区の県立高校再編整備計画について             | 1. 県教育委員会では少子化の進行などの社会の変化に対応するため、県立高校の再編整備を進めています。中高一貫校を早ければ平成35年度にも開校するという計画もあるようですが、本町の対応を伺います。 |
| 3. 地元出身者回帰政策について                   | 1. 三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地元定着・回帰へつながる“Mターン”促進に様々な施策が図られていますが、目標の中間年度にあたる本年度までの進捗状況を伺います。         |
|                                    | 2. 具体的施策の中でも、県と連携した「若者定着奨学金返還支援事業」を推進していますが、定住人口の安定化の為に、  |

本町で産み育てた人材に回帰してもらえるような、より実効性の高い、町独自の奨学金制度の創設が必要と考えます。本町の地元出身者回帰政策について伺います。

平成29年第5回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まず初めに、学習指導要領改定における本町の対応と、子どもの体力向上について。

新学習要領の全面実施が小学校で平成32年度、中学校で平成33年度と迫っている中、本町における対応を伺います。

段階的に実施される、外国語、道徳における本町の今後の方針を伺います。

スポーツ庁の全国体力調査において、小学生の平成28年度体力合計点では、山形県が全国で26位と低い状況にあります。子どもの体力向上に向けた現状と今後の取組方針を伺います。

二つ目に、田川地区の県立高校再編整備計画について。

県教育委員会では少子化の進行などの社会変化に対応するため、県立高校の再編整備を進めています。中高一貫校を早ければ平成35年度にも開校するという計画もあるようですが、本町の対応を伺います。

最後に、地元出身者回帰政策について。

三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地元定着・回帰へつながる“Mターン”促進に様々な施策が図られていますが、目標の中間年度にあたる本年度までの進捗状況を伺います。

具体的施策の中でも、県と連携した「若者定着奨学金返還支援事業」を推進していますが、定住人口の安定化の為に、本町で産み育てた人材に回帰してもらえるような、より実効性の高い、町独自の奨学金制度の創設が必要と考えます。本町の地元出身者回帰政策について伺います。

以上、質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項1及び2につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項の3の地元出身者回帰政策について、1点目の地元定着・回帰につながる三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況に関するご質問ですが、本町におきましては、「雇用創出」、「人の流れ」、「子育て」及び「快適な暮らし」をキーワードとする四つの基本戦略を設定し、人口減少時代に対応した施策の展開を図っているところであります。このような中、先月中旬には外部委員による総合戦略に関する評価委員会を開催し、これまで実施した施策の進捗状況や事業効果に対する評価・検証を行っていただいたところであります。

ご質問の進捗状況ですが、「快適な暮らし」に関する基本戦略につきましては、計



画で定めた施策の目標値に近づけるため、一部見直しが必要と判断された事業もありましたが、他の三つの基本戦略の評価につきましても、相当程度に有効との評価をいただいたところであり、今後とも適切な進捗管理に努めながら、総合戦略の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

2点目の町独自の奨学金制度創設に関するご質問ですが、本町におきましては、現在、経済的な理由により修学困難な学生に対して、三川町育英奨学資金の貸し付けを行っているところであり、その奨学金については、卒業後に、その全額を償還することとなっているところでもあります。

また、県との連携事業ではありますが、地元に戻り就業した場合に、奨学金の返還を一部減免する制度を創設し、地元への回帰と定着を促進しているところであり、昨年度においては、9名の学生がこの制度を活用した奨学金の借り入れを受けたところでもあります。

さらに、本町におきましては、優良企業の誘致等による若い世代の安定した雇用の創出を図るとともに、魅力的で利便性の高い住宅団地の整備などにより、子育て世代や若者の移住・定住が促進されるよう計画的な事業促進を図っているところであり、新たな町独自の奨学金制度の創設などについては、現時点では考えていないところでもあります。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

はじめに、学習指導要領改訂と、子どもの体力向上について、1点目の学習指導要領改訂に関するご質問ですが、このたび、文部科学省から学習指導要領等の改訂が示され、今後、新たな指導要領等に基づく教育課程が編成・実施されることとなりました。今回の改訂では、変化する社会の中で学校が社会と連携・協働することによって、知識・思考力・人間性を育み、質の高い学びの実現を目指すとしております。町の教育研究所や各学校においては、新学習指導要領についての研修や学習会等を重ねながら準備に取り組んでおり、円滑に導入・移行できるように対応してまいりたいと考えております。

次に2点目の「外国語」と「道徳」に関するご質問ですが、今回の改訂の大きなポイントとして、外国語教育及び道徳教育を充実させるため、「外国語」と「道徳」を教科として位置付けられたことがあげられます。

本町において、「道徳」につきましては、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から「道徳科」という教科として、新学習指導要領に沿って取り入れることとしており、教員も外部講師による研修や勉強会等をとおして、支障なく授業ができるよう準備を進めているところでもあります。

また「外国語」につきましては、本町では、ALTや英語指導員を配置し、外国語教育の充実に取り組んでまいりましたが、新学習指導要領に示された小学校の中学年の「外国語活動」、及び上学年の「外国語科」は、前倒して来年度からの導入を予定し、現在、これまでの外国語教育に関する蓄積を生かしながら準備に取り組んでいるところであり、いっそうの外国語授業の充実にも努めてまいりたいと考えております。

3点目の子どもの体力向上に向けた現状と今後の取組方針に関するご質問ですが、今年度の小学生の体力テストの結果を全国平均と比較しますと、本町は、全国平均を上回るもの、または下回るもの、その結果は学校、学年、男女の別で相当のバラツキがありました。全体としては、特に体の柔軟性に課題がみられましたが、各校とも、弱かった項目についての実態を把握し、課題分野を克服するため、体育の授業を活用して個々の記録の向上に努めており、今後も子どもたちの体力向上に継続的に取り組んでまいります。

次に、田川地区の県立高校再編整備計画における本町の対応に関するご質問ですが、この度、県教育委員会から示されました計画の案では、田川地区の中学校卒業者の大幅な減少に対応して、平成36年度までに、田川地区の高校の入学定員を8学級程度削減することとし、そのための再編整備を行うというものでありました。この高校再編整備につきましても、高校のない本町にとりましても子どもたちの将来に関わる大きな課題でありますので、再編整備によって、より魅力ある高校づくり、子どもたちにとって真に有益な再編整備となるよう、見守ってまいりたいと考えております。

また、田川地区での中高一貫校につきましても、山形県が平成21年度に策定しました「中高一貫教育校設置構想」に基づき、「内陸と庄内地区に併設型中高一貫教育校のモデル校を設置する」という方針が提案されているものであり、内陸地区では、昨年度、東根市に東桜学館が開校したところであります。

さらに、その方針においては、中高一貫校における新設中学は、1学年を2から3の学級数としており、その規模から想定した場合、本町からも新設校に進学を希望し、入学する生徒がでてくるものと考えられますが、三川中学校の生徒数を大きく減少させるものではないと考えております。

しかしながら、新たに特色をもった中学校が設置されるものであることから、三川中学校においても、これまで以上に生徒の個性や学校の特色を生かした、人材づくり・学校づくりに努めていかなければならないものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、新学習指導要領改訂の町の対応ということですが、改訂されることによって、英語と道徳が教科化されるということで、これまでの学校の中での自由裁量の時間が減ってしまうのではないかという問題があると思います。自由裁量の中で行ってきた学習の振り返りや、その他の指導ができなくなってくるのではないかという問題があるかと思いますが、そういったきめの細かい対応ができなくなるということに対して、教育委員会ではどう対応していくのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 総合学習の時間とか、そういうものを文部科学省では振り返ってもいいということで、本校としても英語の時間というのは、来年度からは本校の場合には35時間と。中学年ですね。それが高学年においては70時間というものをとって、他の時間

がきめ細かい対応ができないのではないかというふうに言われましたが、やはり生徒の教育というのは、その教科にとってではなくて、いろんな教科を通して横断的な形で指導すると。これが私は教育の方針だと思います。

ということで、総合学習の時間においても、いろいろ課題を見い出して自分で解決する能力というのは、当然外国語活動あるいは外国語という教科においても、それぞれ私は教育の本論的なものは実現できると考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今、時間が増えてもそういった対応はできるというふうに捉えているのだと理解しましたが、外国語授業に関してですが、本町でのALTや英語指導員の配置状況を見ますと、庄内の他市町と比較してでも、指導者1人当たりの対応生徒数というのが大幅に少ない状況にあると。すなわち、よりきめの細かな指導体制になっていると。本町ではそう思います。今検討されている大学入学共通テストにおいても、英語は従来の読む、書くだけではなく、聞く、話すを加えられるということで、ますます本町の取り組みが数値として評価されてくるのではないかと思います。

しかしながら、次期学習指導要領に対応した、外国語教育に向けた教材開発及び教員養成・研修等の条件整備については、学校段階や学年段階、それぞれの課題に応じた指導体制の整備が必要だと思います。特に小学校については、教育委員会、大学と連携して教員の養成、採用、研修の一体的な改善の取り組みを進め、小学校教員の専門性を高めるとともに、中・高等学校の英語教員免許を有する小学校教員や退職教員が専科指導を行うことが重要と考えております。

そこで、町独自の外国語授業の研修体制をとることが重要と考えておりますが、町の考えはどうでしょう。

○議長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 他の市町では、本校みたいな英語指導員はつかないまま担任が1人でやっているということで、鶴岡市も三小とか、国の指定を受けましてモジュール授業、この前もこの場でお話したかもしれませんが、15分ずつ昼休みをいながら3日間で一週間の授業の割り振りをしてあてがうということで実施しているところがあるわけですが、本校の場合には、非常に教育に対するご理解のもと、英語指導員を2人つける。その他にALTということで、担任1人にしないで、英語指導員のもとでいろいろ連携しながらやっていると。他の市町に比べれば、本町の子どもたちは非常に恵まれていると思っています。

それで、今教員の採用試験も英語の試験もやって採用していると。英語の試験をとりながらやっているということで、現場に立った場合に、小学校の先生が、大学入試で英語を勉強したから英語を教えられるだろうではなくて、より話すとか聞くとか、そういう試験まで取り入れた形での採用試験をやっていますので、それなりの教員が採用されているというふうに私は確信しております。

ただ、現場においては、またそれとは違うかもしれません。本校の場合は20年以上の積み重ねがあって、英語指導員と担任が明日何をやるかと、放課後残って毎日毎日予習しながら

ら、その予習して、何をどんなふうな形で展開するか。それを1冊本にまとめたハローイングリッシュというのがあるんですが、これはもう非常によその英語関係者、業者、あるいは教育関係者から非常に高い評価を受けている。すばらしいですねという評価をいただいております。

そういうふうな積み重ねもありながら、それをさらに発展させるために来年度から2時間、あるいは小学校3、4年の1時間に対応して、今まさにそのカリキュラムについては三川町独自の形で作成している段階でございます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） カリキュラムは三川町独自で作成しているということでしたが、今の答弁を伺いますと、ALTと英語指導員が授業を作り込んでいるというような内容だったかと思えます。そうした中で、やはり教員、担任がより授業の構成を強めるといいますか、今6対4ぐらいで作っているような内容であれば、やはり担任の方の授業構成をもっとかかわりを強くするべきでないかというふうに思われます。より生徒に接しているのが担任だと思いますし、よりその個性に対応できた授業構成になるのではないかということが1点。できれば担任、ALT、英語指導員の3者を混じえた授業構成を作ることができれば。それと、その中でも、担任に裁量を大きく分けたような授業構成にならないかということをお伺いします。また、町独自でというカリキュラムでしたが、担任の研修するような制度などはあるのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 私があまりにも英語指導員とかALTを強調したがために、担任をそっちのけのような形でとられたような感じありますが、授業の展開を見てみますと、担任が主導権を得ながら、そしてALTあるいは英語指導員が出て、そしてまたその中でいろんな担任がかかわりながら、そして最後の担任が締めるということで、担任をそっちのけで英語指導員は英語だけを指導するということではありませんので、誤解なきようお願いしたいと思います。

それから、授業の展開においても、先程申し上げましたが、前もって担任がどんなことを聞いて、どこでこんなことを言って、そしてどんなことを子どもたちに問うか。そして最後はどんなことを学ばせたかったか、あるいは学ばせたいか。そういうことをきめ細かに、英語指導員が主導ではなくて、担任が主導のもとで英語指導員と協力体制をやっているということもご理解願いたいと思います。

それから、教員の研修においては、いろんな形で、町独自ではなくて、田川管内とか県の中で、小学校の担任が英語を担当する場合に、いろんな研修もありますので、ぜひそういうふうなものには積極的に取り組んでほしいということです。

それから、よそにない形で、本校のこういうシステムの中では、やはり担任の先生方も毎日毎日が研修になるのではないかなと思っています。より実践的な授業としながら、担任は英語を担当する指導者としてはより向上していると私は思っております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 三川町の今のALTと英語指導員の配置状況からしますと、担任の方も大変授業に取り組みやすい状況になっていると思います。ですので、研修が負担になるというよりは、もっと有効的に使えないかという面で研修をできればという思いもあります。また、外国語に関してですが、新学習指導要領の中には、やはり地元のネイティブな方も混じえた取り組みをすべきという記述も一部ありました。例えば、地元に住んでいる外国人の方に外部ボランティアみたいな形で講師をお願いする、または英会話教室などを開催している方を講師としてお迎えするというような考えはありますか。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 確かに地元にも英語のよくできるといいますか、外国人の方住んでおります。私も声をかけたことあるんですが、普段の授業の中にぽっと出てきて、やっってくださいと言っても、授業の展開、それぞれ限られた時間ですので、その中に入るとということは相当用意周到的な感じでない、なかなか授業には展開にならないと思っております。

それから、夏休みとか、あるいは夜とか長期の休暇において、そういう英会話教室をやるかなということも考えましたが、なかなか子どもたちも、夏休みとか、土日もスポ少とか、あるいはクラブとか、なかなかそこまでうまく計画が進まなかったということありましたので、ぜひ地元のそういうふうな資源といいますか、人材を生かしながら、より良い外国語活動ができるようにというふうに謳っていますので、またこれは今後の課題として受けとめたいと思っております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 外国語に関しては、三川町が大変先進的といいますか、そういった取り組みをしていると思いますので、これからもさらに前衛的な取り組みをしていただきたいと思います。

道徳についてであります。授業時数35コマのうち22項目は必須だということでしたが、残りの13時数の中で、様々な道徳授業のある中で、少しでも三川の自然や伝統、文化、戦時の伝記を伝えるためにも、三川町史であったり、三川探訪を参考にしながら、町の礎を築いた人物や事象をまとめた、道徳の授業で使用できるような小冊子を作成することが三川独自の道徳教育になると思いますが、町の考えを伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 今までも小学校の3、4年の社会科は、三川独自の教科書を使ってやっています。いろんな歴史的な人物を取り上げながら、小学校でもやっています。その他に、道徳は、確かに私たちが考えると、何か正しいものを身に付けるんだというふうな道徳授業と思いがちかもしれませんが、今文部科学省が言っているのは、他者とともにより良く生きるための基盤となる道徳性を養うということで、自分だったらどうするかという観点から、やはり自分と異なる意見も尊重しながら、議論として多角的に、あるいは多面的に考えさせる。いわゆる議論する道徳ということで、結論を一つに設けない。これは正しいんだからその結論にもっていくではなくて、いろんな意見を戦わせると。自分の考えを。それで、他の人の意見も聞く。議論する道徳というのは、これから望まれている、あるいは求め

られている道徳の授業のあり方なんです。

ということで、三川の歴史的なものを知るというのは、これは小学校3、4年でやっていますからあれなんです、当然文部科学省で、新学習指導要領においては、地元の文化とか歴史も知るといことも入っていますので、今佐久間議員の言われたことも参考にしながら考えていきたいと思ひます。ただし、教員自体が三川町を知らないもので、子どもたちの方が三川町をよく知っているという可能性もなきにしもあらずなので、生半可に先生がやったとしても「先生ちがうよ」というふうに言われるかもしれません。だからその辺は、では教員が議論する道徳にどういふうに立ち向かえるかといこともなかなか問題あるかもしれませんが、貴重なご意見として今後検討させていただきたいと思ひます。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 道徳に関しては、やはり先生が知らない可能性もあるというお話でした。そういった資料がなければ先生も授業に使いようがないのではないかといことで、こいふうお話をさせていただきました。

体力向上の件であります、全体的な底上げと、また一方では長所を伸ばすといふうなこも重要と考えますが、長所を伸ばすといふうのは、環境によって対応はなかなか難しいといふうに捉えております。しかしながら、全体的な底上げといことは、運動が苦手な方向けに特化した、意識啓発も含んだよい授業を取り組むこが重要だと思ひますが、いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） スポーツにおいて長所を伸ばす、それもあれですが、体力テストとなりますと、やはり劣っている部分をいかに平均に近づけるかと。他よりもよりすばらしい能力を身に付けさせるといよりは、劣っているところをそれなりに自分で見い出して、それに挑戦しながら平均に近づくこが私は最優先だと思ひます。

全体的な底上げ、意識づけと、これは各学校でそれぞれの課題を分析しながら、そしてその克服に努めております。三つの小学校がありますので、横山小学校は何学年がこれが弱かったと。あるいは押切小学校、東郷小学校においては、それぞれの課題を見い出して、そして体育の授業とかいろんなこ、それから遊びの時間とか、こいふうなところでその克服に、それぞれの学校が実態を把握しながら努めているのが現状です。参考までに、今まで課題となった握力とか50メートル走は、学校によってマイナスのところはありますが、大体改善されているよい傾向があります。ただし、小学校3校に共通しては、上体起こしとかソフトボール投げ、これが全国平均よりも下回る学年が多くなってきた。それから、長座体前屈、柔軟性が、東郷小学校の場合は全学年を通して全国平均以下だったといこなので、これは他の学校もそうなんです、非常に全国平均を下回るといこで、柔軟性を養うために、準備体操を授業の前あるいは授業の最初に取り入れながら、各学校が非常に前向きな形で取り組んでいる。そして、体力向上に向けているといこが現在の三川町の状況でございます。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） やはり体育の授業で対応しているということでしたが、二極化しているのが目に見えてきたなど。伸びている人は伸びている。しかしながら、やはり底上げができていないのではないかと感じる。例えば、運動が苦手な生徒を対象に、町民体育館で現在三川スポーツクラブが行っているような、誰もが初心者と言える、大人も子どもも運動能力にかかわらずある程度できるニュースポーツなどを重点的に行うなどして、運動意識の向上であったり、参加者維持、また参加意識を高めるためにも、そういった方たちのバスでの送迎などを町が積極的に取り組んでいくということが必要だと思いますが、その辺いかがでしょう。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 確かに学力も、それから運動においても、二極化というのは、やる子とやらない子がはっきりしていると。これが現状かもしれません。

それで、今三川のスポーツクラブがあります。それから、大人も子どももニュースポーツというようなことありました。私、議員の皆さんも、三川町の子というのはもっともって都会よりも平均より上ではないか。柔軟性も体力も、こんな自然の中で活動する、活躍する場がたくさんあるんだから、本当はもっと上になってもいいのではないかと感じる。現状はマイナス面が多かったわけですが。

一つは、すべていろんな形で、学力もそうですが、学校教育の責任になりますが、どうでしょうか。私は家の中でお手伝いとか、東京都内だと意外と電車通学とか階段の昇り降りとありますが、逆にこちらの方が自然に恵まれていくだけでも走れるのに、走らないで家の中に閉じこもりっぱなしというのが、結構そういう子どもたちが多いのではないかと感じる。確かに行政としては今みたいなスポーツクラブ、あるいはニュースポーツ、それから運動意識、参加意識を高めながら、そういう機会も考えられますが、あとはやはり家の中とかでの仕事、掃除、あるいは手伝い、そういうこともやらせると少しは体力がつく。雑巾がけなんて家であまりやらないのではないかなど。雑巾がけは非常に足腰も鍛える形になるかもしれませんが、学校教育とともに、家庭教育の課題としても取り上げながら、いろいろ問題点を探りながら考えていきたいと思っています。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 今の教育長の答弁で、そういえば私も小学生の頃雑巾がけしていたなということを思い出しました。小学校6年間、中学校も、少しサボったかもしれませんが、やりました。今の中で、やはり家庭での働きかけが大きいのではないかと感じる。私も子どもを見ていると、スポ少であったり、別のスポーツというのが今盛んに行われている中で、周りに子どもがいなくて、習い事に行くのに一生懸命になってしまっていて、外で遊ぶことであったり、友達と遊ぶということがなかなか見受けられなくなってきたなという問題があると思います。運動に興味のある子はどんどん外に出て行ってスポ少をしたりとかしていますが、やはりちょっと苦手だなという子が、外で遊ぶ子もいなくなっているような状況になってきているのではないかと感じる。

ですので、ぜひこの意識改革であったり、少しでも運動に興味をもってもらえるような取

り組みをしていただけたらと思います。

二つ目の、県立高校再編計画についてであります。答弁の中で、本町にとっては生徒数なども大きい減少になるものではないという答弁がありました。しかしながら、入学者数であったり、教員体制にも影響を及ぼす可能性もあるというふうに思います。そうしたときに、例えば教科担任がいなくなってしまうような事態が起きたときの対応です。また、生徒の学習面、生活面の対応が、やはりこれまで通りできると想定しているのかどうかということをもまず伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 私質問をあまりきちんと受けとめられなくて大変申し訳ないんですが、教員対応、町というのは県費の職員ですから、三川町の管理下にありますが、県が採用したということで、そういう人が結局は県立高校の方に鞍替えするという形になると思います。教科の担任が少なくなれば、それだけ補充もあろうと思いますし、クラスによって、教科何時間あるからその教員をこちらに向けてくれるということは当然可能だと思います。

それから、生活面というのも、私質問の内容分かりませんが、そういう学校ができることによって指導する教員が少なくなるのか、優秀な教員がいなくなっちゃうのではないかと、そういう可能性かなというふうに思いつつ、でも、今教員の中においても、子どもときちんと向かい合う、それから今教員が非常に多忙感があって、子どもたちときちんと向き合えないということで、働き方改革ということで非常に取り上げられています。そういういろんなことが改革しながら、教員もやはりそれなりの所信をもちながら子どもたちと向かわなければいけない、向かわせなければいけない。そういう指導も、私たちと見れば必要なことかと思ひまして、教員の対応等は、そういう佐久間議員のいろんなご心配も当然問題は出てくると思います。それも克服しなければいけない課題というふうに私たちは捉えています。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 生徒数の減少というのは大したものではないという認識でしたが、今まではそういった生徒が、学校や学年、クラス、または生徒会などを牽引し得る人材という捉え方をしますと、そういった流出による全体的な問題が生じてくるのではないかと思っています。私は、1人の教員が複数学年を担当する縦持ちの教科と、頻繁な教員の学年会議で子どもの状況を共有するなどの、きめの細かい対応が今後必要になってくるのではないかとありますが、どう捉えているのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） まず中高一貫校ですが、確かにこういう学校ができると、すべてエリートで、頭のいい子だけが上澄みをとってそういう学校になるかと。実は、小学校から中学に行くときに、学科試験はやらないです。国語とか算数とか理科と社会とか、それは公立の試験ではやってはいけないことになっていますので、5教科的な社会科と国語、あるいは算数と理科を総合的にやって、資料をもとにしてどう考えるかと。当然学力の高い子は選ばれるかもしれませんが、中学になってまた英語というのが出てきますから、すべての優秀



な集団がそっくり行くというふうに私は考えていません。また、中学になって伸びる子もいますので。生徒会を牽引するとか、クラブ活動を牽引する、あるいはいろんな活動を引っ張っていく子どもたちが奪われる。そういう子がいなくても、また次に出てこなくてはいけない。そういう子を期待しなくてはいけないと思いますし、私はエリート教育というのはすべてエリートであると。一部が特権、あるいはその階級にあぐらをかくようなのではなくて、いろんな分野でそれぞれ牽引役がいます。それが望ましい子どもの社会ではないかなと思っております。

それから、1人の教員が複数もつ。これは多分、中学校においては自分の学年だけではなくて、クラスが少なければ学年すべてを通して教科をもたなければいけないし、今までもやられているということで、複数の学年にまたがるということは当然のことだと思いますので、中高一貫校ができるにあたって、メリットもありますがデメリットもあります。すべてメリットだけを強調しますが。だったら、さらに三川中学校の、例えば5人の中学校に入るべき生徒がそちらへ行った場合には、それなりの勢力の中で最大限に発揮させるような教育を施すのが私たちの使命ではないかなと思っております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 学力の面で言いますと、中高一貫校に優秀な人材が奪われる可能性もあるということは十分考えられると認識しておりますが、遊佐町では、昨日の報道にもありましたが、高校受験を支援し、進路選択の幅を広げるために、中学3年生を対象とした無償の学習支援塾の開設を目指しているということでした。講師に元教員や大学生を考えているということのようでしたが、やはり中学生のその時期に大学生と交流できるというのは様々な面において大変素晴らしいことだなと思えます。中高一貫校の影響を考えるうえでも、本町においても有効と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 高校受験を見据えた形で無償の学習塾と。今庄内町も夏休みやっています。三川町もやりましたが、夜の学習会ですね。ところが、中学3年生がだんだん少なくなって、結局は鶴岡市あるいは酒田市も近いですから、そういう専門とする塾の方に皆通いがちなんですね。ということで少なくなって需要が少ない、だったら小学生にシフトを変えようということで今小学生を対象にやっていますが、高校受験を見据えた形での学習塾的なもの、あるいは支援するような事柄というのはこれから出てくる可能性もあります。というのは、私は中高一貫校というのは完全には否定しません。やはりいろんな選択肢があるということが、子どもたちにとってみれば魅力的なわけです。かと言ってそれが、先程学力がすごくいい子だけが集まるだろうというふうに佐久間議員おっしゃいましたが、当然それはそれなりなんですけれども、落ちこぼれもたくさん出てきます。これは私の経験上、メリットとしては、6年間の継続的な学習と効率的なカリキュラムが運営されるということで、6年間本当に同一の環境で勉強に打ち込めるというメリットはありますが、高校受験がなくてゆとりも生まれるんではないかと。非常に素晴らしい環境だというふうに思いつつ、やはり途中で挫折した子どもがリセットできなくなってしまうんですね。ということで、勉強にも

ついていけない子もかなり出てくると思います。

というふうなことで、私はそれはそれなりに学力のある子の集団かもしれない。でも、もっともっとそれ以上の子どもたちを育てようという、例えば三川町なら、三川町の三川中学校が中高一貫校に負けないような形で皆頑張ろうと。またそれなりの目標が出てきて、いい面で対抗心が出てくるのではないかと。そのためにももう少し勉強を頑張ろうということで、高校受験に向けた形でそういう気分が高まってくれば、町としてもいろんな施策を考えたいと思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） これからは、中高一貫校によって教育の格差が生まれてしまう可能性があるというふうに考えますが、本町でのきめの細かな学習体制を強化し、また、教育に重点を置いた施策を講じることにより、教育を受けるなら三川町と言ってもらえるような町づくりが重要だと思いますし、また、それを子育て世代にPRし、支援されることにより定住人口の安定につながるのではないかと思います。

それを踏まえたうえで、三つ目の質問です。これまでの子育てへの切れ目のない支援により、若者の定着を図っていますが、育てた後の回帰までを施策として取り組むべきではないかと思えます。現在の若者定着奨学金返還支援事業では、本人が実際に帰郷するか実行性が見えないのではないかと思えますが、どう捉えていますか。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 県との連携事業でやっております、平成28年度から実施しております若者定着奨学金の事業でございますが、先程の町長の答弁にありましてとおり、昨年度は9名ということで借入れがあったところがございます。申し込みをして借入れして、実際大学の方に在学して、その後3年なり4年なり経過した後にこちらの方に戻ってくるという部分というのはまだ先ということで、確実な部分はまだ見えないということがございますが、一応借入れする際には、地元の方に戻ってきて3年間就業して減免するという制度で借入れしている制度ですので、本人の方でも、申請する際には当然地元の就職する企業等、そういった定着のあり方はまだ見えない部分がございますが、申請の段階でそこを意識して借入れしていると思っておりますので、地元定着、そういった部分については、その制度を借入れする学生には、その意識はあるというふうに捉えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 先程の答弁の中で9名の方を対象としているということで、私は地元回帰に関しては、働く場所であったり、交通インフラなどの様々な問題があると思えますが、やはりより大きな問題は、地元から出て行った人が三川町に対する関心であったり意識というのがどんどん薄れていってしまうということに大きな問題があると思えます。やはりより回帰の実行性をもたせるためにも、地元回帰を主旨とした新たな奨学金制度が必要だと考えます。奨学金というのは能力のある学生に対してということでしたが、能力のあるというのは、その9名にかかわらずあるというふうに私は思うんです。なので、その幅をより広げた制度を作るべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 育英奨学金ということで、県との連携で地元定着の部分、平成28年度から総合戦略の中でも創設して現在実施しているところでございます。町独自には三川町育英奨学金ということで、これは先程の町長の答弁にありましたが、こちらの方は就学後に1年経過した後に償還していくという制度でございます。これを地元の方に回帰になるような形で、町独自で、県との連携の部分ではなく、佐久間議員言われているのは奨学金の返還減免になるような町独自の施策ということだと思いますが、現在の町の育英奨学金と県との連携でやっている部分、それから本町におきましては、三川産業団地についても先頃新たな企業が創業して、事業の拡大ということで、既存の企業の工場も拡張される新しい企業、また、現在みかわ産業団地Ⅱ期においても、新たな企業が来年に創業するというところで、こちらの方に回帰する土台となる企業、これからの三川町の方で新たな若者の就業に対応できるような就業機会の確保ということで、そういう土台づくりにも現在取り組んでいるところですので、そういった形で、学生が修業したのちに三川町の方に帰ってこれる就業機会の場の確保。さらには、住宅ということで、住まいの部分でも、若者たちが住みたくなくなるような住宅支援ということで、桜木の住環境の整備、合わせて整備を図りながら回帰に向けた取り組みを進めていきたいということで考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） Mターン戦略の中では、住宅であったり、雇用の機会を創出するといった戦略が練られております。ですが、やはり心と三川をつなぐような政策も必要ではないかと思えます。具体的には、人と三川の心をつなぐということで、大学や専門学校に進学する三川出身者に、様々な基準は設けなければならないと思えますが、現行の県の若者定着支援事業で、町が負担している額と同等額、今は月額1万3,000円だったと思えますが、それを大学生向けに支給すると。しかし、その支給の条件として、例えば、対象の学生からは、大学で学んでいることや生活の様子を町内の中学生向けに報告してもらおう。帰って来てですね。また、その人が社会人になった場合、その職場であったり仕事内容を町民向けに報告してもらおう。そういう機会を設けることで、出ていった本人の三川への意識や関心を維持できると思えますし、三川の外に出た人が、三川も今の現状や問題を見てもらう機会というのが生まれるのではないかと。そうしたことで、三川とその人がつながることができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 今の奨学金の1万3,000円を利用して、学生と三川の中学生、それから町民をつなぐ取り組みができないかということでございました。確かに地元の方に帰って来る意識を高めるということで考えれば、そういった奨学金の制度を活用して地元の回帰の意識を高めるということもあるのかなというふうには思っているところでございます。そういった中で、学生の方に新たな負担にならないような形で、地元の良さ、いろいろな部分、町からの情報発信という部分で、大学生、当然県の連携事業を申し込みする際には学生の住まいの住所とか、そういった部分の申請も出てくると思えますので、いろいろな町

の企業とか、いろいろな政策で現在若者向けに進めている企業誘致、それから住宅、いろいろな町の政策についても、こういった形で地元の若者への支援を行っているという、情報発信は学生の方に町の方からも行うということもできるかと思っておりますので、いろいろな形で、回帰につながる取り組みについては、今後関係課の方といろいろな連携を図りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） そういった学生に対する情報発信といたしますが、インターネットであつたり簡単にできる時代ですが、やはり本人が戻って来ないことには意識が希薄になっていくと思います。いくら手元で町の情報が見えるからといっても、本人が実際に出向かないことには、どういった問題が起きているのかというのは、やはり携帯であつたりパソコン上では分かり得ないということだと思いますし、実際に何回も足を運んでもらうことが地元回帰の一番の問題解決につながるのではないかと思います。月額1万3,000円をという話も例で挙げましたが、例えば、そういった学生向けに、正月であつたり盆に帰って来るような補助であつたり、そういった政策というのは考えていないでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 学生が地元に戻って来るような新たな政策ということでございました。学生の年齢からいきますと、18歳から20歳を超えている方ということで、その年代によっては成人式というの、その期間によく町の方でも開催されます。そういった地元の方に帰って来る機会もあろうと思いますので、そういった形で、地元の情報の発信のみならず、三川の良さをいろいろ知ってもらう機会と捉えて、例えば成人式なり、いろいろな場面で、学生へ本町の町の取り組み、それから住民との情報交換なり触れ合う機会、夏祭り含めて触れ合う機会を総合的に、町としてどういったあり方で進めればいいのか、そういった部分については、今後関係課と連携しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 住宅環境の改善によって、核家族世帯が増加していると感じます。住宅ローンと子どもの進学が重なる世代が多くなっていると感じますし、より子育て世代に選択され、その子どもが回帰できるような、また定住人口の安定した町になるためにも、そういった取り組みをすることが重要だと考えております。

また、町から出て行く人たちは、皆さん故郷に錦を飾る気持ちで頑張っていると思っておりますが、それぞれの方の心に三川の糸を結びつけていくということが、より実行性のある施策ではないかと思ひまして、私の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時31分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前10時50分)

○議長（小林茂吉議員） 次に、6番 芳賀修一議員、登壇願います。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

- |   |   |
|---|---|
| <p>1. 平成 30 年度からの農業政策改変に伴う、三川町独自の農業政策実施について</p> | <p>1. 米の需要に応じた生産目標を達成するためには、水田転作作物の生産有利性が実感できる政策が必要と思われませんが所見を伺います。</p> <p>2. 産地交付金の独自加算の考えは。</p> <p>3. 瑞穂の郷づくり事業の新たな計画について所見を伺います。</p> <p>4. 農産所得拡大支援事業や田からもの逸品開発事業を、自発的発想を生かすために町民提案型にする考えは。</p> <p>5. 三川産農産物を生かした特産品を開発するために、商業者も含めた会議の必要性について所見を伺います。</p> |
| <p>2. 高齢者の健康と生きがい作りに役立つ、自主的活動の拡大と充実について</p>     | <p>1. 現在の自主活動の現状と課題について所見を伺います。</p> <p>2. 老人クラブ組織の減少の原因とその対策について所見を伺います。</p> <p>3. 組織拡大の実例を研究し、三川町での対策に生かす考えは。</p> <p>4. 自主活動や交流を進める拠点施設の必要性について所見を伺います。</p>  |

平成 29 年第 5 回議会定例会におきまして、通告に従い一般質問を行います。

第 1 点目、平成 30 年度からの農業政策改変に伴う、三川町独自の農業政策実施について伺いたいと思います。

具体的には、米の需要に応じた生産目標を達成するためには、水田転作作物の生産有利性が実感できる政策が必要と思われませんが所見を伺いたいと思います。

それに伴い、産地交付金の独自加算の考え方をお伺いしたいと思います。

また、瑞穂の郷づくり事業の新たな計画について所見を伺いたいと思います。

農産所得拡大支援事業や田からもの逸品開発事業を、自発的発想を生かすために町民提案型にする考えはいかがでしょうか。

また、三川産農産物を生かした特産品を開発するために、商業者も含めた会議の必要性について所見を伺いたいと思います。

第2点目、高齢者の健康と生きがい作りに役立つ、自主的活動の拡大と充実について伺いたいと思います。

具体的には、現在の自主活動の現状と課題について所見を伺いたいと思います。

老人クラブ組織の減少の原因とその対策について所見を伺いたいと思います。

また、組織拡大の実例を研究し、三川町での対策に生かす考え方をお伺いしたいと思いません。

最後に、自主活動や交流を進める拠点施設の必要性について所見を伺いたいと思います。

以上、一般質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀修一議員に、ご答弁申し上げます。

はじめに、平成30年度からの農業政策改変に伴う、三川町独自の農業政策に関する5点のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

水田農業が農業政策の改変に対応しながら持続的な発展を目指すためには、米を中心とした主産作物の販売競争力の強化に向けた取り組みを進める一方、米の需給調整への対応と水田農業の振興対策を盛り込んだ「地域水田農業ビジョン」の達成に向けた取り組みを確実に推進していくことが必要であると考えております。そのため、このビジョンでは、米はもとより、大豆・麦等を町の「戦略作物」に位置付け、「産地交付金」を町独自の振興策として交付しているところであります。

一方、「こだわりの米づくり」の積極的な取り組みを支援する、町独自の施策である「瑞穂の郷づくり事業」は、本年度、事業期間の最終年度になりますが、当初掲げておりました、5年後、10年後の事業目標について、目標年度を前に達成が見込まれることから、今後は「こだわりの米づくり」の更なる前進を念頭に、一層の施策の充実を努めてまいりたいと考えているところであります。また、米以外の農産品等による所得の獲得を支援する「三川町農産所得拡大支援事業」や、ふるさと応援市場を活用した販路開拓を支援する「田からもの逸品開発事業」は、基本的に、事業実施者の申請に基づく支援となっており、町民提案型の主旨に沿っているものと考えているところであります。なお、今後とも、申請者の自発的な発想が活かせるような対応に努めてまいりたいと考えております

また、特産品を開発するための事業者を含めた会議の必要性についてであります。本町におきましては、これまでも農業者と事業者、又は実需者が個別に連携し、多くの特産品を開発してきたところであることから、当面、これまでと同様の方法により推進してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の自主活動に関する4点のご質問であります。1点目の現状と課題につきまして、本町におきましては、町内会単位での老人クラブ活動のほか、身近なところでの交流や閉じこもり予防対策としてのミニサロン事業、そして、仲間づくりや介護予防の場としての「いきいき百歳体操」などが行われているところであります。しかしながら、このような活動においては、リーダーとして牽引する人材や、お世話をする協力者が必要であり、その方々の確保は常に課題となっているところであります。

次に、2点目と3点目の老人クラブ組織に関するご質問については、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。どの町内会にも老人クラブがあり、老人クラブ連合会に加入していた時代もありましたが、現在は九つの町内会で組織する7単位老人クラブによる構成に減少しているところでもあります。老人クラブそのものがなくなった町内会、老人クラブ連合会に加入はしていないものの老人クラブ活動を行っている町内会と二つの側面がありますが、その要因としては、「現役」で仕事に励んでいる方が多いこと、組織に頼らなくても自分の好きな趣味活動や講座を見つけ参加できる環境になってきたこと、そして、役員のなり手がいない、役員の負担が重いということなどが挙げられております。町では、健康寿命の延伸や地域の支え合いを考えると、老人クラブの存在は大きなものと認識しているところであり、老人クラブ連合会の事務局である社会福祉協議会と連携しながら、今ある活動を支え、その意義の発信に努めてまいりたいと考えております。

4点目の高齢者の活動拠点についてのご質問であります。生涯学習や福祉活動、健康づくりや生きがいくくりなどに対応した、各種関係団体の活動拠点といたしましては、町や町内会の公民館、社会福祉センター、町民体育館やアスレなの花等があり、多くの方々に利用していただいているものと認識いたしているところでもあります。

今後とも多様化するニーズに応えられるよう施設機能の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 最初に、30年度以降の農業政策について再質問させていただきます。

考え方としては、国もそうありますが、水田以外の、日本国内で足りない作物といいましょうか、大豆、麦を中心とした作物を新たに作付定着していくことによって、水田の水稲の生産数量の目標を達成するようになるという考え方がありますが、残念ながら、今まで国が示してきました転作については、単なる目安を示すということで、各県と市町村の努力に任せられるというふうになっておりまして、来年度から、大きくは変わらないことにはなりますが、かなり意識的には違った状況になっていくと考えております。特に今年に関しては、生産数量がかなり不作傾向にあるという意味では、価格については上昇傾向にあると思っておりますが、それが逆に生産者にとってみれば、また特異な流通業者にとってみれば、米の増産を促すといいましようか、そういう意欲が逆に高まっていく可能性もありまして、生産過剰が心配され、また、それに伴う価格低下ということが予想されるわけですが、それに対してどういうふうに、三川町の再生協議会はきちんとした方向性を出しておりますが、考え方としては、やはり米直接の生産の維持はもとより、今まで現状の作物に対して、今以上の奨励策をとるということが必要だと思っております。生産数量の目標を達成するものに対して、生産者に対して特別な奨励措置というのはとれないというふうにはなっておりますので、逆に言いますと、やはりその転作物物に対して、取り組むものに対して、例えば米よりももっと有利性があるよというふうな雰囲気といいましようか、それで実態としてそういうふうになるよ

うな支援策が必要だと思います。今お話ありました産地交付金については、少し私自体の理解も不足しております、これは各市町村の独自の政策を作ることができるという意味では、価格的にも任されているという意味では、町としても産地交付金をきちんと確保しているというふうに言いますが、国自体としても、要望としてもありましたが、産地交付金をもっともっと増やしていこうという考え方がありますので、そういう意味では、産地交付金を作ることに對する有利性を発揮できるように、ぜひ考えていただきたいと思います。

それから、具体的に瑞穂の郷事業についてであります、今年で計画年度終わりということで、来年度からは新しい計画を作ると。元の瑞穂の郷事業の原資というのは、ふるさと創生基金だというふうに伺っておりますが、実際瑞穂の郷事業の恩恵といいたいでしょうか、私自身も利用させてもらって非常に助かっておりますが、中心とした直播きの栽培と、それから有機栽培の奨励という意味での機械設備の補助であります、これは一通り充足してきたかなという形に私受けとめておまして、来年度からまた新しい格好の、たぶん検討中だと思いますが、考え方が必要だと思いますので、農産所得拡大事業の関連で、転作作物に関しては、農産所得拡大事業として奨励するという考え方がありましたが、一つお伺いしたいのは、現状の農産所得拡大事業の進行状況についてお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 具体的に30年産からこれまでの生産調整にかかわる配分がなくなりまして、山形県及び三川町もそうなんです、生産の目安を示していこうということで方針決定をしております。言われるように、そういう流れの中では、米の生産過剰になるのではないかと、いろいろな面で心配される部分がございます。そうしたものを踏まえながら、いわゆる生産調整を行う対面にある大豆、麦、長ねぎ、その他米以外の作物を生産することで、生産調整を確実なものにしていくという今までの手法、考え方を、今後もより確実に進めていく必要があるというふうには考えております。

したがいまして、実際にその手立てとして、今現在手元にあるのは低所得安定対策という、いわゆる国の財源があてがわれた支援策、交付金です。町でも5億弱のお金が生産調整を行っている農業者のもとに届けられておりますが、そのうちの9,000万円弱が、町が使い方を決めることができる産地交付金になってございます。実際に町の一般会計を通してのものではございませんので、三川町の農業再生協議会、こちらの業務を落としながら、国の方、県の方から直接農業者のもとに行くということで、なかなか見えづらいところがございますが、実際には、先程申し上げたとおり、産地交付金、三川町の裁量で決定できる額が9,000万円弱ありますので、そちらの中で、振興という視点を入れながら、継続的に実施しているところでございます。具体的には、大豆が中心になります。これも継続的に、他の作目よりもかなり重点的に交付金をあてがっております。国自体の制度でも、大豆というのは選択作物という形の中で、10a当たり5万円ほどの交付金があてがわれておりますが、今申し上げた産地交付金、町の振興策の中でも特別に三つのメニューを設けてまして、合計ですと10a当たり2万円から2万3,000円ですので、国と合わせて10a当たり6万5,000円というような大きなお金を、大豆については振興交付金として交付しております。大豆自体が生産販売



もございますので、それを合わせますと10a当たり9万円、10万円はやはり切りますが、一番大きな支援を受けているのが大豆ということになるかと思えます。それ以下、長ねぎに大麦、そういったものについても、重点作物として、今のような形で、産地交付金で特に重点的に応援しておるところでございます。

ご質問にありましたように、情勢を踏まえながら、米に代わる、もしくは米以上の手立てでできないかということでもございましたが、実際に大豆を例にとりますと、10a当たり120kgから180kg、2俵から3俵、仮に取れるとします。そうしますと、今現在1俵当たり9,000円と考えると、1万8,000円から2万7,000円だと。先程申し上げた、大豆を作った際に、交付金を入れて10万円を切る金額があるということは、生産された大豆の価格の何倍もの交付金があってはじめて生産につながっているということがございます。したがって、それ以上追加になって、米と同等もしくはそれ以上の有利性をもたせた作物というのは考えにくいかなと思っております。さらに言えば、今現状でも補助金で支えている生産になりますので、もしこの補助金がなければ一気に作る人がいなくなるというリスクも抱えておりますので、とりあえずは今現状財源的にも確保できているものを有効に使うというような形で進めるべきかなと考えております。

それから、2点目の瑞穂の郷づくり事業でございます。ふるさと応援寄附金、そういったものを財源にさせていただきながら、こだわりの米づくり、町独自の施策として今実施をしているところでございます。町長の答弁にもございましたとおり、事業目標に掲げたのが担い手への水田の集積率ということで、80%掲げています。これにつきましても、5年後の平成31年度には中心的担い手が200人、これに対しまして、有用な経営水田が1,600haで72.7%ということで5年後に描いておりました。これについても、今現在ある程度その数字に至っております。また、もう一つのものが、有機と特産品のものです。こちらについても、590haのうち35haということで、有機、特産それぞれでございますので、これも三川町の水田圃場での5割に達しているという状況になっております。そういった目標を掲げながら実施したのが、絞り込んだ直播きですとか色彩選別機、そういったものでの支援をしたということになります。実際に事業評価、目標達成という部分を踏まえまして、今年度終了の部分も来年度に向けてどう考えるかと。具体的なものでございますが、例えば、こだわりの米づくりについては変わりませんので、さらに進める意味では、新しく出てきた要素としては、いわゆる農業生産工程管理（GAP）ですか、将来的には輸出とかいろんな面でどうしてもクリアすることになるだろうGAPの取得。もう一つは、今年度までやったメニューについても、先行して取り組んだ皆さんの姿を見ながら自分もやってみようという人たちがまた出てきています。ですので、同じ規模とは言いませんが、やはり直播き、色彩、そういったものについても、ある程度その効果を生かすという意味で、事業として継続していきたいと考えております。

それから、農産所得拡大支援事業進捗状況ですが、今現在原木しいたけを栽培している農業者の方について、既存のハウスを集約し、大型のハウスを1棟建てると。しかも、自前で建てるとということで、建設コストをかなり減免したやり方で向かうと。結果的に所得が確実

に増えるということがありますので、これについて今進行しております。さらに、候補者としては、パプリカですとか、今現在向かっている方々が1棟、2棟追加して増やしたいというような話もございましたので、それも候補としてあります。あともう1点の候補としては、冬場の所得も農作業確保という形で、具体的には葉っぱものになりますが、こういったものに向かいたいというような話も2、3ありますので、その中から、年度中にかなり数件進めていきたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 丁寧な回答ありがとうございました。聞きたい所得拡大事業に関しては、現在進行中の中身をお伺いしましたが、町単独の補助事業といいましょうか、支援事業については、今言った瑞穂の郷、それからがんばる農家支援、リーディングファーマーズ銀行、特産キラリ生産拡大支援、今の農産所得拡大、それから田からもの逸品、これのメニューがかなり揃っております。その中で、その補助金体系を今後どのようにもっていったらいいかという私としての提案なわけですが、一つは、瑞穂の郷事業は、水稻のみというふうな一応限定した補助金になっておりまして、これは一応国の資金ではないので、例えば中古機械も使えるという、非常に生産者にとってはありがたい、使いやすい資金だと思っておりますが、もう一方、農産所得拡大事業に関しては、今の進行状況を見て分かるとおり、施設物を中心とした補助金の体系になっていると。もう一つ重要な点は、一応産地交付金等での補助はあるにしろ、水田で転作作物、大豆、麦、それから枝豆、ねぎとか、そういう転作作物の作付がかなりあるわけですが、その中で、転作作物の機械に対する助成について、瑞穂の郷事業の範囲を広げたらどうかというのが私の考え方でありまして。例えば、枝豆なんかで言えば、鶴岡市で言えば枝豆の作業機械に関しては半額ですよ。そういうのが制度的には他の市町村ではあります。ただ、今の三川町の生産振興に関しては、大豆、麦、ねぎとか枝豆に関しては、がんばる農家で若干小型機械というものはあるんですが、例えば、100万前後の機械の導入に関しては、現実的にはないと思います。要するに、瑞穂の郷という考え方そのものは、水田という意味でありますので、水田はもうすでに水稻と転作作物両方が瑞穂の郷だと思いますので、広い意味で考えて、その事業の中身に関して、今言ったような転作作物の機械に対する補助も繰り入れたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 事業としては、瑞穂の郷づくり事業、こだわりの米づくりと、米に限定をしておりました。それに並行して今年度から向かっているのが、米以外の作物で所得を上げようということで、三川町農産所得拡大支援事業ということで、二つの事業としてそれぞれ分けておりましたが、議員言われるとおり、大きく見れば瑞穂の郷づくり事業、農業部分を振興していくための事業だという考え方については異論ございません。

ただ、進め方として、今まではそういうふうに分けておりましたので、シンプルに分かりやすくという意味で、瑞穂の郷づくりは米であり、それ以外の作物での所得獲得が農産所得拡大支援だという形で仕分けした方が分かりやすいかなと思いますし、今現在その考え方に基づいて今のご提案ございました。転作作物について、例えば必要な機械等を助成という形

で増やしたらどうか、広げたらどうかという考え方でございます。それも一つあるかと思えます。ですが、その後の農産所得の拡大ということで視点を明確にしていますので、例えば、これを作るために機械が必要ですよというのは理解できます。しかし、この事業については、この作物でこれだけの所得を上げるので、それをするためにこの機械なり物が必要ですよということをご提案いただいて支援するという流れを描いていますので、結果的には機械導入という部分に該当するわけですが、あくまでも所得を上げるんだという視点が必要かと考えています。つまり、大豆ですとかこういったものに、先程もご説明しましたが、大部分が交付金で成り立っています。それが形の変えた所得にはなるんですが、生産所得、作物を作って、それを売って得られる本来の所得を何とか上げていこうという話ですので、やはり収益性のある長ねぎですとか枝豆、こういった形での作物に対する生産支援というのが一番有効かなとは思っています。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 今の考え方としては、例えば具体的に枝豆の機械の話をしませんが、枝豆の機械に関しては、例えば機械設備、今結構大型化といいたいでしょうか、若干面積を増やすだけでも、例えば播種機・定植機械、それから中耕機械、それから収穫する、引っこ抜いたり刈り取り、いろいろ方法ありますが、汎用コンバインもあります。それから、脱穀機械、それを選別する機械、たくさん機械が必要なわけです。その機械の今の現状で言いますと、個人でやる場合は特にですが、補助金の該当はないです、実際には。それに関して、では所得拡大事業の中で提案したらどうかという話がありましたが、私は提案の仕方によっては、これは300万円の予算ですよ。それで、瑞穂の郷づくり事業は1,000万円というふうな予算がありますので、この金額的な割り振りの問題はあると思いますが、やはり私はそれぞれ補助金をもらうためには生産の計画、所得の計画が必要になったということはもちろんなわけですが、瑞穂の郷に関して言えば、ではそれほどの所得の目標を掲げて、目標の達成どうのこうのというふうな条件はついていないはずなんです。それは予め入荷されているからということだと思えますが、そういう意味では、やはり私は所得拡大事業としてではなくて、瑞穂の郷の中にそういう転作機械の導入に対する補助金もぜひ入れるべきだと思いますが、これ簡単にまずいいですか。答えてください。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 言われるような考え方は十分理解できます。参考にさせていただきたいと思えます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 次に、特産品開発についての会議ということで質問させていただきましたが、その回答としては、商業者、農業者個別に連絡取り合いながら特産品の開発を進めていますという回答でありましたが、私は、これはやはり個別ではなくて組織的にやるべきだと。そうでないと、三川町の特産品として、宣伝も含めて販売も含めて、全体としての宣伝ができない状況ではないかと。個別の業者が個別に頑張って売ればよいよという感じになっているのではないかと思います。

それで、他町村の例を引き出すのはあまり良くないかもしれませんが、遊佐町ではブランド推進協議会、庄内町はもう一步進んでおりまして、イグゼあまるめという株式会社が特産品開発し、販売までもっていつているというふうなことも含めた事業を行っております。三川町にも、かつては商工会を中心に特産品開発事業というのがありまして、私も参加したことがあります。ですが、その事業が終わりました後は、まず組織的に特産品を作るという協議的なものはまずなかったと思います。全然なかったかといいますとそうでもない、例えば菜の花についての協議とか、いろいろな個別のものはありませんでしたが、全体として三川町の農業生産物をどのくらいの特徴があるものかということで、皆で見直しをして、評価して、それをどういうふうに生かしていくかという話し合いはまずなかったと思います。これは、水稻中心で、大豆、麦ですとあまり特色発揮できませんが、今も大麦なんかはとてもめずらしい品目になっておりまして、特に大麦に関しては、もち麦が一番評価を得ていますが、とても需要が増えているということがあります。現状は麦茶ですが、あの大麦を丸麦加工してご飯に入れて食べるという意味での健康志向に合ったものとして宣伝できますし、丸麦加工すれば、それを製粉して加工品に、お菓子なんかにも導入できるという無限の、小麦と同じような、米粉もそうですが、原料が三川町ではたくさん取れているわけです。それもありますし、キラリボシも特色ある、三川町にしかないというものとしてありますし、いろんなものが掘り起こせばあるわけですので、それをやはり生産者を一同に会して、加工品の業者も入れまして、三川町を全体としてどういうふうに盛り上げていくかと。食べ物、農産物を中心にしてどういうふうに盛り上げていくかという話し合いになりますが、これはぜひ協議の機会を作るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 町の特産品ということで、多くの方が共通の理解をもって自慢のものをもつということについては、やはりそういった機会があれば、個人個人それぞれで向かわれるよりは、これに向かって行こう、こんなものもあるんじゃないかということ、農業者だけでなく産業者、商工業者も入りながら、一つの三川町の特産品に向かっていこうということについては本当に必要かと思います。

ただ、今までもそういった必要性はあるものの、現実的に特産品を開発し、今三川の特産品はこれですよと言えるものがいくつできているかということから考えますと、やはりそういった会議をもつことは大事ですが、その会議の中で、ではこれを誰が作るんだということにつながらなかったのが今までの大きな要因の一つだと思います。ですので、会議自体は共有するといいますか、特産品という部分についての方向性なりを共有する部分では必要性を感じますので、今後検討してよろしいかと思いますが、実は田からものという言葉、三川の田からもの、田んぼから生産されたものはお宝ですよというようなコンセプトのものを2年前から出しています。有機栽培者の人たちを中心に出たものですが、こういったものも本当に言われるとおりに、全体のものとして広めたいということを考えておりますので、そういった場合は今後検討する必要はあるかなと思います。

ただ一方で、重ねて申し上げますが、会議をもって特産品が出てくるということにはなら

なかったというのも、過去の反省がございませう。やはり個々に売り先を描きながら、作る人がリスクも抱えながら取り組むという具体的なものがないと難しいんだなというような反省のもと、昨年度からふるさと応援寄附金の返礼品として、多くの方が自分の生産した米なり生産物についてデザイン、パッケージングして商品まで持ち上げて、さらに登録すれば売れるわけではないので、寄附者から選んでもらうという流れを通しながら所得につなげています。その数はもう 170 品目にも及んでおりますので、具体的にその中に、まさにこれは三川の特産品だよというものが出てきていると思っておりますので、そういった形で具体的に実績を挙げながらやっていくというのが今新しく与えられた要件ですので、それは活用していきたいなと思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 6 番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 現実にできているということと、一応会議の必要性は認識いただいたという感じはしますが、やはり品物ができ上がっているから成果があるという感じではなくて、継続的に民間の中でそういう考え方が、皆で協力し合いながら三川の特産品を作っていくという、三川の特色を生かしていくという考え方、組織が恒常的な組織として、他の市町村にありますようなブランド推進協議会みたいな形の会議がぜひ必要だと思っておりますが、その質問は、重なって申し訳ございませんが、町長の考え方を伺いたいと思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先程の答弁に尽きるわけでありませうが、今までも本町においては、特産品開発等で各種会議等、開催をしましてまいりました。その中で、構成員の方々がどういう立場で参加をするかといったときにおいては、行政が、ある面においては特産品化を進め、町の特産品として町内外に発信できるというような主旨のもとで開催をしたという経過がございました。その中における一つの事例といたしましては、産直出前便です。これは本来は、町内の農業者あるいは商工業者の方々に声をかけ、三川町のブランドとして、神奈川県藤沢市あるいは横浜市というような、首都圏へのマーケットの開拓に取り組んできたわけでありませう。現実からいたしますと、町民の構成員の中に占める割合が、わずか 5%もいっていないという、庄内全体の中では、やはり皆それぞれ、自分の特産品開発をしたそれぞれの商品を売るといふ、その基本に立った特産品という位置付けで臨んでいるわけでありませうが、なかなか本町においては、先程の産業振興課長の答弁にもありませう、あれだけの特産品を開発していたにもかかわらず、やはりそれを技術者として、どれだけの方々が真剣にその販路の開拓、あるいは消費者との交流の中における PR 活動等においても継続ができなかつたという一つの大きな課題があるといったことは、芳賀議員もご理解をいただけるものと思っております。

そのようなことから、先程もありませうように、会議等そういう機会は必要ではあるが、やはりそれぞれの農業者あるいは商業者の、自らがそういう方向で取り組もうという意識の確認があれば、町としては様々な事業を通してどんどん特産品化の開発も進め、そして自らの農産所得の拡大につなげるようなこれからの施策ということについては、芳賀議員からもがんばる農家支援、また瑞穂の郷づくり、農産所得拡大というような、これらの事業をさら

に活用いただければと考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 時間がなくなってきました。産直出前便を持ち出されますと私も話が長くなってしまいますが、なぜ5%なのかということは、やはり基本的に生産者がついてこないではなくて、やり方がまずかったという話でしかないと思います。それはやはり、今すべて特産品開発について見ますと、生産者間でやっていますよという話ですが、結果的には業者の一本釣りで行っているというふうには私には見えません。生産者とか加工業者が自主的に集まれるような機会がないと思います。自主的にやってもうまくいけば応援しますという話ですが、そういうふうにならないからこうなっているわけなので、やはり意図的に集めて、自主的に動くような仕組みを作ってあげる必要があるというふうには私は思います。それについては以上です。

次の課題に移りたいと思います。高齢者の生きがいづくりということですが、老人クラブの活動を中心に再質問させていただきます。現状としては7組織、去年から3組織なくなりました。これはご回答いただきましたように、理由としては役員のなり手が無いというのが一番大きい形になっておるようです。先程、高齢者の活動の現状という中で、現況で集落単位の老人クラブ組織と、それから連合会を脱退したが独自に行っていますという組織もあると。それから、重要なのは何もないところがあるというふうな、活動としてはそういう、何もないのは活動ではありませんが、あとは個人で連合会に加盟して活動しているという方もおられるようです。老人クラブそのものについては、やはり大きく時代の流れの中で考え方を変えていかなければならないと思っておりますが、担当になっている役員の方は非常に苦労していて、どういうふうには減らさないで増やしていこうかと頑張っていると思っておりますが、それについては、一つは考え方を、老人クラブそのものを単なる趣味のグループだというふうには考えないで、地域をつくっていく構成員として重要な組織だというふうには位置付けをする必要があるのではないかと思います。この考え方は、先程おっしゃいました行政の皆さんの中にも当然おありだと思いますが、それを具体的に進めてきた例としては、その例の話はあまりなかったのですが、遊佐町の例があります。遊佐町は現在71クラブで、24年から28年、今年分かりませんが、28年のデータで17クラブ増加したと。遊佐町は人口が1万5,000人、三川町の倍ぐらいということと、集落が100ぐらいあるんですよね。ですから、そういう意味では、同じクラブ数で比べていいかどうかというのは分かりませんが、それだけ増加した要因は何かということなんですけれども、少し調べましたが、これは厚生労働省の福祉関係の予算だと思いますが、地域支え合い体制づくり事業、県の方かな、事業を使って集落で、例えばサロンをしますとか、いろんな事業をするために、公民館をその場所に設定して、例えばエアコン入れますというときに、その体制づくり事業を使って、これ単独かどうか、町の予算がどうだか絡んでいるかとは思いますが、分かりませんが、要するに集落の公民館設備を充実させるということに、老人クラブの活動を前提としてやってきたというのがあるようなんです。それによって、老人クラブ単独ではなくて、集落の自治会として、老人クラブがないと補助金がもらえないものだから、自治会が中心になって老

人クラブを組織化して増やしてきたという経過があるようなのですが、そのやり方についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 三川町では、確かに老人クラブ連合会に加入しているというクラブ数も減っているところでもあります。町の中に、それでは連合会に加入していないが、独自に町内会で老人クラブというものがあるという町内会もいくつもございます。確かに老人クラブそのものが消滅してしまったという町内会もございます。町の方ではないんですが、社会福祉協議会で、地域の中でサロン事業の支援をずっと行なってきたわけですが、そのサロンの立ち上げ支援というところの一つの意味合いといたしましては、ぜひ老人クラブの活動がなくなった町内会にミニサロンをやってもらいたいというようなところで働きかけをしてきたという経過はございます。実際、今サロンは行っていただいているという、老人クラブはないが、町内会でサロンを行っていただいているというところもございます。遊佐町のように、町内会が活動するというところで、町内会の公民館にエアコンを付けた場合の補助を町でするというようなことにつきまして、三川町では今現在も検討はしていないというところではございますが、社会福祉協議会でサロンを行う町内会への実施場所への支援、例えば公民館の中にイスを設けるだとか、公民館への出入りを良くするための手すりを付けるといった場合に、町内会からの申請を受けて、町内会にかかった費用の2分の1、5万円を上限としてというような事業がございますので、それを活用していただいて整備をしたという町内会もいくつもございました。

それと、本当に老人クラブの組織というところで、私どもは、先程趣味活動ということのお話出ましたが、老人クラブというのはそれだけに留まらず、還暦を迎えられて老人クラブの会員になりますという町内会もございますが、概ね60歳代で会員になっているという方は少ないような現状でした。それから、老人クラブの会員といっても幅が広いので、70代、80代、90代という方もいらっしゃるかもしれませんが、なかなか同じような活動というのは無理になってきているというお話は聞いています。老人クラブの中には、友愛活動というものもございまして、皆さんと一緒に活動がだんだんできにくくなってきたという会員の方に、元気な会員の方が出かけて行って、顔を見に行き話をしていくという活動も重要な一つになっておりますので、そういう意味でも、老人クラブというものの存在意義というのは大きいと認識しておりまして、その必要性というようなところについては、事務局であります社会福祉協議会とともにPRをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 重要性を認識しているというのは十分に分かりますが、あとは担当者、社会福祉協議会、それから現役員の方が頑張っている話になりまして、私やはり行政としてもう一步進めた発想でいかないとまずい、もっと減っていく。現状としては、7組織しかなくて、連合会に7組織の代表が集まると、全員がすぐ連合会の役員になってしまうわけです。10組織のときも同じぐらいだったんですが。結局、連合会に加入する単位組織になりますと、代表がすぐ連合会の役員になって連合会活動を支えなければいけないという、

二重の仕事が増えてしまう。これ大変なことで、ある意味なり手が無いのは当然でないかぐらいのポジションに、単位の代表になるということになっております。ですから、これを何とか軽くするといいたいまいしょうか、工面をしないと多分もっと減りますという言い方であれですよ、なくなってしまいますという形になりかねないと思います。

ですから、例えば連合会の活動の中身をもっと軽くしてやるとか、役員の仕事減らす必要があると思いますし、また、単位クラブの代表として町内をまとめる作業自体、それぐらいは大したことはないというふうに思って単位組織で頑張っているところもありますが、それもできない、何もない、数のない集落というのがございますので、その辺をではどういふように、老人クラブとして復活するかどうかは別として、もっていくか、再生するかというように、今サロンという話ありましたが、それも一つの大きい方法だと思いますが、組織として再生する方法はどうしたらいいのかということなんです、私も明快な提案はできませんが、一つは、連合会の活動についてもう一歩進んだ支援ができないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 確かに、単位老人クラブの会長は、老人クラブ連合会の理事ということで役員になりますし、その中から連合会の会長、副会長、会計とか、連合会の上立つ役員も決まってくるというような状況でありまして、老人クラブ連合会自身でも、脱退するのは魅力がないからかな、では魅力ある活動をしていくとなるとまた忙しくなるというようなジレンマを抱えながら活動しているという状況ではあります。連合会でも毎年、三川町の老人クラブ連合会というのは山形県の老人クラブ連合会、そして、全国老人クラブ連合会に加入しているわけですので、単独でどうこうできるという部分と、なかなかできないという部分はあると思います。そういう中で、三川町の老人クラブ連合会でも、そのジレンマを抱えながら活動している。少なくなったが、自分たちが楽しくやっというように気持ちをもちながらやっというところだと認識しております。先日12月3日に、老人クラブ連合会主催の歳末たすけあいカラオケ大会がありました。私、一町民として聞きに行ったんですが、そういう催しをするためには役員の方々の努力といいますか、忙しさというのがあったんでしょうが、参加なされた方、聞いている方の様子を見ますと、自分たちの老人クラブの代表の方が歌いますと、その間奏のときに何人もの方々がお花を持って行ったり、本当に一体となって楽しんでいるという様子が伺えましたし、連合会の会長が心配していましたよりもずっと観客の方もいらっしやいました。私の隣に座った方は、老人クラブ連合会に加入していない町内会の方が聞きに来ていらっしやったんですが、本当に面白いね、楽しいねというようにお話をしていました。そういう地道な取り組みというのも、連合会でやっているものというのも本当に大切にしていきたいと私は思ったところでもあります。町としてどうということもありますが、連合会そのものでもとても感じているというところは多々あるところだと私は受けとめているところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 現在の連合会の活動については、非常に魅力的な活動をしていると



思いますし、何とかそういう格好で拡大できないかと思いますが、結果的には単位クラブの運営の基本に参加者はなりますので、それ以外のところは基本的に参加できないということになりますよね。個人の会員もいますが。個人会員というのは独特の会員制度でありますので。ですから、連合会の活動は、楽しい趣味の活動とか生きがいをつくるというふうな活動として何とか活発にしていくと。それは、ある意味単位組織でなくとも参加できるようなフリーの形、ですから、これからは、連合会だから単位組織がないと参加できないという前提ではなくて、三川町老人クラブ連合会ではなくて、個人加入も組織加入も自由だよというふうな形にもっていった方が、一つはいいんではないかなと私は思います。

それからもう一つ、集落に単位制老人クラブがないというところがありますが、これに対する位置付けに関して言えば、個人で、自分で参加できるからとか、自分の趣味や友達がいるから、あまり地域の中のそういったものは必要ないという方が増えてくるとは思います、逆に言えば、そういう格好で今も組織がなくなってきたという傾向はあると思いますが、地域における連合会の機能というのは、趣味だけではなくて健康づくり、それから防災も含めまして担い手になり得ると。実際になっているわけですよ、老人クラブというのは。ですから、集落地域にとっては、老人クラブは高齢者の重要な構成単位としてぜひ必要だという位置付けを行政がまずすると。そこから町内会も含めた地域的な構成員として作って再編していくというような方法、片方は、趣味としての自由参加というのは全体の単位でもっていくという格好でやっていくべきだと思います。

以上、終わります。

- 議 長（小林茂吉議員） 以上で、6番 芳賀修一議員の質問を終わります。
- 議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前11時50分)
- 議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後1時00分)
- 議 長（小林茂吉議員） 次に、1番 鈴木重行議員、登壇願います。1番 鈴木重行議員。
- 1 番（鈴木重行議員）

1. 高齢者支援について

1. 核家族化により高齢者世帯が増加するなか、高齢者の冬季における転倒事故や入浴事故が増えています。事故防止の観点より当局の見解と、温泉施設「田田」の対応を伺います。
2. 全国的に高齢者が関わる交通事故が増加しています。運転中の事故を危惧し運転免許を返納する高齢者も増えていると聞きますが、本町の状況と返納者への移動手段の対応について伺います。
3. 高齢者の増加に伴い、認知症患者も増加傾向にあると聞きます。近年、各地で認知症患者の徘徊による事件、事故が発生しておりその対策は急務であると思います。近所、地域で

の見守り支援が有効であると考えますが、見解を伺います。

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 2. 「いろり火の里」施設大規模改修について | 1. 全体計画とスケジュールについて伺います。<br>2. 第3次三川町総合計画における、道の駅「庄内みかわ」の機能強化策について進捗状況と計画について伺います。   |
| 3. 本町における水田農業の展望について   | 1. 平成30年より米の直接支払い交付金が廃止されることにより、高齢を理由に離農する農家に代わる耕作者を探すのが困難な状況です。水田の賃貸料参考額の見直しを含めた受け手への支援が必要かと考えますが、見解を伺います。<br>2. 高齢化や後継者不足など不安を抱えている農家が増えています。新規就農希望者の受け入れや、行政出資の生産団体の設立など、本町独自の農業振興策を望む声がありますが、当局の見解と今後の展望について伺います。 |

平成29年第5回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、高齢者支援についてでございます。

核家族化により高齢者世帯が増加するなか、高齢者の冬季における転倒事故や入浴事故が増えています。事故防止の観点より当局の見解と、温泉施設「田田」の対応を伺います。

次に、全国的に高齢者が関わる交通事故が増加しています。運転中の事故を危惧し運転免許を返納する高齢者も増えていると聞きますが、本町の状況と返納者への移動手段的対応について伺います。

三つ目に、高齢者の増加に伴い、認知症患者も増加傾向にあると聞きます。近年、各地で認知症患者の徘徊による事件、事故が発生しておりその対策は急務であると思えます。近所、地域での見守り支援が有効であると考えますが、見解を伺います。

次に、「いろり火の里」施設大規模改修について伺います。

全体計画とスケジュールについて伺います。

2番目に、第3次三川町総合計画における、道の駅「庄内みかわ」の機能強化策について進捗状況と計画について伺います。

最後に、本町における水田農業の展望についてであります。

初めに、平成30年より米の直接支払い交付金が廃止されることにより、高齢を理由に離農する農家に代わる耕作者を探すのが困難な状況です。水田の賃貸料参考額の見直しを含めた受け手への支援が必要かと考えますが、見解を伺います。

2番目に、高齢化や後継者不足など不安を抱えている農家が増えています。新規就農希望

者の受け入れや、行政出資の生産団体の設立など、本町独自の農業振興策を望む声がありますが、当局の見解と今後の展望について伺います。

以上、質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

はじめに、高齢者支援に関する3点のご質問であります。1点目の冬季における事故防止につきまして、本町におきましては、冬の寒い時期、特に高齢者に多いヒートショックや浴室での転倒等による入浴事故を防ぐため、庄内保健所と連携しながら、安心・安全な入浴法について町内会のミニ健康まつりや老人クラブの学習会、介護予防教室等において周知するほか、パンフレットの配布などにより、注意喚起を図ってきたところであります。

また、季節に関わらず、転倒により要介護状態につながる人が多いことから、町内会や介護サービス事業所、社会福祉協議会等の協力をいただきながら、転倒予防を含んだ各種介護予防教室を開催しているところであり、今後とも、安全かつ快適に生活できるよう啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

温泉施設「田田」につきましては、駐車場や通路等における雪による転倒事故を防止するため、降雪量に応じた適切な除雪作業を行なっているところであり、また、浴場内におきましては、滑りにくい材質のタイルを使用するなど、入浴中の転倒事故防止に細心の注意を払っているところであります。

さらに、急激な温度変化による体調不良などの入浴事故防止対策につきましては、浴場と脱衣室や廊下などとの温度差を小さくすることが必要であることから、暖房等による加温を行い、入浴事故の防止に努めているところであり、引き続き安全で快適な温泉施設の保持に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、高齢者の運転免許返納に関するご質問であります。鶴岡警察署管内で平成28年度に運転免許を返納された方は300名ほどであり、その内三川町に住所を有する方は14名であるとの報告を受けております。

本町におきましては、車や運転免許を持たない方への支援策として、デマンドタクシーを運行しているところでありますが、ほかに民間事業者独自の取り組みとして、自社店舗での買い物を希望する方を送迎するサービスも行われているところであります。

高齢者を取り巻く状況としては、改正道路交通法により認知症検査が厳しくなったこともあり、運転免許を失効する方が増えることも予想されるため、デマンドタクシーの運行拡充など、運転免許返納者に限らず、移動に支障を来している方々全体を見据えた支援が必要であると考えております。

3点目の認知症高齢者への見守り支援についてのご質問であります。認知症になっても安心して暮らしていくことができるよう、本人や家族を支援する「無事お帰り事業」や「認知症サポーター養成講座」等各種事業を展開しているところであり、認知症を正しく理解し、地域において多くの目で温かく見守る地域づくりは、認知症対策の大きな柱の一つと考えているところであります。今後とも、民生児童委員はじめ地域全体での見守り支援に努めてま

いりたいと考えております。

次に、「いろり火の里」施設大規模改修について、1点目の全体計画とスケジュールに関するご質問ですが、今年度の施設改修につきましては、なの花ホールや田田の宿における空調改修工事を実施するとともに、緑地広場への大型複合遊具の整備を進めているところであります。

また、今後の計画といたしましては、平成35年度までにおいて、田田昔屋の屋根改修工事、田田の宿客室内装改修工事及び送湯管改修工事などに取り組むこととしており、引き続き「いろり火の里」の集客力アップと交流の場の充実に努めてまいりたいと考えております。

2点目の道の駅「庄内みかわ」の機能強化策の進捗状況と今後の計画に関するご質問ですが、昨年度においては、トイレの洋式化や高機能化、パウダーコーナーの設置など、多様な需要に対応したトイレ等の施設改修に取り組んだところであります。また、道路や観光情報などの「情報提供機能」を充実させるため、道の駅を含む「いろり火の里」施設内にWi-Fi設備を整備し、外国人観光客の増加を見据えながら、情報提供環境を整えてきたところであり、今後とも、さらなる賑わいの創出と集客力の向上に繋がる施設整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、本町における水田農業の展望に関するご質問について、1点目の水田の受け手への支援策のひとつとしてご提案ありました「参考賃借料の見直し」につきましては、農業委員会で設置する「農地賃借料検討委員会」において、受け手と出し手を委員として協議されているものであり、受け手の農業者に対しても配慮された賃借料になっているものと理解しているところであります。

また、農業者の離農のきっかけといたしましては、高齢等による身体上の理由のほか、生産機材等の更新ができない等の経営上の理由などが考えられるところであり、いずれにしましても、離農に伴い農地の出し手となる人は、受け手となる農業者を見つける必要があります。その場合は農業委員会や農協を介し、個別の要件に即して対処できているものと理解しているところであります。

なお、農地の受け手となる農業者の多くは、農地集積を行う担い手農業者であり、産地パワーアップ事業や経営体育成支援事業をはじめ、瑞穂の郷づくり事業など各種支援を受けられる対象であることをご理解いただきたいと思います。

2点目の、新規就農希望者の受け入れや行政出資の生産団体の設立等に関するご質問ですが、本町の農業においても農業者の高齢化や担い手不足は、農業の持続的な発展を目指すうえで大きな課題となっていることは、理解しているところであります。これら担い手不足等については、農業者はもとより、農業振興に関わる関係者全体の課題として捉え、連携を図り、今後とも新規就農者への経営支援に取り組んでまいりたいと考えております。なお、ご提案ありました「行政出資の生産団体の設立」につきましては、その目的とするところは理解するものでありますが、現時点においては考えていないところであります。

以上、答弁といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 順を追って再質問させていただきたいと思います。

初めの、転倒事故についてであります。

先程の答弁にもありましたように、転倒事故、特に冬場の転倒事故は、高齢者にとって非常に危険なものであるということでありまして、転んで腰を打って大腿骨の骨折、また体をかばって手をついての手首の骨折といった怪我は、養生、また介護期間長くなるために、家に閉じこもりになり、長引けば長引くほど身体能力が低下して寝たきりにつながってしまうというようなことにつながる恐ろしい事故だということでありまして、近年高齢化が進むことにより非常に増えているということでありまして、全国的にも、不慮の事故で亡くなる方の割合を見ますと、窒息事故、転倒事故、溺死事故といったものは、交通事故をはるかに凌ぐ数の死亡者が出ているということでありまして。

また、65歳以上の方々がそういう事故に合いやすいというデータもあるようでございます。当町においても、様々な働きかけ等で防止に努めているということでありましたが、私も、転倒事故を防ぐためには転倒しづらい環境づくりと日頃からの体づくり、また怪我をしない転び方の習得など、様々な効果的なことがあるのかと思いますが、転倒しづらい環境づくりといった面に関して何か対策というものを考えられないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 今鈴木議員がおっしゃいましたように、転倒で骨折をして寝たきりになり要介護認定を受けられるという方は全国的にも多いという状況であります。それを予防ということで、町の方では介護予防事業を多くしているところではありますが、その環境づくり、転ぶのを防ぐという環境づくりという点につきましては、介護保険制度の中ですけれども、認定を受けられた方が、住宅改修ということで、手すりをつけたり段差を解消したりするという一つのメニューがあります。限度額が20万円となっておりますので、その範囲の中で、このサービスに該当する内容につきましては、1割の自己負担で過ごしやすい環境づくりをすることができるという制度はございます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） ただいまあったように、介護保険住宅改修への支援ということで、手すりの取り付けや段差の解消といったものに支援しているということでありましたが、対象がやはり要支援、要介護の方に限られるということでありました。事故の発生は、不慮の事故ということもありまして、元気な方が一番転倒しやすいのではないかと。要介護、要支援の方々にとっては、あまり冬季の間騒げないという部分もあって、事故を起こすのは意外に元気な方に多いのではないかと思うところでもありますので、健康な方、高齢世帯、高齢者のみの世帯等増えているということから、そういった方々にも対象の幅を広げていただけないかと思うところではありますが、いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 先程も言いましたように、今現在は転倒しない環境づくりというよりも、転倒しないように下肢筋力低下を防いでいくというところに重点を置いて施策を展開しているところでもあります。ただ一方で、その環境づくりというところも大切など

ころではあると認識しているところでもありますので、こういった面もあるということで、まず考えていきたいと思うところでもあります。

住宅に関してのリフォームというところでは、建設環境課の方でも行っているというところでもありますので、もし必要な方へはそちらへのご紹介というところもあるのではないかと考えているところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 住宅改修に関して支援を行っているということでありました。先程ありましたように、介護予防、認知症予防の体操等で、また転倒事故防止体操というようなこともあるようですので、合わせて事故防止に努めていただければと思うところでもあります。

次に、入浴事故のことであります。非常に庄内地区で多く発生しているということでありまして、先程もありましたが、庄内保健所で詳しく調査しているということでもあります。山形県全体に見る、入浴事故による死亡者としては年間200人とされておりまして、そのうち、庄内地区においては、3年間のデータになりますが、入浴事故が700件、そのうち174名がお亡くなりになっているということで、これもまた非常に危険な事故なのかなと思うところではありますが、三川町では事故発生件数等把握しているものかどうか、もしお分かりになれば教えていただきたいと思っております。

それから合わせまして、庄内保健所の調査結果におきましても、入浴事故予防の普及活動というものを重要視されているようでございますが、本町にとって、これまでそのような啓発活動等あったのかお聞かせ願えればと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 庄内保健所で入浴に関する注意喚起を行い始めたと言いますのは、確か平成22年度からかなと思っておりますが、その時点で、庄内保健所では、鶴岡市、酒田市の消防の協力をいただいて、救急搬送をした件数をもとに、死亡に至った件数だとか内容を調査したところ、交通事故で亡くなる方よりも入浴による死亡事故が4倍多いというようなところで、この啓発活動を始めたというように認識しているところでもあります。健康福祉課の中では、消防の方からのデータ、統計と言いますか、それも把握していないものですから、三川町の状況はどうですかというようなところにつきましては、ここではお答えできないというところでもあります。

また、啓発の事業であります。庄内保健所の方で力を入れて、庄内総合支庁のふれあい講座の1コマにも設けているという講座であります。その講座を利用して町内会の老人クラブでお話を聞いたり、また健康係の方でも連携をしながらミニ健康まつりで周知を図ったり、介護予防教室でお話をしたり、町の講習会や研修会でパンフレットを配ったりというようなことで今まで実施をしてきたというところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 入浴事故におきましては、事故から死亡に至る原因は発見の遅れによるものということで、風呂の浴室の中の事故ということで、なかなか早期発見難しいのかなということでありまして、入浴する高齢者への注意喚起はもちろんのこと、同居する若い

人たちにも、少し見守るという意識を与えていただいて、家族で事故防止に備えるような対策が必要ではないかと思うところであります。

また、田田においても、先程事故防止対策はとられているということではありましたが、万が一の事故に備えて、従業員等、応急処置等の講習等を設けて、事故防止に努めていただきたいと思うところでございます。

続いて、免許返納の件について質問いたします。先程ありましたとおり、75歳以上の免許更新について認知機能検査が義務付けられたということで、県内における高齢者の免許返納者が増えていると。山形県警の方からも見解が発表されました。その中で、やはり事故防止の観点から運転を差し控えていただきたい高齢者もおるわけでありましたが、公共機関、交通機関と医療機関の発達に少し乏しい本町においては、足をなくしてしまうということで、少し無理してでも車に乗って他町村に行きたいという高齢者の方々が、免許返納にはなかなかスムーズに進まないという現状にあるのかなと思うところであります。

先程デマンドタクシーという声がありましたが、デマンドタクシーについて少しお聞きしたいと思います。初めに、経費的なことでありますが、28年度の事業報告書を拝見いたしますと、運行日数が240日、利用者数は1,567名、それに対して委託料が215万7,800円かかっております。確認したいと思うところでありますが、これ利用実績によるものなのか年間契約によるものなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） デマンドタクシーの関係ですが、利用実績ではなくて年間で当初から平日の月曜日から金曜日までの5日間の運行ということで、ほぼ240日前後の運行となっております。それで、1日当たりの単価を掛けて年間の契約ということで、実績踏まえて年間の運行日数はしておりますが、当初の契約で日数を、年間の契約の中で1日だったというところで、実績とは違った形で、年間の当初に契約しているものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 合わせて、利便性についてどのように考えているかということをお聞きしたいと思います。町外に出る場合、庄内交通等のバス等の連携で、行政区域外への通院等で使っていただきたいという説明は前にお伺いしたと思います。庄内交通のバス、1日9便しかないわけでありまして、鶴岡―酒田間9便しかありません。朝と夕方には1時間おきに出ているわけですが、昼間の日中になってくると2時間近く間が空いてしまうということがあります。現在のデマンドタクシーも出発時間が決まっております、時間を予約してのこととは思いますが、どのぐらいの幅で予約できるのかは分かりませんが、この時間であると、例を申し上げますと、いろり火の里にバス停がございます。そこに来るバスですと、朝7時に最初のバスが来て、その次が7時40分、その次が9時56分と、その間1時間少し空くわけでありまして。その次が11時となるわけでありまして、もしこのバスを使って日本海病院に行こうと思ったら、これに合ったデマンドタクシーを頼まなくてはならないということでありまして、そうすると、いろり火の里での待ち時間というものが大きくなるのかなと思うところであります。すると、時間によっては自宅からデマンドタクシー、そして、い

ろり火の里から庄内交通のバスという、長いと1時間40分ほどかかってしまうということですが、この辺の利便性について今後拡充を図るといった答えもありましたが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） デマンドタクシーの関係でございます。現在は1日7便ということで、この部分についても、庄内交通のバスの運行時間と連動するような形で、これまでも見直しをしてきたところであります。以前は便数も5便ということでありましたけれども、7便に拡大いたしまして、その運行時間も一番早い7時30分から夕方部分まで、バスの運行時間に合わせて、便の発着時間も改正したところでございます。

今後につきましては、例えば、運行日の拡大という声もございますので、そういった部分、現在運行日の拡大に向けて調査を行いながら、その支援のあり方について現在情報収集を取っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 公共バスとの連携性を図るといったことでありました。バス停を見ていただくと分かるとおりに看板が一つあるだけでございます。デマンドタクシーでバス停に降りて、そのバスが来るまでどのように待つのかといったことも考えていただきまして、バスも利用者が少ないということで、バス停の整備がなかなか進んでないと思いますが、その辺をよく見ていただいて検討していただければと思います。

続きまして、認知症の徘徊の対策についてお伺いします。

先程も説明いただきました認知症サポーターということで、本町には多くいるようでございますし、認知症の養成講座も様々行われているということでありました。また、にこにこメイトとの方々によるふれあい福祉祭り等で、寸劇などをとおして、面白おかしく認知症のことを学ばせましたし、認知症カフェの開催等で、町民の方々も認知症への関心も高まっているように思います。

認知症サポーターが多くいるということでありますが、現在どのくらいの方がおられるのか。また、年齢構成等もお分かりになればお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 地域の中で認知症の方を温かく見守り、ご本人やご家族の方を支えるという認知症サポーターの養成講座は、7年ほどその活動をしてきているところであります。キャラバンメイトの方も、当初活動していただいたのは2人だけでしたが、今はにこにこメイトというキャラバンメイトの中でも、実際に活動をしていただく方々が10人で、連絡会を作りながらいろいろ活動していただいているところであります。

認知症サポーター養成講座も今年度は今まで3回、1月にも予定されております。その対象は、子どもからいろんな年代の方。また、事業所にお勤めの方にも認知症サポーター養成講座を展開しているというようなところであります。

サポーター養成を7年ほどで、どのくらいの方数が養成されているかというようなところにつきまして、ダブって受けられているという方もいらっしゃるわけですが、今



人数を把握しておりませんので、後程お答えさせていただければと思います。ただ、年齢構成まで何十代の方が何名とか、そういう構成まで把握できているかどうかというところは、今はっきりここで申し上げることができませんので、後程お願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 認知症サポーター養成講座の呼びかけは、私も拝見いたしました。養成講座を受けたい方が手を挙げるとそこに来て、講座を開いていただけるというような制度だったと思います。

見守る方々、例えば、小学生や中学生の通学時に発見したり、様々する機会もあると思います。先程も小さい子たちもいるという声もありましたけれども、その有効性から、例えば、学校への働きかけ、受けてみませんかといった働きかけはないのか。それから、小学生や中学生でも認知症サポーターとして活躍できるのか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 今年度すでに認知症サポーター養成講座を3回開催しているわけですが、その内の2回は、小学校に出向いての開催ということになっておりまして、小学生の子どもにも認知症について学んでいただいております。だんだん広がってきているのかなと感じているところであります。

また、認知症サポーター養成講座につきましては、どんなグループでもいいですので、10人くらい集まれば、いつでも地域包括支援センターに申し込みしていただければ、キャラバンメイトを派遣して、講座を開催していただくことができるということでPRしているわけです。実は昨年度に、1回町全体を対象に、認知症サポーター養成講座を開催いたしましたところでございます。グループではなく、個人で認知症を学びたいと思った方が、その機会を利用してサポーターになっていただくというところで、今年度は実施していませんが、来年度以降、そういう開催の仕方もあるのかなかというところでは思っているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） ぜひサポーターを増やしていただきまして、安心して暮らせるような町づくりを推進していただきたいと思うところであります。

これまで、高齢者への支援について色々伺ってまいりました。様々な支援や取り組みが行われているということでございました。果たして町民の方々は、これをすべて理解されているかといった点でございます。周知されているかといった点ですが、三川広報やチラシ等を配布して周知しているものと思いますが、結構見逃されているケースといったものがあるのではないかと思います。催し物を開いても、いつ開催したか気づかないで終わったというようなケースも多々あるようでございますので、この辺りをどのように感じているかお聞きします。

町民の3割が65歳以上という高齢化社会に入っているわが町でございます。高齢者に向けて限った広報誌と言いますか、チラシ。図書館だよりとかスポーツ三川といった、あのぐらいの冊子で、大きな字でイラストを多く使った、高齢者でも分かりやすいような内容の広報誌を作って、その広報だけ見れば、高齢者向けの支援事業また認知症予防の体操、開催内

容等が分かるような情報誌を作ってみてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 住民の方への周知というところにつきましては、例えば、キャラバンメイトの方々から協力をいただきながら開催をしてきました認知症カフェですけれども、今年の3月が第1回目、9月に第2回目、そして先日に第3回目を開催したところでございます。どなたでも参加できますということで、チラシを9月開催する前に全戸配布したところでありますけれども、だんだん人数も増えてきているというところで、嬉しい悲鳴を上げているというようなところであります。そのお知らせというところにつきましては、大きな文字で分かりやすいようにということで、チラシ作成につきましては、努めていきたいと考えております。

また、高齢者の方向けの分かりやすい広報というようなところでありましたけれども、高齢者向けの独自のものというのは発行していないわけでありまして、町の広報を利用しながら、いろいろ情報発信には努めているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 様々な取り組みや支援が行われているわけでありましてけれども、周知することが何よりも重要なのではないかと思うところでありますので、上手く周知、注意喚起をしていただきまして、事故防止等、高齢者に優しいような、明るく安心して暮らせる町づくりに努めていただきたいと思うところであります。

続きまして、いろり火の里の施設大規模改修について伺いたいと思います。

公共施設等総合管理計画というのを拝見いたしますと、今後5年間に渡って整備が行われるということでありました。当初計画にはリニューアル計画ということもありまして、町民の方にもリニューアルということで期待されているという方もおられるわけでありましてけれども、現状を見ますと、老朽化が進みまして改修工事にそのほとんどの予算が使われているというようなことであると思います。

リニューアルとしての改修工事の実現性はあるのでしょうか。伺いたいと思います

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） いろり火の里施設のリニューアル工事ということでございます。現在は一番古い温泉で25年以上経過しているということで、早急に対応しなければならない部分に対応しながら、リニューアルについても、先程の町長の答弁にありましてとおり大型の複合遊具など、子どもが来れば大人も一緒に来るといって、そういった部分の魅力作りも行っているところです。

道の駅については、来客いただけるような綺麗なトイレで、障害者にも優しいトイレということで、昨年度トイレの改修工事もやっているところであります。

今後につきましても、早急に改善しなければならない大規模改修も当然ございますが、リニューアルということで、例えば、田田の宿の客室の室内の方は、施設の照明灯関係についてもLED化を図りながら施設の経費の削減とともに、室内の内装関係のリニューアルについても、グレードといった部分についても、当然考えていきたいということで、来年度にそ

ういった内装工事の部分にも入ってきたいということで考えているところです。

それから、今年度は田田の、例えば、ラコス側の駐車場、道の駅の方から温泉の方とか、全体の位置関係が分かりづらいという声もありましたので、そういったサイン工事ということで、案内のサイン工事も行っ、それぞれ田田の温泉の方、道の駅の部分、なの花ホールの前ということで、3カ所を全体の配置計画と現在地が分かるような形で、サイン工事ということで、案内所の設置もしたところでございます。

今後リニューアルについては、温泉の部分についても今後いろいろな声がございしますので、来ている方、町民の利便性もそうですし、来客する方が他県、もしくは町外から来られる方、ビジネス、特に宿泊の方はそういった方が多いわけですけれども、町民の利便性という部分でも、温泉の浴槽、そういった部分の改修についても、今後経費の削減を図るとともに、魅力ある浴場を年次計画的に進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） ぜひ、今言われたとおりの魅力ある集客に努めるようなリニューアル工事を期待するものであります。よろしくお願ひしたいと思います。

道の駅の機能向上ということで、トイレの改修、Wi-Fi 設備等、情報発信等、使いやすさに重視した改修を行ってきたということでありました。

9月議会におきまして、道の駅エリアを当町の避難所から外すというような説明を伺いました。国土交通省では、東日本大震災や熊本地震の際、道の駅は災害支援に役立ち、一時避難場所や緊急車両の中継基地として機能したということで、その効果が実証されているというようなコメントがあります。庄内の中央に位置する道の駅として、防災機関、防災拠点としての機能整備をするべきではないかと思うところですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ただいま質問ありました、避難所からの指定の除外というようなお話がございましたけれども、緊急時の避難場所としてはございますけれども、避難所として、特になの花ホールが使用料をいただいて行っている関係上、利用者との区別がなかなか難しいということで、避難所としての指定はしていないということでございます。緊急の避難場所としてはございます。

それについて、道の駅全体での防災機能の強化というお話でございました。これにつきましては、どの場所をもっている火の里、道の駅というふうに議員がおっしゃるのか、私も理解できません。施設一つひとつの機能であるとするれば、例えば、なの花ホールの方には、事務室で使う程度でございますが、ソーラーパネルを用いた発電も行っているわけでございます。そういった面では、これまでも取り組んできたところでございますので、施設それぞれが防災機能を果たしていくのかについては、具体的なところをまたお示しいただければと思います。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） いろり火の里のどのエリアが道の駅かということでありました。ホームページ等を私も見ますと、道の駅「庄内みかわ」といったものの機能の中には、温泉施設

もあり、大規模なホールもあり、宿泊施設もあり、そして情報発信施設もあると。トイレと24時間使える電話を備えているということを押見しますとところに、あのいろり火の里すべてが道の駅と当町では捉えているのかと判断したわけです。その点で、防災施設としては、ありとあらゆる施設が整っているのかなと思うわけでありますけれども、その辺の捉え方はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長）道の駅の方には、三つの機能が必要だということで、先程の町長の答弁にありました。休憩機能ということで、当然宿泊施設。本町の道の駅ということで、宿泊機能がございますし、24時間使えるトイレと駐車場。それと、情報機能ということで、観光情報。先程話が出ました、Wi-Fiとかそういった部分で情報を発信できる。インターネットで発信できる。

それから、地域連携という部分も道の駅に必要なということで、この一つにはなの花ホールというのが、文化施設ということになると思いますし、観光レクリエーション機能も地域連携になるということで、道の駅の複合施設はありますけれども、その中で、先程総務課長の答弁にありましたとおり、防災機能として何かあった場合の発電、そういった部分についても、非常時にある程度の電源を確保できるように太陽光パネルを設置しながら、そういった非常時対応。

それから、施設の温泉等についても、緊急時に電源が確保できない場合の非常電源についても、どのぐらいの規模で確保するかということとはございますが、それぞれの施設の方に、非常のバックアップ電源。それと、緊急時の情報連絡が取れるような形で、体制を少しずつでも図っていきたいということで考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 防災施設もある程度整っているということでありまして、道の駅は本町の観光拠点として、または交流人口の玄関口として重要な役割を持ちながら、地域の活性化に繋がる施設だと思います。町の賑わいに繋がるような施設整備、企画によって、より一層の発展を望むものであります。

続きまして、農業の直接払い廃止に伴う影響についてお伺いしたいと思います。賃貸料の見直しといったものは、地主の意向もあるということで簡単ではないものかと思いますが、やはり今までの直接払いといったものは、生産費の補填であったり、賃貸料の補填であって、農家の経営を今まで支えてきたものかと思うところであります。

先日農林水産省より、本年度分の直接払いの通知がきました。その通知を見ても、来年度からこの金額が来なくなるものと考えますと、経営的に不安を抱える農家も少なくないようであります。賃貸料参考額、小作料に変わるものでありまして、農地中間管理機構においても、標準となる金額になってくるのかなということでありまして、その契約の際には、受け手と貸し手が相談して決めてもいいというようなことも謳ってありますけれども、その参考額といったものが、一連の基準になるのかと思うところであります。

周辺自治体を見ましても、1万4,000円台のところが多いわけでありますけれども、酒田

市においては1万2,000円、内陸部に行くと1万円台のところが多くあるわけでありまして、理由を聞くと、受け手がなかなか出てこないから少し下げているような中身もありました。

先程、農地中間管理機構でマッチングが整っているというのは、受け手も整っているからだという答弁もありましたけれども、今の農地中間管理機構の仕組みを見ますと、出し手と受け手が届け出に行くと、借り手がいないというような現状はなりえないという体制だと思います。上手くいっているという話ではなくて、そういった方でないと受け付けられないというような体制が、その集約化に進んでいるという見方に繋がってしまっているのが、現実なのではないかと思います。

実際に、本年度体調を崩してみたり、高齢化を理由に離農しようと思った方がおりましたが、来年から直接払いもなくなるということで、経営的に厳しくなるという理由で、頼まれても断るといような方がおられました。以前からですけれども、規模拡大といったものが、所得向上にはすぐ繋がらないような状況にあると思います。農家戸数が減少しはじめてから、かなりの年月が経っておりまして、規模拡大のためではなくて、親戚や縁故者から頼まれて仕方なく借り受けるといったケースが少なくないように思えます。

ある程度の面積を超えますと、納期、機械への整備や労力の確保等、経営を苦しめてしまうといったケースもあると思いますので、その賃貸料といった経費、一番見直しやすいのではないかと思うところでもあります。ぜひ、検討委員会の中において、その辺を参考にさせていただきながら、単価を決めていただきたいと思うところでもあります。その辺どのようにお考えか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 参考賃貸料の見直しについての質問かと思います。

先程の町長の答弁にもあったように、出し手・受け手から集まっていたき、参考資料を出して協議をし、決定をしています。

今のところは、米価も多少上がっておりますので、見直しについては考えていません。ただし、今後米価が下がった場合については、考えていきたいと思っています。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 確かに米価は、本年産については、少し上向きになったということでもありますけれども、その分減収して、米価の上昇分がそのまま反映しきれないといった農家も少なくないのではないかと思うところでもあります。

平年並みの収量が取れて、単価が上がったのなら農家にとっての所得は、そのまま向上するというわけでもありますけれども、収量が下がっては、単価が上がっても所得向上にはならないわけでもあります。経費の削減等は今後重要な課題になると思いますので、参考にさせていただきまして、毎年会議が開かれると思いますけれども、賃貸参考値の検討をしていただきたいと思います。

最後に新規就農者の件について、少し伺います。

農業行政出資の生産団体設立の計画はないということでありました。農家から出された声でありまして、行政出資の生産団体の設立を望むというような声がありました。それは、パ

イロツ的な存在になって、先進的で組織的な営農を育み、他団体の見本となるような、地域の受皿となるような政策を望むというような声がありました。これについて、見解を求めたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今後ますます担い手が少なくなって、経営が大変になってくると、そういった状況を受けながら離農する方の土地を公社的な、公的な組織で受けて継続をしていくというような考え方については、だいぶ前から持たれていまして、それに基づいて都道府県単位、市町村単位でも農業公社という形で設置され、取り組まれてきた経緯がございます。ただ、今農地集積につきましても、法律の改定もありまして、山形で言えば山形農業支援センターが農地中間管理機構と事業を受けもつことになりまして、集積については特化した部分で、そこが受け持っております。新規就農始めいろんな農業振興施策に関わる部分につきましても、今現在も農業公社が残っているところもございまして、そういったところが受け持っている。だんだん受け持つ範囲が、そちらの方に特化しているというような状況がございます。

そうした中で、新たに行政出資のそういった団体が作れないかという部分につきましても、現在の流れからすると、農業出資の法人化というのは、結構できているようです。10年間で2倍に増えているという情報もございまして、そういった形での現実的な手法については、今後様子を見ていきたいと思っております。直接的に今の経過を踏まえて、行政出資の農業法人的なものについては、考えていないところであります。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 時間がなくて中途半端な質問になってしまいましたが、自治体手動による地域農業の活性化といったものが農村から出ているということだけは、受けとめていただきたい。そういう時代背景というか、現状になるということだけは受けとめていただきたいと思うところであります。

これまでも目まぐるしく変わる国の農政の中で、行政の支援によりまして、先進機械の導入や生産団体の設立が行われて農地が守られてきました。基幹産業であります農業、水田の多面的機能を守っていくためにも、若者に希望を与え、高齢者には安心して農業を営まれるような、本町ならではの農業支援策を強く期待いたしまして、質問を終わりたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 以上で1番、鈴木重行議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 2時00分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 2時20分)

○議長（小林茂吉議員） 次に、5番 町野昌弘議員、登壇願います。5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員）

1. 三川町の人口対策について	1. 三川町は庄内の中心に位置し、中央をバイパスが通り大型商業施設もある恵まれた条件にあり、本町に移住を考えている声も聞きます。しかしアパート、貸家などが不足していることから断念した人もいたようです。空き家を利用するな
-----------------	---

ど、町も積極的に居住場所を提供すべきだと考えますが、町の考えを伺います。

2. 安全安心の町づくりに  
ついて
- 今年になって三川町でも空き巣や窃盗等の被害を聞きます。
1. 犯罪は起きてから対処するより、起こさせないような町にすることが大切だと思います。そのためには、情報を共有し住民の見守り等が有効だと考えますが、町の考えを伺います。
2. 都市部では数多くの防犯カメラがコンビニや商店、事業所に設置してあり、その画像が犯人逮捕に繋がっていると聞いている。見られている事は犯罪の抑止にも効果があり、公共施設や事業所等に防犯カメラの設置を町も進めるべきと思うが、町の考えを伺う
3. 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに三川町の取組みについて
1. 2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、東京はもちろんですが、オールジャパンで盛り上げるイベントだと思っています。本町でもホストタウンの登録や、開催中の食事に食材提供等、応援出来る事があると思いますが、町の考えを伺います。

平成29年第5回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まず初めに三川町の人口対策について伺います。

三川町は庄内の中心に位置し、中央をバイパスが通り大型商業施設もある恵まれた条件にあり、本町に移住を考えている声も聞きます。

しかし、アパート、貸家などが不足していることから断念した人もいるようです。空き家を利用するなど、町も積極的に居住場所を提供すべきだと考えますが、町の考えを伺います。

次に、安全安心の町づくりについて伺います。

今年になって三川町でも空き巣や盗難等の被害を聞きます。犯罪は起きてから対処するより、起こさせないような町にすることが大切だと思います。そのためには、情報を共有し住民の見守り等が有効だと考えますが、町の考えを伺います。

二つ目に、都市部では数多くの防犯カメラがコンビニや商店、事業所に設置してあり、その画像が犯人逮捕に繋がっていると聞いています。見られることは犯罪の抑止にも効果があり、公共施設や事業所等に防犯カメラの設置を町も進めるべきと思いますが、町の考えを伺います。

最後に、東京2020オリンピック・パラリンピックについて、町の取組みについて伺います。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、東京はもちろんですが、オールジャパンで盛り上げるイベントだと思っています。本町でもホストタウンの登録や、開催中の食事に食材提供など、応援出来る事があると思いますが、町の考えを伺います。

以上、質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。なお、質問事項3につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

初めに空き家の利用などによる居住場所の提供に関するご質問ですが、本町におきましては、利活用可能な空き家の有効活用を図るため、賃貸借や売却可能な空き家に関する情報提供を行う空き家バンク制度を平成27年度に立ち上げたところであります。また、町では土地開発公社による住宅団地の造成とともに、民間開発による建売分譲についても積極的に誘導してきたところであります。しかしながら、現時点において、空き家バンク制度を利用した移住・定住に繋がった例は少ないところであり、今後はバンクへの登録を増やす方を積極的に講ずるとともに、空き家の所有者や利用者の経済的負担を軽減する支援のあり方についても、総合的に検討する必要があると考えております。このようなことを踏まえ、本町といたしましては、今後とも土地開発公社が行う住宅団地の造成や民間開発を促進し、本町への移住・定住の促進と、地域の活性化が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、安全安心の町づくりに関する2点のご質問ですが、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町における刑法犯等の認知状況につきましては、鶴岡警察署より必要に応じて情報をいただいているところではありますが、個人情報保護の観点やいたずらに不安感を煽る恐れもあることから、詳細な内容につきましては、なかなか把握しづらい状況にもあります。

ご質問にありました空き巣や窃盗事件に関しましては、本町において被害届のあった侵入窃盗事件が、今年は3件ほどあると伺っているところであり、その内容につきましては、いずれも車内に置いてあった財布から現金が抜き取られるという事案でありました。このような中、三川駐在所にもお願いをし、日中・夜間のパトロールの強化とともに、駐在所広報などにより情報を周知していただいているところではありますが、まずは目につくところに財布や貴重品を置かないという基本的な事柄を、町民の皆さまにも今一度意識していただく必要があるものと考えております。

防犯カメラにつきましては、敷地内での車上荒らしを映像として記録したことにより、その犯人逮捕に繋がるという事案も聞いており、犯罪の抑止効果も含めて効果的な装置であるという認識を持っているところであり、

本町の公共施設におきましては、学校施設において、不審者侵入対策のための防犯カメラを設置するとともに、いろり火の里や役場庁舎においては、主に駐車場を監視する防犯カメラを設置しているところであり、今後とも必要に応じて、その設置拡充を検討してまいりたいと考えております。



以上、答弁といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会は、わが国で56年ぶりに開催されるスポーツイベントであり、単に世界レベルのスポーツ競技を間近で観て、楽しむだけではなく、産業や観光面での経済効果も大いに期待される絶好の機会であると捉えております。

まず、ご質問にありましたホストタウンの登録に関するご質問であります。この取り組みにつきましては、誘致しようとする参加国や競技団体への誘致活動が必要であり、また、その誘致の前提として、その国及び競技種目、さらに、選手等との関わり、関係性が欠かせないものであると認識しております。加えて、誘致活動やホストタウンとしての準備・運営に必要な人材や経費も相当なものになることが見込まれ、これらのことから、本町においては、ホストタウンとしての登録は考えていないところであります。

次に、食材の提供につきましては、東京大会の組織委員会において、食材の調達計画が策定されることとなっておりますが、本町として応援できるものがある場合においては、関係機関等と連携し、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） それではまず初めに、三川町の人口対策について再質問いたします。

ただいまの答弁で、本町としては空き家バンク制度を利用して、空き家の提供に努めている。また、住宅の方は、土地開発公社であれば土地の造成、民間は建売ということで提供しているというふうな答弁でございました。

まず初めに、空き家バンク制度の方、私も先程ここに来る前に本日のホームページを見ましたけれども、まだ登録になっている件数は0でありました。今まで登録済ということで2件はございましたが、なかなか登録にいたっていないというふうな現状にあると思います。

このことにつきまして、まず空き家バンク制度に登録が進まない理由というものは、本町としてどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 本町におきまして、空き家バンク制度の登録がなかなか進まない理由ということでございました。この部分につきましては、空き家の調査を行いました。ランク分けして、そのままの状態、空き家として利活用できるというAランクということで分類している空き家の調査の中の結果に基づいて、所有者もしくはその関係者の方に意向確認をしております。そうした中では、空き家ということで、本町から離れて遠くに住まれている方が多いわけですが、現在は住んでないけれども、将来的に戻ってきたらそこを使う予定なので空き家として捉えてほしくないという方が、ほぼ半分くらいおりました。それ以外の方については、空き家の、例えば、提供する際に気にしている部分は、そのままの状態で他の人から入ってほしくないというような部分で、修繕なり、ある程度の整備をしないと貸し出せないということもあるのだと思いますが、他の人から利活用という部分

では、見られたくないという部分の解答を寄せた方も何割かいるようでございます。

そういった中で、今の空き家のバンクを登録する際に、町の方でリフォーム支援事業もございまして空き家の方にも活用できる。それから、毎年空き家の固定資産税とか、いろいろな部分がかかりますので、そういった際に、空き家の固定資産の通知書を送付する際に、こういう空き家バンク制度があって、こういうリフォームとかも使えますよというチラシも同封するような形でPRもしているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 半分の方については、今は空き家ですけれども、将来戻ってくるので貸す意思はないというようなことでした。残りの半分については、今の説明ですと、そのままの状態では貸したくないということで、改修にお金がかかるからということではなかなか進まないというふうな説明でありました。私もだいたいそんなふうなことかなとは思っていました。

今町が勧めているリフォームでは、なかなか改修が進まないというのは、今のリフォーム制度そのものが使いにくいのではないかと。もっと貸せば得になりますよと。行政で、リフォームして貸した場合には、これだけの特典がありますよというふうなところで、もう一歩進んだ政策というものが打ち出せないものか。そうすれば、少しは今よりは進むと思うし、もっともっと進むんじゃないかなと考えますが、もう一歩進んだリフォーム・空き家の利用というものは、考えはございませんでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 現在町で実施しております住宅リフォーム関係につきましては、主に補強、省エネ、バリアフリー、それからいろいろな空き家の方にも活用できるということになっております。そういった部分で、移住、三世帯のなんかの場合には、通常限度額30万円に上乗せして40万円というふうな形で、制度は設けているようでございます。

この部分を、もっと金額的な部分、それから移住・定住に繋がるような形でということかと思いますが、この部分につきましては、所管しておりますのが建設環境課の方になりますので、この部分を住宅のリフォーム、それから住まいづくり、いろいろな形で町の方でも、総合的に住まいづくり支援事業ということで行っております。そういった部分の今後の拡充につきましては、どういうふうな形で今後、空き家の解体支援という部分でも今町では行っております。そういった部分、今後の空き家の総合対策の部分につきましては、建設環境課の方からお願いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 今企画調整課長より説明がありましたとおり、住宅リフォームに関します事業につきましては、当課で所管しているところでございます。

現行の住宅リフォーム制度につきましては、県からの補助制度を活用しての制度設定になっているというふうなところもございまして、今後の町独自性を持たせての事業の見直し、拡充というふうな部分については、慎重な検討を進めてまいりたいというふうにご

います。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） ただいま慎重な検討ということでありました。

町の空家等対策計画では、空家等対策協議会というのがあって、どちらかと言うと、危険空き家の方が出た場合、取り壊しする場合に、そういう協議会のジャッジを貰おうというふうな組織になっているかと思われまます。それでは、空き家の利活用という面では、今の協議会ではなかなか進みにくいのではないかと思われまます。

1月25日の荘内日報の酒田市の取り組みを見ますと、酒田市の方では空家等ネットワーク協議会ということで、そこには行政書士、解体業者、土地家屋調査士、金融機関、司法書士ということで、空き家を利用できるような体制ということで載っております。

また、山形新聞を見ますと、遊佐町でも連続転入が転出を上回ると。その1位の要因というのは、住まいの支援。空き家対策に独自の対策が光るということで、町が不動産屋を担うというふうなことで取り組んでおるようであります。

まずこの空家等対策協議会でありますけれども、ここのメンバーに、利活用に長けたメンバーというものが入っているのかどうか。それから、もし入っていないとすれば、その辺を入れて利活用に進めるような政策はできないのか伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） この8月に町から設定させていただきました空家等対策協議会の委員の皆さまにつきましては、まずは住民代表、さらには不動産関係者、有識者というような区分を分けまして、それぞれ就業をいただいている。総勢5名で対策協議会をお願いしているところであります。対策協議会の会長には町長が就いておりまして、これまで最初の設置にかかる協議会を開催しているところであります。来週12日に2回目の協議会を開催するというところで今予定しております。

今ご質問にありました酒田市の、いわゆる空き家対策のネットワークというような組織につきましては、いわゆる、空家対策計画を実施するための協議会というものは、一線を描いている組織というふうには認識しておりまして、いわゆる民間組織としての空家対策を実践に向けて取り組んでいただける組織というふうには認識しているところでございます。同様の組織が鶴岡市にもございまして、鶴岡ランドバンクという組織が立ち上げてあるわけですが、本町といたしましては、今年度やっと途についたところでございますので、今後空家対策協議会という公式な組織とは別に、いろいろと民間業者、団体の皆さんからご協力をいただきながら、幅広い空家対策を講じてまいればというふうには私どもでは考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 空き家の利活用ということで、今後新しい取り組み、その組織を作っ  
て考えていくということでありました。大変期待できると思います。

また、そういう意味で空き家が利用可能ということで出てきた場合、今の空き家バンクで告示して知らせているわけでありまますけれども、どうなんですかね。利用者と言いますか、

空き家がないので、問い合わせもないかと思いますが、この辺は今のままで、もし空き家を利活用していいよという物件が出た場合、今のままで、私はなかなかホームページを見ても、空き家の方に、「空き家」と検索して入れていろいろ探していかないと出てこなかったというような経緯がありますけれども、ホームページの中で発信する方法として、今のままで十分だというふうに考えられるか。また、別の方法をこれから考えていくのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 町のホームページで空き家バンクの方に入っていく場合の、ホームページの分かりやすさが少し足りないということだと思います。まだ、ただいま2件の登録で、すべて売却になって、新たな新規の登録がないということで、その部分に入っていく場合も、やはり情報不足ということも当然あると思いますし、ホームページから皆さまから入っていきやすいようなホームページの作りについては、今後十分にご意見を踏まえて考えていきたいと思っています。

利用したいということの問い合わせは、時々入ってきております。そういった形で、空き家の実態調査でランク分けした、特にそのままの状態を利用できる方への意向確認というのは、今年度も現在も行っておりますので、その中で、樹木の伐採等、そういった部分ある程度段階が済んだ中で、バンクの方に問い合わせということによって来ている部分も1件ございます。そういった情報につきましては、引き続き見やすいような形で本町の空き家バンクの登録、もしくは利用したいという方への情報発信については、ページの見やすさという部分について、今後十分考えていきたいです。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 空き家バンクの方は考えていくと。空き家バンク専用のポータルサイトみたいなものもあるようですので、その辺も検討していければと思っております。

今のは空き家でありまして、ではアパートの方はどうなのかということで、本町のアパートを探そうとしても、どこか一元的に本町の空きアパート・空き貸家みたいなものが把握できるようなものというのは、私見たところなかったのですけれども、その辺、町が業者、民間のものを提供するのはいかがでしょうかということもあるかもしれませんが、本町に来たいということで探した場合、どこにどうやって行けばいいのか。一元的に本町がどこに空きアパート等あるとか、その辺の情報が一目で分かるようなものというのではないように思いますけれども、その辺の今後の考え方をお聞きします。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 空き家それから民間のアパート、公営住宅等については町の方で把握しているわけですが、その民間の部分という情報。これは、たぶん他の町のホームページ等でも、民間の部分の情報というのは分かるような形で載せているのかは分かりませんが、問い合わせがあった場合、一応統計的な部分で、こういった部分のアパートの入居の状況とか、そういった民間からの情報について、窓口、空き家の部分、いろいろな形で情報の一元化という部分で、どういうあり方をすべきか。その辺については、今後十分調整していきたいというふうに思っているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 今後に期待しております。

続きまして、安全安心の町づくりについて伺います。

先程答弁にありましたけれども、本町で車上狙いですか、5月と10月に3件起こったということで、昨今、日本海には木造船が漂流しまして、人が入ってきたという情報もあるし、中には亡くなられていたというふうな、大変物騒な時代になります。その中で、町民自身が見守るといことが、大変大切なことかと思えます。

先程の答弁には、警察から情報を得てということでありましたが、町では、どの辺からその辺の情報を把握していたのか。把握していたのであれば、それを住民にどんな形で注意喚起、今回の車上狙いの件であります。どんな状況で、住民へ注意喚起を行ったのか。伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 先程町長の答弁の中にあつた空き巣、窃盗事件に関しては、最初と申しますか、住民の方からの噂というような形でお聞きいたしました。その後、先程申し上げたように駐在所の方に問い合わせをいたしまして、初めて3月と9月に発生したと。その後、被害届がない1件もございましたが、それを除いての3件ということでお答えしたところであります。

それを住民の方にお知らせをするべきなのかということで、駐在所の方にも話をしたのですが、その際に、個人情報保護の観点もあるし、いたずらに不安を煽る面もあるので、あまり好ましくないというような話を駐在所からいただきました。ただ、中には町内会独自でお知らせをしたという話も聞いておりますので、町全体としては、例えば、防災行政無線でお知らせをするとか、広報に載せるといったようなことはしておりません。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 今言ったとおり、そういう噂が立ちまして、その町内会では空き巣のみならず女性の方がスカートをめくられたとか、いろんな噂が、噂を呼んで、かえって不安を煽っています。個人情報があるというような観点は確かにあろうかと思いますが、ちゃんとした情報をきちっとした形で、住民に伝えていただいて、間違えのないようなところで注意喚起をして、皆で防災に努めるというのがいいのかなと思います。その辺は、今まではそうだったということでもありますけれども、今後の取り組みについて、町の考えを伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 先程の町長の答弁にもありまして、今回の事案については、その内容が車の中にある財布・貴重品が見えたというのが一番の原因だと考えております。特に3件目で起きたのは、窓ガラスを割って盗んだという話でありましたので、見えるところに置くということが、今回の一番の問題点だというふうに認識しております。そういった車内に貴重品を置かない、施錠する。そういったところをまずは喚起していくべきだと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 家の中に入っても、確かに財布を見えないようにするというのは確かに方法ではありますけれども、地域としてそういう変な人がこの辺にいるということで、まず入らせないというか、地元でそういうものは、変な人が来たら、どこの誰でしたかというふうな声かけをしたり、どこに行きたいのというふうなところで、見つける前に、ここの町内会、ここの集落に行くと、誰かついてくるというみたいなところで、とにかく目が行き届いているということで、財布がある・ないの前に、その辺をうろうろできないよというような状況を作るのがベストかなと。財布出しておかないというのも効果的にはあると思いますけれども、たまたま2件、3件あって、もしそこに財布がなかったらまた別のところに行って財布を探すとかあると思います。たまたま今回が3件なのかもしれません。それよりも地域として見守りの体制を作ることが、防犯に役立つのかなと思いますので、その辺の取り組みをお聞きしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 隣、近所の見守りという観点では、本町においては、都市部と違いまして、非常に興味を持って見ていると申しますか、都市部よりずっと目があると思っております。

過去の例でございますが、例えば、強引な訪問販売があった際については、電話をいただいて何とかならないのかという話をいただいたときには、その方が聞いて、ここにはまずいのかなというような防災行政無線を使って放送したこともございました。そういったことが可能であるならば、注意喚起としては、屋外にいる、特にそういった不審者等には聞きやすいものだと思いますので、そういった面での防災行政無線の活用は可能だと思いますが、その際も聞いていて、先程言ったとおり、噂がまた尾ひれがつくようなものになってしまうので、非常に難しい問題だというふうには考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 問題を難しくすれば確かに難しいですが、その正しい情報を伝えるということは、何も難しいことではないというふうに思います。まして今、先程も言いましたとおり、海岸端にどういふ人が来るか分からない。それは緊急性を要する場合がございますけれども、そういう意味での、あえて町民を不安がらせるというよりは、きちっとした情報を町民に与え、みんなで見守る。また、警察との連絡体制はきちっとなっているので、何かあったら、すぐ警察が来てくれるんだよというふうな安心感が需要ではないかと思えます。

再度質問しますが、そういうふうな意味で、情報を警察からどのように仕入れて、町民にどのような形で注意喚起していくのか。もう一度伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 犯罪事案につきましては、駐在所からお聞きしている限りでは、継続して起こりうる事案について、情報を今後町の方に入れていきたいというような話がございます。そういった情報を受けた際には、毎月1回町内会長会議も開いておりますので、その会議において注意喚起をしていきたいと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） それでは次に、防犯カメラの方に移りたいと思います。

近年犯罪が起きると、そのあとの犯人逮捕に、防犯カメラは効果的ということで、町当局もそういう認識であると答弁いただきました。

学校関係、いろり火の里、役場ということで、公共施設には入っているというふうにお聞きいただきましたが、学校関係にすべて防犯カメラは付いているのでしょうか。幼稚園も含めてです。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋教育課長。

○説明員（高橋誠一教育課長） まず学校施設、小学校・中学校につきましては、先程答弁にありましたとおり、侵入者対策ということで、玄関・体育館・出入り口になりますけれども、合わせて校内も、侵入者がどこにいるのかというのは確認できるような形で設置しているところがあります。

ただ、保育園・幼稚園につきましては、出入り口については、東側、通常園児等が出入りする、または南側、保護者の方が迎えに来る際の出入り口があるわけですが、こちらの通路につきましては、どちらも職員室が見える位置を通らないと、それぞれのクラスに行けないような構造になっておりますので、そういった点を踏まえて、現時点では設置していないところがあります。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 保育園・幼稚園につきましては、職員室を通るので安全だろうという観点から今はないということでありましたけれども、職員がいつも自分の仕事を忘れて、外を見張っているわけではないと思われれます。また、外からの侵入者といえば、全然まったく分からないわけでございますので、その辺、保育園の保護者また町民から設置要望というような声は今までなかったのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋教育課長。

○説明員（高橋誠一教育課長） 侵入者等と言いますか、人の出入りについては、職員室については、1名だけではなくて、複数の職員が常時いるような状態でございます。そういった観点で現状の状態になっているわけです。そういった状況において、保護者から設置の要望等については、ないものと認識しております。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 保護者からは要望がなかったというふうなことで、現状なままでいくというような答弁であります。

でも、人間の記憶は意外と覚えているようで覚えていないということがあります。まして、職員が他の仕事をしながらさーっと通って出て行かれたら、誰がどんな服装で、ということで全然記憶的には別のイメージで捉えてしまうようなことも、人間としてはたぶんある可能性があると思っております。そういう意味で、人間のヒューマンエラーというものを取り除くためには、やはりきちっとした証拠としての防犯カメラが保育園・幼稚園にも必要ではないかと思いますが、今後の取り付けの考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋教育課長。

○説明員（高橋誠一教育課長） ご質問にもありましたとおり、防犯カメラを設置することによって、犯人の逮捕等だけではなくて、あることでの犯罪の抑止効果というものも当然考えられるわけでありますので、その点については、改めて検討課題ということで捉えまして、その点において判断して対応してまいりたいと考えます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 学校施設、公共施設等にはあるということで、ないところには考えるということでありました。

それと、一般道路にはコンビニや、本町にもコンビニもございますし、道路に面した商店、事業所もございます。その辺に、町として防犯用、もし何かあったらその辺のデータで犯人逮捕に繋がるような情報が得られないかなというふうに思いますが、その辺、町で防犯カメラの推進にあたっての取り組み、企業・商店への取り組みというものは、今後どのように考えていかれるのか教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 道路沿線でのコンビニあるいは事業所への防犯カメラの設置の促進というような意味での質問だと思います。

いろんなテレビを見ておきますと、コンビニの防犯カメラに映った映像の中に、例えば、逃走車両が映っていたとか、そういった事案も見ております。ただ、主たる目的は、そのコンビニあるいは事業者自らが店舗の防衛、あるいは駐車場での安全を確保するためのものだと考えておりますので、そういった事業所への補助はなかなか難しいと思います。

一方、全国的な例を見ると、自治会等、そういった地元の住民の皆さんが団体で、日頃から防犯活動をしているけれども、やはりここにはどうしても必要だということで補助を求める例があり、そういったものを自治体として制度化している例は見ているところでございます。そういった意味では、補助の方は可能性としてあるのかなと思いますが、コンビニ事業所については、その事業所の財産となるものでございますので、補助はなかなか難しいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 確かに設置すれば、それはその事業所、また個人の財産ということにはなろうかと思えます。

私もいろいろ調べたのですが、直接防犯カメラに対する補助というのはなかったわけですが、愛知県丹羽郡大口町では、施錠だとかそういうものに対して、補助金を経費の2/3、8,000円を上限としてというふうなところで、まったく施錠関係、防犯関係は個人のものでありますけれども、それに対して応援をしているということです。応援の額は多ければ多いほどそれに賛同して設置くださる個人事業所が出てくると思いますが、多少なりとも少し町では応援しているという形での応援ということは、個人の財産だからではなく、応援というのは可能かなと思いますが、その辺をもう一度、当局の考えを伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。



○説明員（本間 明総務課長） 応援という意味については、いわゆる誘導策として補助制度を使えないかということだと思います。ただ、先程申し上げましたとおりコンビニ、あるいは事業所においては、自らの防衛策としての防犯カメラ、あるいは監視カメラだと考えておりますので、必要に応じて設置をすでにしているというふうを考えておりますので、それを誘導する施策として、現時点では考えられないのかなと思います。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 誘導策としても、なかなか取り組みにくいというふうなことでございましたけれども、一部商店で付いているところは付いています。私も知っているところも付いていますけれども、それは店内。その人のお店に入ってくる人用の防犯カメラであって、外には向いていないというふうなところで、外での犯罪にはそういうものは使えないというふうな防犯カメラもございます。

私が今提案している町の安全・安心という意味では、店内の万引き、事故を監視することではなく、やはり店内に入ってくる人、また外の状況が少し分かるようなものに対して、町の安全という意味での防犯カメラの補助というふうなことを私は考えておりましたけれども、それでもやはりなかなか考えにくいのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 商店・店舗等の外に向けたカメラということは、店舗前を通る人を対象とするカメラだというふうに認識しますけれども、基本的にこれを使うのは警察機関。そういった協力の申し出をして、その商店等から証拠としてたぶん記録を見るのだと思いますけれども、町としてそういった記録を見る機会はございませんし、たぶん提供を求めることもないと思いますので、そういった観点での補助というのはないのかなと思います。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 少し難しいというようなことでありました。

防犯カメラには、スーパー防犯灯といって、防犯灯の下にカメラが付いて、何かの非常事態があったときにベルを押すと警察に繋がるというところで、あれは行政がやっているのか。たぶん警察がやっているのではないのかなと思いますけれども、その辺、町でそういう商店ではなく主要な公園、または危険が考えられるような場所へのスーパー防犯灯を町で設置するか、警察当局に働きかけて、そういうものの導入を図ってもらうような考え方というのはないのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 安全・安心な町づくりに関しましては、特に保護者の皆さんから防犯灯、あるいは街灯の設置だとか、あるいは不審者が出た場合のいろいろな対応策、そういったものをPTAの連合会の皆さんから要望としていただいております。そういった面で、具体的にこういったところに、そういった装置が欲しいというふうな要望がありましたら、それについての対応はしていきたいと思います。

議員がおっしゃることも十分理解できますので、ご意見として承りたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 前向きな取り組みに期待したいと思います。

続きまして、東京オリンピック・パラリンピックの応援について質問いたします。

ただいまの答弁では、まずホストタウンの方でありますけれども、その登録をするには、その国との折衝とか、選手の応援、また最後の方には人材経費というふうな面で、考えていないというふうな答弁をされたかと思えます。

ホストタウンの推進についてというふうな内閣官房パラリンピック事務局からの指導によりますと、人材経費については、応援しますよというふうなことが載っておりました。その辺はある程度、国の方も応援するというふうな応援体制かなと思えますが、どのくらいの人材で、どのくらいの経費がかかるのかなというふうなことを見越しておるのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋教育課長。

○説明員（高橋誠一教育課長） 実際にホストタウンとしての登録なり、その運営と言いますか、その業務のボリューム等について、それをもとにどれだけの人材、または経費というものについて積算したものはございません。ただ、国でいうその人的、または運営経費等の支援ということに関しましては、私もいろいろ大会組織委員会のホームページ等で見させていただきますと、まず人的経費の支援については、例えば、そのために職員を配置するとか、臨時的職員を新たに雇い上げるというものに対しては、手立てをしないということでありました。

では、どういった人材となりますと、実際に外国ですので、その国に行って、例えば、交渉なり誘致活動をする際の通訳の方に対する経費は見ますよと。とても一過性のような形で、極めて狭い範囲での対象になると認識しております。

合わせまして、運営経費につきましても、例えば、施設を整備するにあたっては、新設のものは対象としないということで謳っているようです。主に対象となりますのが、例えば、その国の方、また選手や役員の方を招いたときに、そこで行います歓迎会とか、その際の食事代等は除外のようでありますけれども、そういったところでのイベント経費については、交付税と言いますか、そちらの方で手だてさせていただきますという考え方のようでありましたので、非常に運営は相当の人的な配置なり経費がかかるであろうというのは容易に想像ができるのですが、それに対する国の支援というのは、極めて狭い範囲に留まるのではないかとこのところからも推し量りますと、登録に関しては課題が多いということで捉えております。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） あれしろ、これしろというようなことは、私が貰っている資料にはなく、応援すればそれなりのものができるんだろうというふうなところで、私も半分くらいしかよく分かっておりません。

本町であれば、アメリカの方に姉妹都市「マクミンビル市」があるわけがございますので、その辺を使つての選手なり、何かその辺も検討できることだろうし、同じアメリカでも一つの国に一つホストタウンというふうな決まりはなくて、一つの国に対して、ドイツなどは、何カ国も、鶴岡市も載っていましたし、他も載っているというふうなことで、いろいろバラエティーにとんで、こうしなきゃいけないというようなことはないというふうにとらえている

のですけれども、その辺、アメリカに対して何とかできるのではないかと感じていますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋教育課長。

○説明員（高橋誠一教育課長） おっしゃられますとおり、例えば鶴岡市ですと、ドイツが相手国ということで登録されているようではありますが、先の報道等では、サッカー競技も一つ上がっていたようです。先に登録した市町からのお話も聞きますと、ただ、国際交流、姉妹都市等での関係をきっかけにホストタウンということでの登録に繋がるというケースはあるようですが、ただ、実際に今度は競技となりますと、では、本町ではこれまでの経験から、例えばサッカー競技。国民体育大会も行いましたので、そういった種目でとなりますと、やはり簡単には希望する競技というのは選べないようであります。では、どういった競技を受け入れすることができるのかとなりますと、今度は相手側の国なり、競技団体からこういう競技と言われたときに、先程申し上げましたとおり、新設の競技会場は国の手立てもございませんので、既存の施設を改修なり、それに十分競技団体からの要望に応える施設に改修する必要があります。それを考えますと、単に海外に、例えば縁故があると、これまでの交流があるということだけでは、なかなかホストタウンということで踏み切るにはいろんな判断が必要になってくるのではないかと考えます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 競技の種目が大変だということでありました。

アフリカの方では、まだホストタウンが決まっていないところがあるということで、今回新設されました、新しい33の競技の中には空手とか、本町であれば柔道も立派な施設がございますけれども、その辺も利用し、そういう入口もあるのではないかと思いますのですが、その辺の利用も含めた本町の取り組みを簡単にお願ひしたいと思っておりますけれども、ちょっと時間が無いので、割愛させていただきます。

もう一つ、本町の食材を作ったものを提供できないかどうかということで提案しましたけれども、その辺を何か検討された実績はありますか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋教育課長。

○説明員（高橋誠一教育課長） 東京大会での食事の提供につきましては、基本的なところは大会の組織委員会がすでに策定をされているということではお聞きしました。ただ、その食事に使います食材の調達につきましては、先程教育長が答弁しましたとおり、来年に策定になるということでありました。ただ、期待するところは非常に大きいわけでありまして、大会期間中に提供される食事の数も相当の分量になるとお聞きしております。ただ、そこで調達できる基準が非常に厳しいともお聞きしておりますので、本町ではまだ具体的な取り組みは行っておりませんが、今後そういった調達計画の中で、何か本町で応援できるものがあつたら対応してまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 今言われたとおり、来年食材を提供する業者を決めて、再来年にメニューを決めようというふうな段取りだと私は聞いております。それで、そこにはどんなも

のが必要なのかということで聞きましたところ、大会期間中全部含めると2,000万人の人が来る。やはり求められるものは、安くて早いものというところで、ハンバーグだとか、とにかくぼんぼんと提供できるものがないのではないかとはいっておられました。その辺の情報なんかも、やはりホストタウンになればいろんな情報も入ってきますし、本町としての取り組みもまた見えてくるのではないかと思います。

また、オリンピックにはスポンサーが付いていまして、その食品メーカーのスポンサーが付いております。たぶんその辺がメインで食材を提供すると思っておりますので、その辺に町もアンテナを上げて、本町からオリンピックに食材が提供できればいいなというふうなことを思いまして、私の質問を終わりたいと思います。

- 議 長（小林茂吉議員） 以上で5番 町野昌弘議員の質問を終わります。
- 議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 3時19分)
- 議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 3時40分)
- 議 長（小林茂吉議員） 次に、7番 田中 晃議員、登壇願います。7番 田中 晃議員。
- 7 番（田中 晃議員）

1. 政治姿勢について	1. 鶴岡市では、新市長、誕生となりました。ついては、ごみ廃棄物処理委託契約について再確認すべきと思いますが所見を伺います。
2. 介護保険について	1. 3年に一度の改定になります。介護保険事業計画（第7期）策定に向けての進捗状況と内容を伺います。 2. 第1号被保険者の保険料、引き上げを抑えるべきと思いますが、町の対応を伺います。
3. 国民健康保険について	1. 平成30年度、県単位化にあたって、山形県国民健康保険運営協議会が開催され、平成30年度の市町村ごとの納付金と標準保険料の算定（仮係数試算）が行われ、市町村に3方式と4方式での算定結果が示されました。その算定内容と、それを受けての町の対応を伺います。 2. 国民健康保険税、引き上げを抑えるべきと思いますが町の対応を伺います。

平成29年第5回2017年12月議会にあたりまして、通告に従い一般質問いたします。

最初に、政治姿勢について1点伺います。

鶴岡市では、新市長誕生となりました。については、ごみ廃棄物処理委託契約について再確認すべきと思いますが所見を伺います。

2番目に介護保険について2点伺います。

1点目は、3年に一度の改定になる介護保険事業計画（第7期）策定に向けての進捗状況と内容を伺います。

2点目は、第1号被保険者の保険料の引き上げを抑えるべきと思いますが、所見を伺います。

3番目に国民健康保険について2点伺います。

1点目は、平成30年度、県単位化にあたって、山形県国民健康保険運営協議会が開催され、平成30年度の市町村ごとの納付金と標準保険料の算定（仮係数試算）が行われ、市町村に3方式と4方式での算定結果が示されました。その算定内容と、それを受けての町の対応を伺います。

2点目は、国民健康保険税の引き上げを抑えるべきと思いますが、町の対応を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中晃議員にご答弁申し上げます。

初めに、鶴岡市との廃棄物処理委託契約に関するご質問にお答えいたします。

この件につきましては、平成19年4月1日に「三川町と鶴岡市の間における一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する協定書」を締結し、それ以降、鶴岡市へ処理に係る事務を委託しているところであり、本町といたしましては、今後も引き続き継続してまいりたいと考えているところであります。

次に、介護保険に関する2点のご質問ですが、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

平成30年度から32年度までの3ヵ年を計画期間とする第7期介護保険事業計画の策定につきましては、第6期の実績や評価を踏まえて、現在介護サービス料の推計や第1号被保険者保険料の算定作業を進めているところであります。さらに高齢者福祉や健康づくり等に関する内容とともに、12月下旬及び来年2月開催予定の高齢者保健福祉計画介護保険事業計画委員会の中で審議していただき、策定することとしております。

介護保険制度は65歳以上の第1号被保険者の方々からも、介護サービスに費用の一定の割合を介護保険料として負担していただく社会保険方式であります。現在の第6期の計画まで介護保険制度が社会に浸透し、介護サービスを利用する方が増加してきたこと、各種介護サービスの提供基盤が整ってきたこと、そして負担割合の変更等により保険料を引き上げてきたところであります。

第7期におきましても、介護サービス料を適正に見込み、国の基準に則って適正に算定し

ていくものでありますが、今後とも保険・医療・介護・福祉の一体的な取り組みにより、健康寿命の延伸と介護保険料引き上げの抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険に関する2点のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

国の仮係数を用いた保険税軽減分を含んだ納付金の算定結果につきましては、2億円を超える額となり、税率に関しても現行税率より高くなったところであり、さらに、一人当たり保険税額の比較においては、県内市町村のうち本町だけが増となっております。

また、この県への納付金に加え、これまで同様に国保特別会計における事務費、出産育児一時金及び葬祭に係る給付費、そして特定保健指導等各種保健事業費等についても財源を確保しなければならないものであります。

本町においては、国保加入者の所得水準が高いことや被保険者数の減少などがあり、その負担は重くなる傾向にあります。今後は、県の試算結果を踏まえ、再度、各事業内容や費用等を精査し、平成30年度予算の積算及び税率に関してのシミュレーションを行い、三川町国民健康保険運営協議会において議論してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 通告にしたがって再質問いたします。

最初に、ごみ廃棄物処理委託契約についてということで、今後も19年の契約に基づいて進められるということです。鶴岡市では新しく市長が誕生しました。新しくなった市長とは、合併についてとは関わりなく、見通しが進められると私も思うのですが、これまでの経過を踏まえて2点質問したいと思います。

新たな新焼却施設を、当初112億円から159億円になったと。最終処分場の整備費42億円を追加したというようなことがありました。鶴岡市と三川町の地域循環型社会形成推進地域計画を三川町に無断で環境省に出したという経緯はありましたが、今後三川町として、額の新たな変更も含めて、ごみ焼却に関わるすべてに対して応分の負担をしていくという考えでいいのか。この点について伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） ご質問にありました、これから新しく整備されます新焼却炉の負担についての町の方針ということでございますが、まだ正式な形で鶴岡市の方から新施設並びに、それに伴います最終処分場等の負担につきまして協議が始まっているという状況にはございませんので、現時点においては答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 事務方同士で本格的にこれから進めていく上での、具体的なことになってくると思います。ただ、私が思っているのは、ちょうどいろんなことがありまして、その金額についてはそういう額だけが残っているというか、それがどうなるのかというのがとても気になりますので、今後そこは詰めていっていただきたいと思います。

もう1点は、これもあれなのですが、応分の負担ということで、新しく燃えるごみの施設

ができるわけです。それについて、鶴岡市廃棄物対策課が処理量の実績などを根拠に、鶴岡市が92.05%、三川町が7.95%の負担割を設計して整備償還計画を策定した経緯がありました。このことも、今後このパーセンテージが進められていくのか。この点を伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 先程ご答弁申し上げた内容に尽きるところでございますが、確かに整備計画上での見込みという部分での、極めて事務レベルの数字というものについては、各般にわたって示されているところですが、正式な形での協議がスタートしたわけではございませんので、大変恐縮でございますが答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 三川町が鶴岡市に今後も委託するというような関係が続いていく上での、今の時点の判断だと思います。やはり今後、先の償還計画では、当初も47年まで盛り込まれたところもあるのですが、それも含めまして、今後鶴岡市との関係においては、具体的な関係が見える形に進めていくことが、町民の不安に対しての答えだと思いますので、その点をお願いしたいと思います。

改めて鶴岡市との関係を深めるために、今三川町が委託してお金だけを払っているのかという声も少なからず聞こえてきます。私は今後四つのごみ施設場とすべてのことに関して、三川町が委託料を払っていく上で、何か三川町として鶴岡市と一緒にごみ処理をやっていく上では、一番私が思うのは、ごみの減量化。三川町は、33k㎡の面積の中に、2/3が農地が占める。そういう中では、ごみの有機化を抜本的に進めていくことで、鶴岡市と三川町の関係においても、今後関わりが深まっていくのではないかと思います。この点についていかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） その質問は通告いただいておりませんので、その質問は省きます。

○7番（田中 晃議員） 鶴岡市と三川町とともに、進めていってほしいと思います。

2番目の介護保険に移ります。

先程答弁がありました中で、平成30年から32年までの7期の計画を6期の中で見込料も含めていくと。高齢者のことについても含めて、12月下旬から2月に進めていくという答えでありました。

2018年4月から3年間の7期に入るわけですが、第6期、2015年から今年度2017年までの間で6期が行われたわけですが、2014年に医療介護総合法が成立して、ちょうどこの6期の期間の中で介護の4大改定が行われております。

1点目は、特別養護老人ホームに入所する基準を、原則要介護3以上になりました。

あと、2点目は2015年8月より年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円以上の場合、介護利用料が2割負担になったと。

それから3点目は、非課税世帯の利用者の施設の食事代・部屋代を補填する補足給付に、要件として資産などが追加されたということ。

4点目は、三川町は29年度から本格的に進めましたが、要支援1のヘルパーとデイサー

ビスは保険から離れて、市町村での地域支援事業に移されたということでもあります。

では、この6期の中で、実際に行われているということで、まずはこの6期中の具体的な状況というのはどういう状況にあるのか伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） ただいま田中議員から平成26年に施行されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律。この内容に基づいて三川町の状況はどうかというようなご質問だったと思いますので、4点挙げられました項目につきましてお答えしたいと思います。

まず1点目の特別養護老人ホームの新規入所者の方を、原則要介護3以上に重点化するという内容でございます。こちらにつきましては、その特別養護老人ホームに入所しての介護を受けるという対象の方を、重度の方にシフトしていくというものではございますけれども、要介護1とか要介護2の方がまったく利用できないのかということではありません。その状況によりまして、例えば、要介護3にならない要介護2の方でも、ご本人の状況だとかご家族の状況で、適切な在宅での介護が受けられないというような判断のもとでは、特例入所ということでの利用の仕方もあります。実際それによって入所された方が三川町にいらっしゃいます。

第2点目の、一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げるというところでございますけれども、介護保険では原則利用者の自己負担は、一割ということで、制度を開始したときからなっているわけですが、27年の8月1日以降では、所得のある方は2割負担になるというところであります。実際、三川町の利用の認定を受けられていらっしゃる方が2割負担となっている方はどのくらいいらっしゃるかとございまして、29年8月1日現在の人数でございます。この時点で認定者が441人でございまして、その中で一割の利用者負担が425人、96.4%でございます。2割負担の方が16人、3.6%でございます。これにつきましては、新規の認定者には認定後の被保険者証とともに、この割合証も交付しておりますし、有効期間は毎年7月31日となっているため、課税状況等を確認して、8月1日から翌年7月31日までの負担割合証を7月下旬頃に送付しているという状況でございます。

3点目の補足給付に関することでございますけれども、三川町の方で、この補足給付、食費・居住費に対する軽減の制度を利用しているということで、負担の段階を示す証を発行している方は、今年の12月1日現在、第1段階が生活保護受給者、住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者の第1段階の方が3人でございます。第2段階が住民税世帯非課税で、本人の合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下の方については46人。第3段階の住民税世帯非課税で、第2段階以外の方が30人でございます。こちらの方も特定入所者介護サービスということで、介護保険で提供する一つのサービスになっておりますので、この補足給付の部分については、公費と保険料で賄っているという状況でございます。

4点目につきましての、総合事業への取り組みにつきましては、平成29年度より取り組んでおり、現在順調に移行しているというところでございます。以上です。



○議 長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） 丁寧な説明ありがとうございます。

特別養護老人ホームに要介護3以上でなければ基本的には入れないということです。特例の状況であれば、要介護1、2の人たちも入れるということですが、結局介護制度が変わって、今まで入れた要介護1、2の人が無条件で入れなくなってしまったということが、そういう面ではサービスの低下があるのではないかと思います。国の法律改正なのではないですが、現状的には受けられるサービスの方が削減されているのではないかとこのところであると思います。

現在三川町で特別養護老人ホームなの花荘で入っているのは、この間町でお尋ねした、私は参加できなかったですが、鶴岡市の社会福祉協議会というのがあるのですが、キャラバンで、役場に行っているいろいろ聞いたことを、また私が聞いているのですが、現在なの花荘に80名が入所されていて、93名の方がなの花荘の入所を待っている待機者ということだとお聞きしました。その中には入りたいという方はいると思うのですが、私は6期の中でそういう状況にあるわけです。だから、この7期に向けて、三川町には介護施設はたくさんあります。だけど、特別養護老人ホームでしか入れないという条件が、それはやはり低所得者の方であったり、低年金の方であれば、他の施設には入れないということになるわけです。ある程度余裕のある方は、三川町で非常に6期の中でも新設して進められている、10万を超える施設があると思います。

現在三川町で一人暮らしをなさっている方が210人いらっしゃると。そういう方もやがて介護施設を必要になってくるのではないかと思います。特に年金で暮らされている方。その人たちのためにも、7期に向けて、特別養護老人ホームの増設あるいは新設への方向への考えがないか。7期に向けてどう考えているかをお聞きしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 介護保険で利用できるサービスはいろいろございます。居宅サービス、施設サービスもその類型の一つなわけでございますけれども、介護を要する方が、どんな介護サービスを利用していくかということにつきましては、ご本人の状況やご家族の状況、そして希望を聞きながらその方の持っている課題を小さくしていくためには、どのような生活の仕方が適切なのかというところを踏まえまして、ご本人・ご家族と一緒に関わる関係者が一緒に考えていっているというわけでございます。

特別養護老人ホームの新規に入所する方については、原則重度化への対応ということで、原則3以上にはなりましたけれども、先程も申し上げましたように、この方の課題を解決するためには特別養護老人ホームが適切だというような判断になれば、町の方に意見を求められたりもしますけれども、そこで考えるということで、まったく門前払いにしているというわけではございません。丁寧に対応をしておりますし、これからもそうしていきたいと考えているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） 町長にお聞きしたいのですが、今の増設・新設についての考えをお

聞きしたいです。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） これから介護需要ということを考えますと、とかく施設の整備ということが求められているわけであります。しかしながら、県内の市町村の中における介護施設の充足率という部分からしますと、本町が最も進んでいるというような現状であります。今後のこの制度運営の中における施設の増床、あるいは増設というのは、それぞれの社会福祉法人、あるいは民間のそれぞれ施設運営者の考え方というものを尊重しなければならないと思っているところでもありますので、現在町としての新たな独自の、これらの介護施設の整備ということについては、現段階では考えていないということでご理解をいただきたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） 県下では優れている施策、施設もあり、そういうところは私も大変、三川町は医療費がかからない町として、そして最後まで長生きできる、そういう町としてのところはあると思うのですが、やはりそういった、実際中には特別養護老人ホームに入りたいという人がいます。その上で、これからも含めて、そういう声が多くなればなるほど求めていくことがあると思っておりますので、引き続き私自身としては、要望してまいりたいと思っております。

2点目の第1号保険者の保険料の引き上げを抑えられないかについて質問いたします。

先程出ておりました、10月に第2回計画委員会が開催されて、第7期へのサービス見込料の仮設定が出されているということです。現行は、やはり第6期経過期間中における介護給付費の見込料が適切であったかどうか。この辺の判断は途中でありますが、どういうふうを考えていらっしゃるでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 先程申し上げましたように、今第3回目の計画委員会を12月下旬に開催する予定でございます。それに向けて6期の実績を踏まえて7期の計画ということで、今算定作業に入っている状況でございます。

今までの6期の計画と実績はどうですかというようなお話だったかと思っておりますけれども、幸いなことにと申しましょうか、6期の実績につきましては、介護認定者が大幅に増加になったというようなこともございませんでしたし、サービスの給付費も大幅に増加したというようなところなく進んできていると把握しているところであります。

健康づくり事業とか、地域支援事業でいろいろな事業を展開しておりますので、それらも効果が現れているのかと思っているところでございます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） 介護を受ける人たちが少なくなったということで、そういう意味で推移するというところでありますが、第6期の保険料を設定するにあたって、準備基金をどれだけ取り崩したか。それを確認したいです。

それと、今年度は最終年度にあたりますが、準備基金の現在高はどのくらいになっている

か。この点をお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 先程も申し上げましたが、基金の取り崩しにつきましては、28年度の実績を見ても、見込んでいたよりもサービス給付費にかかる部分が、下回っていたというようなところで、基金からの取り崩しというようなところは大きくなかったと思っております。

現在の介護給付費、準備基金の現在高は3,763万7,076円でございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 3,763万円ちょっとということですが。

第7期計画を策定するにあたって、介護給付費の見込料はどのくらいか。取り崩し可能な準備基金の額と保険料の抑制効果をどういうふうに考えているのか。今時点で考えられることが分かればお願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 介護保険の制度上、準備基金につきましては、次の計画のときに、それも財源として保険料を算定していくとなっておりますので、当然第7期の計画を立て、保険料を算定していく中では、この準備基金も考慮に入れながら算定していくことになるわけでございます。ただ、具体的な内容というところにつきましては、現在算定中でございますので、今具体的なものを申し上げるということは出来かねるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 計算中だということで、具体的なことは分からないということであります。

6期のときに決めた計画の中では、今までの介護にかかる増加率を示していけば、平成32年度の基準額は月額8,900円という見込をその時点ではしていた。だから先程話を聞いた中では、介護を受ける人たちが減ってきているということであれば、多少見込んだ額とは違ってくるとは思います。

介護保険は2000年4月にスタートしました。そのときは、初めての半年間は無料でした。それから1年間は半額と。そのときの当時の全額の額は2,911円が月額でした。それで、そのあと3年毎に見直されるということで、第6期には全国平均が月額5,510円です。県平均は月額5,644円。三川町は月額5,600円です。県内では中間あたりの19位になっていると思います。5期から6期になるとときには、400円値上げしたということです。

とにかく最初の全額の2,911円から今5,600円になったわけですが、1.9倍値上がりしている。本当に保険料が高くなっていると思います。第1号保険者は、年金が下がっているのに、なぜ介護保険料が上がるのか。長年にわたって働いて、やっと手にしたわずかな年金から介護保険料を天引きされる。無年金でも保険料を払わなくてはいけないという制度なわけですが、老人医療費が上がって、さらに介護保険料で追い打ちをかける。年寄り早く死ななくてはいけないかと。老人医療費が上がって、さらに介護保険料も上がるというような

状況が広がっているのではないかと思います。私の方にもそのような声が聞こえてきます。

第7期の介護保険料の算定にあたって、できれば一般会計からの繰り入れや取り崩しによって、何とか引き上げを抑えられないかと私は思うのですが、この点についてどうお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 平成12年4月に始まりました介護保険制度でございますが、第1期の三川町の保険料は2,690円でございます。第6期5,600円ということで、確かに2倍以上に上がったところではございますけれども、サービス基盤の充実というところでは、介護保険制度がスタートした時点と、今の時点では大きく整備は充足なされているところでございます。

サービスを利用することができる頻度につきましても、基盤が充実するということは、必要な方が必要に近いと言いますか、それを見ながら利用できるということでもありますので、今本当に健康寿命と平均寿命の間を小さくするという取り組みを全国的に行われておりますけれども、その介護を必要とする期間であっても、できるだけ過ごしやすくするために、介護を社会全体で担う。家族だけに頼らないということで、この介護保険制度ができたところでもあります。その主旨を考えれば、充実したということと、制度の周知が図られて気軽に利用できるようになったというところで、介護保険料が上がってきたというところについては、一定の理解をいただきたいものと思っているところであります。

私たちの保険者としての役目の一つというところでは、この介護保険制度の周知を理解していただく。副題が「みんなで支える介護保険」となっております。認定率は19%ほどですので、他の8割ほどの方はサービスを利用せずに、保険料を支払っているという方になるわけですが、その方々にも支え手として、この制度を支えているという意識を持っていただく。必要になったときは、この制度を利用しやすくするというところを、保険者としてはしっかりと周知をしていかなければならないと思っているところであります。

その点を考えまして、まず一般会計からの繰り入れについては考えていないところであります。基金の取り崩しにつきましては、取り崩しも踏まえて、第7期の保険料も算定していくという予定であります。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） みんなが支え合う保険制度ということはあると思いますが、もう一方で社会保障でもあるわけですが、結局、自助・公助・互助で、最終的にはできない人たちが公助ということになるわけですが、公助のことが最大限生かされるのが介護保険制度であったわけですが、今サービス内容もどんどん削られてくる。そういう中で、先程言われたように、2割の方が介護保険制度を利用しているが、8割の人たちが黙って年金から5,600円が引かれていく制度であります。特に、年金で一人暮らしの方にとっては、非常に生活を圧迫している側面もあると思います。その点を考えて、そこを何とか抑制するべきではないかと思えます。

次の質問に移りたいと思います。3番目の国民健康保険について再質問いたします。

12月末に、県より最終係数の提示が出される予定だと思います。2018年1月にかけて本計算となるものですから、担当部局の方は大変ご苦勞になると思いますが、2015年5月に整理した持続可能な医療制度改革を構築するための国民健康保険法の一部改正する法によって、2018年度から国民健康保険の保険者は都道府県と市町村になる。国民健康保険の様々な実務や賦課や徴収や給付や保健事業はこれまでどおり市町村が行うということです。これまでの最大の違いは、都道府県が国民健康保険財政の運営を行う。つまり、財布を県が握るということではないかと思います。これによって、都道府県が大きな権限を持つことになると思います。2018年からも都道府県単位化は、国民健康保険を広域化して、スケールメリットによって、国民健康保険の困難を解決するための取り組みだというのですが、これについてどうお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 県単位化につきましては、私どものような小さい被保険者につきましては、1人、2人の高額医療といった部分が、非常に財政を圧迫するのが、目に見えて分かってきている状況です。それが、大きなパイでの財政運営ということになりますので、そういった部分においては、安心して国民健康保険の運営ができるのかなと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 安心して財政が行えると、今課長言われたのですが、実際の段階では、安心どころか上がってしまう。大変三川町にとっては、今回の改定はデメリットではないかと私は思います。私は広域化を広げることで、スケールメリットを大きくすることで、国民健康保険の困難を解決するというのではなくて、本当の目的は医療費を適正化する。国においても、そして県においても、いわゆる削減していくということが目的であると私は思います。

平成30年度から現行のように、保険料の前提になる賦課総額を収入と支出の試算で、決めるやり方ではなくて、都道府県が保険料給付費の推計から公費との収入を予め引いて、保険料収納支出総額を算出し、総額を医療水準、所得水準において、都道府県の各市町村に納付金として割り振るということですよね。市町村には、納付金に基づいて保険税を算定するという流れでよろしいのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 田中議員がおっしゃるとおりの納付金算定手順と理解しております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） その目標のために、都道府県の各所に納付金として割り振りするわけですよね。先程町長の答弁の方にありました。2億円を超える試算になったのではないかとということで、詳しくは私もお聞きしたのが、29年11月16日の第3回山形県国民健康保険運営協議会が開催されて、仮係数試算によって、平成30年度の納付金額と、それから標準保険率の算定結果が公表されたわけです。この公表の仕方が、県の方では3方式。いわ

ゆる資産割を外したやり方を取っているわけです。三川町の方にも、3方式と4方式で計算しなさいということで来たと思うのですが、町としては、4方式の計算をするというか、試算をされていて、3方式の方はやっていると思うのですが、その辺のことはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 山形市が3方式なものですから、山形県としましては、まず一つに丈比べをする際に、山形市に合わせた形で3方式を示しますということでありました。そして、その他の市町村にありましては、4方式において賦課している現状がありますので、そういった実情から、各市町村に4方式も示しますよということで、今回も示されたところでもあります。

県の運営方針においては、ゆくゆくは資産割を廃止して、3方式に向かって各市町村が進みましようということになっておりますが、この示されました3方式また4方式で試算してみますと、どうしても資産割がある・なしによりまして、非常に増減の影響が大きいところです。現在、三川町におきましては、資産割も採用しておりますので、当然大きい数字が出ております。

県の目標としましては3方式というふうにはなっておりますが、市町村の実情において、その判断をして構わないということになっておりますので、来年度以降におきましても、本町におきましては資産割も含めた4方式で賦課していきたいというふうには、現在のところは考えているところです。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 4方式の方も町の実情に合わせて採用できるということだと思います。実際に、私も3方式の試算を見ますと、医療給付費分で所得割が6.0%から6.7%に上がります。あと、均等割額については、2万3,000円から2万7,708円。平等割は2万2,000円から2万101円に下がる。医療給付費についてはそういうことになっているのですが、そのところは3方式よりも、4方式の方が町民にとっては、値上がりを防ぐところになると思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 29年度の所得試算等、また被保険者等をベースにしての試算をしたシミュレーションをしたところでございます。

3方式につきましては、当然現在の町の率よりも上がるという結果が出ております。また、4方式についてもシミュレーションをしたところ、3方式よりは若干下がるものの、やはり現行の税率よりは上がるという結果になったところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 今の時点で、4方式の方が値上げの率の幅が少ないということであれば、ぜひ4方式の方で進めていってほしいと思います。

また、上がるということですが、何とかそれを抑えられないかと私は思います。その前に、納付金というのは、県に100%払わなくてはいけないというものですよね。今の現行制度では、国民健康保険税が100%集められなくても、国民健康保険特別会計の中で他の収入もあ

りますし、例え赤字になっても、最悪繰り上げ充用という形で、年度、次年度に繰越ができると思うのですが、都道府県化のもとでは、納付金計算の前段階で、国庫支出金や前期高齢者交付金などが差し引くことになると思います。三川町の収納率はだいたい95%ということは、5%はどうするのかということになると思いますが、この点については、どうお考えですか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 県の標準保険料率を算定する際においても、被保険者の規模別に収納率をかけて出しております。そういった部分については、計算がされているというふうに理解しております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） これからも含めて、今までのあり方であれば95%しか集められないということになりますよね。5%はどうするのかという話をしているのですが。

平成30年の都道府県の単位化にあたって、国としては県に新たに財政安定化基金が新設されるわけですね。これの対応についてどう考えているかをお聞かせください。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 県におきまして、財政安定化基金が積み立てられておりまして、またさらに後年度においても積み立てがされるというふうに理解しております。

この基金につきましては、納付金額について何らかの理由で集めることができない。納付することできない市町村に対しまして、まず貸付をしましょうということになっております。この貸付につきましては、後年度にそれを返すというルールでございます。

また、もう一つ災害等の発生により納付金額を確保できなかった場合、それについては交付金として交付しますというルールになっております。その交付につきましても、1/3が国で、また1/3を県で、さらに残りの1/3については、町が後年度において負担するというルールと理解しております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 2,000億円ほど国の方で拠出するということです。山形県の場合は、私の調べでは16億5,300円ほどになるのではないかということになります。やはり財政安定化基金を借りれば、返さなければいけないということになるわけです。そうすれば、次年度については、値上げも予想されるということになるわけです。やはりそこは財政安定化基金を当てにしないでやっていくべきだと私は思います。

最後になりましたけれども、何れにしても若干でも値上がりする方向であると思います。本当に国民健康保険に入っている人たちは、非常に低所得者の人たち、それから非正規の人たち、様々な人たちが作られている中で、構造的な運営があると思います。県内の2015年の収支決算では、23市町がその値上げを抑えるため、あるいは引き下げをするために、一般会計からお金を投入しています。だから、三川町もそれに向けて、ぜひ一般会計からの投入ができないかと思いますが、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 国民健康保険につきましては、国民健康保険加入者が互いに国民健康保険税を納めているものでございます。一般会計からの投入という部分のご質問でありましたけれども、そういった部分について、国民健康保険加入者以外からの理解が得られるか。また、理解が得られるとしたら、その金額はいくらなのかといった問題がございます。そういった部分について、まずは一つの考え方として承っておきたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、7番 田中 晃議員の質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会といたします。

（午後 4時40分）



平成29年第5回三川町議会定例会会議録

1. 平成29年12月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 田中晃議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
遠藤淳士 環境整備主幹	高橋誠一 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	吉田直樹 書記	五十嵐章浩 書記
------------	---------	----------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 4 日            12月8日(金)            午前9時30分開議

- |       |        |    |   |
|-------|--------|----|---|
| 日程第 1 | 一般質問   | 1名 |   |
| 日程第 2 | 議第 50号 |    | 三川町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定について         |
| 日程第 3 | 議第 51号 |    | 三川町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議第 52号 |    | 三川町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 日程第 5 | 議第 53号 |    | 三川町工場立地法地域準則条例の設定について                           |
| 日程第 6 | 議第 54号 |    | 三川町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第 7 | 議第 55号 |    | 三川町地域交流・子育て支援施設整備事業用地の取得について                    |
| 日程第 8 | 議第 56号 |    | 三川町教育委員会委員の任命について                               |

○ 閉 会

- 議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。  
（午前 9時30分）
- 議長（小林茂吉議員） 日程第1、一般質問を行います。
- 議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員、登壇願います。  
2番 志田徳久議員。
- 2番（志田徳久議員）

<p>1. 平成 30 年度の予算編成 について</p>	<p>1. 税金・寄附金等の歳入見込みは。</p> <p>2. 「第3次三川町総合計画」で実施計画の実効性の確保は。</p> <p>3. 「かわまちづくり」、「子育て交流施設」等の今後の考えは。</p>
<p>2. 環境対策について</p>	<p>1. 三川町は「地球温暖化対策」の計画が未策定ですが今後の考えは。</p> <p>2. ペットボトルの回収と資源としての方向性の考えは。</p> <p>3. ペットボトルの「エコキャップ」の活用による社会貢献活動、CO<sub>2</sub>の発生量の削減を広く啓発する考えは。</p>
<p>3. 高齢者対策について</p>	<p>1. 元気な高齢者と地域住民による介護要支援活動の考えは。</p> <p>2. 平成 37 年には、三川町の高齢者人口が 38.3%と推計されています。元気な高齢者を、生産年齢人口と捉え、後継者不足と言われている農業や地域の要として活躍できる政策の考えは。</p>
<p>4. 公共施設について</p>	<p>1. 建物等の劣化による雨漏りやレンガ等の落下が心配されますその対策は。</p> <p>2. 最近、夏期間において猛暑の日が多くあります。「三川中学校」教室への冷房対応の考えは。</p> <p>3. 押切豊秋地内のテニスコートの活用方策は。</p>

平成29年第5回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、平成30年度の予算編成についてであります。

税金・寄附金等の歳入見込みを伺います。

そして、第3次三川町総合計画で、実施計画の実効性の確保について伺います。

町にとって大型事業のかわまちづくり、子育て交流施設等の今後の考えを伺います。

次に、環境対策についてであります。

三川町は地球温暖化対策の計画が未策定ですが、今後の考えを伺います。

ペットボトルの回収と資源としての方向性の考えを伺います。

そして、ペットボトルのエコキャップの活用による社会貢献活動、CO<sub>2</sub>の発生量の削減を広く啓発する考えを伺います。

続いて、高齢者対策についてであります。

元気な高齢者と地域住民による介護要支援活動の考えを伺います。

あえて平成と言わせていただきますが、推計上平成となっております。平成37年には、三川町の高齢者人口が38.3%と推計されています。元気な高齢者を、生産年齢人口と捉え、後継者不足と言われている農業や地域の要として活躍できる政策の考えを伺います。

最後に公共施設についてであります。

建物等の劣化による雨漏りやレンガ等の落下が心配されます。その対策を伺います。

近年、夏の期間において猛暑の日が多くあります。三川中学校教室への冷房の対応を伺います。

押切豊秋地内のテニスコートの活用方策を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項4につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

初めに、平成30年度の予算編成に関する3点のご質問ですが、関連がありますので、一括してご答弁申し上げます。

平成30年度の予算編成にあたりましては、第3次総合計画「三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に推進するためにも、町民・地域・行政の協働による取り組みを基本にしつつ、町民福祉の向上とコスト意識をもった予算編成にすることを指示しているところであります。

町税等の歳入につきましては、今年度の歳入状況を反映させるとともに、地域の経済情勢を勘案し、適切に見込んでいく必要があると考えておりますが、寄附金の大部分を占めるふるさと応援寄附金につきましては、対前年比7割程度で推移していることから、過去の収入実績等も踏まえながら、適正な額を計上してまいりたいと考えております。

一方、歳出に関しましては、第3次三川町総合計画実施計画の実効性を確保していくためにも、大型で、かつ重要な施策に位置づけている子育て交流施設整備事業や、かわまちづくり整備事業を着実に進展させていく必要があります。子育て交流施設整備事業につきましては、本定例会において事業用地の取得に関する議案を上程しており、今後は用地造成工事、

本体施設建築工事に取り組んでまいります。

また、かわまちづくり整備事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用し、計画的な整備を進めていくこととしております。

次に環境対策について、1点目の三川町地球温暖化対策計画の策定に関するご質問ですが、本町においては、現在この計画の基本理念に基づき、役場庁舎等、公共施設における電気や化石燃料の使用量、さらにごみ排出量等の抑制に努めているところであります。

今後とも三川町地球温暖化対策地域協議会を推進母体として、より実効性のある削減目標を調整するなど、計画内容の充実を図りながら町民を始め、関係機関、団体等との連携による取り組みを図ってまいりたいと考えております。

2点目のペットボトルの回収や、資源化につきましては、鶴岡市との一般廃棄物にかかる事務の委託に関する協定書に基づき、以前より鶴岡市リサイクルプラザに搬入し、再資源化に取り組んできたところであり、今後も引き続き同様に対応してまいりたいと考えているところであります。

また、3点目のエコキャップ運動の取り組みにつきましては、社会貢献活動の一貫として提供したキャップの重量等を、町の広報誌やホームページに掲載する他、それらに取り組む処理業者のホームページを紹介するなど、エコキャップ運動の拡充を目指し、さらなる周知と啓発を図ってまいります。

次に、高齢者対策についてであります。

1点目の元気な高齢者を含めた、地域住民による介護要支援活動に関するご質問ですが、本町におきましては、町や社会福祉協議会における一般介護予防事業を始めとする各種事業でのボランティアや、地域での支え合い事業の担い手として、運営等に協力する高齢者の方々も多いたるところであります。さらに、介護保険の介護予防日常生活支援総合事業においては、元気な高齢者も支える側になる、住民主体による支援も想定されており、本町においても、その体制作りに取り組むこととしているところであります。

次に、元気な高齢者を生産年齢人口として捉えた政策に関するご質問ですが、平成27年度に策定しました三川町人口ビジョンにおきましては、8年後の2025年に65歳以上の高齢人口の割合が38.3%。約2,500人となり、その後も総人口の減少が進み、生産年齢人口の割合が低下する反面、高齢人口の割合は年々高まるものと推計しているところであります。

そうした中で、元気な高齢者を農業の担い手や、地域の要となる人材として捉える考え方については、高齢者がやりがい・生きがいを生み、健康寿命の延伸にも繋がるもので、少子高齢化という時代のニーズに合ったものと理解しているところであります。

本町においても、シルバー人材センターを介しての労働参加や、地域コミュニティーでの社会奉仕活動など、社会全体に高齢者の新たな活動の場が広がっております。

農業分野においても、他産業を退職された高齢者の農業生産への参入は十分に可能であり、園芸作物や農産加工品等の生産販売活動と、そのことによる収入獲得は高齢者の新たなやりがい・生きがいを生み出すとともに、地域活性化にも繋がる取り組みであると考えておりま

す。

今後とも高齢者が、産業・福祉・教育等、幅広い分野において活躍できるよう、その施策の充実に努めてまいりたいと考えております。以上答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

公共施設について、1点目の建物等の劣化への対策に関するご質問ですが、教育施設も含め、町の公共施設につきましては、昨年度に策定しました公共施設等総合管理計画に沿って、年次的に経年劣化等への対策を講じることとしております。また、施設利用の安全確保のため、各施設では定期的な点検や確認を行っており、破損等があった場合においては速やかに修繕等の対応を行っているところであります。

次に、2点目の三川中学校教室への冷房対応に関するご質問ですが、三川中学校につきましては、暑さにも配慮した校舎の配置や設計がなされており、さらに、生徒には夏休みがあることを考慮し、エアコンは、保健室やパソコン教室などの特別教室に限って設置しているところであります。

ただし、普通教室へのエアコンの設置につきましては、生徒の健康への影響や近隣市町の状況、かかる経費等について総合的に判断する必要があり、検討課題として捉えておるところであります。

3点目の豊秋のテニスコートの活用方策に関するご質問ですが、当施設は、利用者数が平成13年度の約2千2百人をピークに減少に転じており、この減少は、屋内テニスコートを有する「アスレなの花」に利用がシフトしていることが主な要因であります。

このようなことから、今後の活用方策につきましては、クラブハウスも含めた施設の老朽化等も勘案しながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 再質問は、順序不同になろうかと思えます。質問いたします。

初めに、公共施設についてであります。

先程私が申したとおり、夏休み前、夏休み後でも猛暑の日が、近年は多くあります。その結果、三川中学校の生徒たちの授業への影響が心配されます。実際、冬期間は暖房設備が新しい校舎ですので対応されております。

私も近隣の中学校の状況を聞きましたけれども、特別教室や職員室等には冷房が入っておりますが、なかなか普通の教室には入っていないという状況でありました。新しい設備の三川中学校ですので、冷房入れるにも、他の中学校よりは簡単にできるのではないかと思います。近年の温暖化等もありますが、総合的に今後検討するということですのでけれども、もう一度踏み込んでお願いしたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 高橋教育課長。

○説明員（高橋誠一教育課長） 中学校の普通教室への冷房機の設置等につきましては、都道府県別の設置状況等も公立学校については、国の方では公表しているところであります。今おっ

しゃられましたとおり、近隣、そして県内では、まだ5校に1校の割合での設置状況になっております。確かに、施設等は新しいというものの、やはり設置になりますと、現在の設計からしますと教室一つずつ、それから2階の教室もございますので、そういったところを含めると、容易に設置できるとはなかなか考えにくいです。総合的に一番効率的な冷房の設置というのを検討していかなければいけないのかなと思います。

必ずしも猛暑が続く年ばかりではありませんが、先程教育長が答弁いたしましたとおり、やはり夏休みを前後して気温が高い年というのがありますので、そういったところからしますと、生徒への健康面での影響。こういったものも十分に判断と言いますか、材料として捉えまして、総合的に判断して検討課題ということに位置づけ、対応してまいりたいということとであります。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今山形県では、鶴岡市にも中高一貫校という考えがあるようですが、新たな中学校の校舎が、そういう設備が整っていると、勉学を効率よく進めるためにも、学校を選ぶことができるようになるわけですので、その辺も、総合的な判断で、三川の小学校の卒業生は、三川中学校で勉学できる環境作りを進めるべきと思います。

次に環境対策であります。ペットボトルの回収の件であります。

今三川町では、鶴岡市に委託して毎週水曜日に黄色い袋でペットボトルを出しているわけですが、これは公営であります。鶴岡市には民営で運営しているグリーンステーションという会社があります。今までもある町内会のペットボトルはそこに出しておりました。そうすれば、鶴岡市への委託料も少なくなつて、逆にお金も入るという状況であります。そのグリーンステーションによれば、12月中までは、今までどおり回収するということとありました。民営でまだ回収するということですので、民営への対応も必要ではないかと思われま

す。それに関連して、このペットボトルに付いているキャップです。エコキャップと言いますが、これはご存知のとおり、ペットボトルのキャップで世界の子どもたちにワクチンということで、私も今まで議会で2回ほど提言いたしまして、結構回収するようになりました。その中で、社会貢献と同時に、例えば平成27年の資料を例にとりますと、1万8,060個の回収で42kgになります。それを再生プラスチック原料としてお金に換えて医療。先程言ったワクチン等、社会貢献しております。

もし、そのキャップをごみとして焼却した場合、CO<sub>2</sub>が850kg、正式には850.19kg発生します。キャップ1個で3.15gのCO<sub>2</sub>が発生しますので、これらのことをもっと啓発して、再資源として活用すべきと思いますが、考えをもう一度伺います。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 1点目のペットボトルの回収について、具体的にグリーンステーションという業者の名前が出てまいりましたので、その対応についての状況についてご説明申し上げます。

先月11月1日付の発出でございましたが、環境省の方から廃ペットボトル、いわゆる使

用済みのペットボトルの回収について、通常であれば国内の再生産ルートに乗せる、指定法人ルートという一般的な表現で私ども分別しておりますが、その方法とは別に、先程質問の中でありましたグリーンステーションといった一般の回収業者を通じて、海外へ輸出するというルートがございます。その大半が、これまで中国に輸出されていたというところでしたが、中国政府より、12月31日付をもって輸入を禁止するという通達が出されたということがございます。国土交通省の方からその旨の通知が11月1日の日付で発出されたというところがございます。そういったことから、今後各回収業者と、それぞれに対応を図ってまいるものと考えているところがございます。

私どもといたしましては、町としての回収方法につきましては、先程の質問の中にもありましたとおり、鶴岡市のくるりん館の方に運びこむという回収方法をこれまでどおり継続するという考えでございます。

続く2点目のエコキャップの制度についてでございます。ご質問にありましたとおり、エコキャップの利用先としましては、NPO法人であります世界の子どもにワクチンを届ける日本委員会に対しまして、その売上金を寄附するという形で活動を展開している状況には変わりないところでございます。

これまでも幅広く町民の皆さまに、この状況の周知を図っておったところでございます。いろいろな場面を活用しまして、その効果・役割という部分については、今後さらなる啓発・啓蒙活動を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） エコキャップであります。偶然にも昨日より大手コンビニエンスストアが、エコキャップは前から集めていますが、ペットボトルの回収ボックスを設けて潰して、その数によってお買い物のポイントに加算するというのを昨日から始めて、今後東京都、埼玉県を含めた関東圏より広めていくということでした。それらもありますので、民間もいろんな工夫をしてやっている。やはり探せばいろんな方向が出てくるのではないかと。行政が民間より後れを取ってということは、やはり住民のための行政ですので、その辺は考慮して、自ら進んで、もっといろんな方策を考えてやっていくべきではないかと思えます。

あと、エコキャップであります。今まで地元の金融機関等もエコキャップ回収をやっておりました。昨年まで金融機関に勤めていた人が、会社が変わっても集めている。そして、三川町役場に設置されている回収ボックスに入れているということでした。それは、偶然にも奥さんが三川町出身ですので、三川町の方に持ってきているということです。やはり生活習慣として、自分が金融機関に勤めていた、その金融機関はエコキャップ活動しておりましたので、生活習慣として自然とキャップを集める。それを再資源化し、世界の子どもたちにワクチン等の社会貢献しているところに寄付している三川町役場に持って来ているということでした。

そういうことが生活習慣になるよう、あるいは子どもたちが大人の背中を見て、そういう活動をするように、キャップは集めて再利用するということを当然だということをもう少し、先程言った地球の温暖化を進めるCO<sub>2</sub>発生抑制にもなっておりますので、その辺をもう少



し強くアピールして、三川町の住民はペットボトルのキャップを集めて再利用していることを広めていくべきではないかと思います。その辺をもう一度お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） ペットボトルの関係につきましてご答弁申し上げます。

先程の質問の中にありますとおり、民間企業でも積極的にペットボトルの回収事業を展開されているということでございまして、私どもといたしましては、鶴岡市の中間処理施設に運び込む量によって、委託料の負担が発生するということからいたしますと、町民の皆さまからも積極的に民間企業における回収事業を利用していただけるということであれば、なおありがたいと感じているところでございます。

町といたしましては、いろいろな民間企業で活動されておりますペットボトルの回収事業のPR、普及活動を展開するというわけにはまいりませんので、その辺については、各個人ごとの判断に応じて、民間企業の回収を利用する。もしくは、通常の町の黄色の指定袋に入れて出させていただくということについては、それぞれの個人の判断にまかせたいと考えているところでございます。

2点目のエコキャップ運動の展開の中におきましては、今説明いたしましたペットボトルを出す際には、その出し方については一定のルールが定まっております、必ずペットボトルからキャップを外し、しかもペットボトルを潰したうえで、ラベルを剥がし取って、黄色の袋、もしくはピンクの袋に入れ分けするというような仕組みになっております。ご質問にありましたエコキャップ運動のためのキャップを集めるというようなことについては、現在の回収の仕組みからいたしますと日常化になっているものというふうには判断しております。

ただ、問題は、外したキャップをエコキャップとして活用するのか、もしくはピンクの袋に投げ入れてしまうのかというような部分の使い分け・仕分けの仕方というようなことかと思っておりますので、さらなるエコキャップとしての活用、分別の仕方について啓発を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今言われたように、ペットボトルのキャップは茶色の燃えるごみに入れても回収されます。茶色の袋は燃えるごみですので、先程私が言ったとおりCO<sub>2</sub>の発生源となりますので、その辺の仕分けの徹底も啓発していく必要があるかと思っております。

そして、地球温暖化対策計画であります。

政府は昨年5月13日の閣議決定で、地球温暖化対策計画で地方公共団体等を始めとする地域の地球温暖化対策について、求められる取り組みを詳しく記載すると閣議決定されました。それなのに、三川町はやっておりません。

参考までに申し上げますと事務事業編では、この庄内で鶴岡市・酒田市・遊佐町・庄内町ということは、この庄内地域で未策定は三川町だけであります。どうしてそういう状況になっているのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 基本的に地球温暖化対策実行計画、ご質問の計画につつま

しては、地球温暖化対策の推進に関する法律、第21条第1項に規定されまして、各地方公共団体、市町村で計画を策定することというふうな規定になっております。私どもといたしましても、昨年度の28年度において、概略的な計画ではございますが、事務事業編を策定したというところでございます。しかしながら、その中身と申しますのが、三川町役場、庁舎管理を含めた形で、公共施設等の極めて内部施設の地球温暖化防止に関わる計画の実施内容というようなことになっております。

他の市町村の計画を精査したわけではございませんが、なかなか国が求めているような極めて制度の高い、いわゆる平成25年度を基準にして、その後の平成42年度までの18年間において、各市町村から排出されるCO<sub>2</sub>をどこまで抑制するのかというような数値目標等が必要とされているところでございますけれども、その算出にあたっては、非常な労力を要する。また、専門的な技術も要することから、現在三川町としては、一応計画は策定をいたしました。直接CO<sub>2</sub>の削減に結びつくような項目を列記した形で、公共施設での取り組みを展開しているというようなところでございます。

今後の推移を見まして、より精度の高い計画に練り上げていければと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 森林はCO<sub>2</sub>を吸収します。ところが、ご存知のとおり、山形県でただ一つ山のない町ということで、なかなかその辺がじれったいということもあろうかと思っております。

ただ、県では地球温暖化対策の事業計画の中間見直しとして、将来を担う子どもたちへの環境教育の充実を謳っております。その対応の考えはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 環境に関する教育提供という形では、三川町に三川町地球温暖化対策地域協議会という組織がございまして、この委員の皆さんから必要に応じて、また、あえて機会を確保していただきながら、小学校を中心に環境に関する情報提供の場、教育の場という機会を確保させていただいている状況でございます。今後の一層の展開を期待しているという状況でございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続いて、高齢者対策であります。

元気な高齢者が、介護を必要な人に自らボランティア的に、地域の人たちと介護支援するという事業が展開されております。それによって、自らも介護予防に繋がっておりますので、こういう事業展開の方策を改めて伺います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 三川町では、今年度より介護保険の地域支援事業の中におきまして、介護予防日常生活支援総合事業を実施しているところであります。その総合事業の中では、要支援1、あるいは要支援2と認定された方の訪問介護サービス。そして、介護予防デイサービス事業につきまして、予防給付から地域支援事業の方に移行して、今実施し

ているというところであります。

総合事業の中では、今までの介護予防のサービスの給付という形から提供したいが、いろいろ多様な提供主体により実施できるように国の方では想定しております。その中には、元気な高齢者の方が支え手になる、ボランティア組織による提供主体というところも、一つの形として示されているところがございます。

三川町におきまして、元気な高齢者の方から活動していただいているボランティア事業というところにつきましては、この部分はまだ行っていないという状況であります。一般的な介護予防事業、また地域のサロン事業の担い手というようなところでは、大いに活躍していただいているところがございます。

今後、元気な高齢者の方からも多様な支え手になっていただくということを目指すためには、町としての制度設計。そして、担い手の養成。推進主体の立ち上げ支援など、いろいろなことが必要になってくると思われまますので、そのことにつきましては、地道に取り組んでいく必要があるかと考えているところがございます。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 自ら地域住民と一緒に頑張って介護予防、介護支援という努力は、町でも積極的に進めるべきと思います。

先程推計で平成37年には、三川町の人口の38.3%が高齢者になるということです。ですが、何も悲観することはないと思います。逆に、元気な38.3%の内の元気な人たちは、よく言われる生産年齢人口。今の三川町の基幹産業の農業を見れば、高齢者がオペレーターをやっていたり、いろんな生産活動をやっているわけでありまます。他企業を60歳で定年になった以降も、新たな第2の人生。そしてやりがいがあるということで、農業生産物を販売したりしているわけです。

一昔前の高齢者と違い、ちゃんと車の免許も持っております。農業大型機械も操作できます。その人たちが毎年、繰り返し補充になるわけです。やはりその人たちに生きがい・やる気、三川町の基幹産業の農産物の生産量の拡大という方策を政策として、もっと取り入れるべきではないかと思いますが、考えはいかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今65歳以上の方、いわゆる高齢人口と区分されますが、こういった方が今後増えていくということです。反面、生産年齢人口が少なくなっているということを踏まえて、高齢人口が増えることについて前向きに捉えることができないかと。それを産業の方に当てはめれば、議員が言われるとおり、農業については、それを受け入れ、もしくは活性化のために活躍できる十分な可能性があるかと捉えております。

一つのデータになりますが、現在農業の部分である一定の対象者を見た場合、65歳以上の方が今現在でも200名。全体の4割を超えております。他産業であれば、60歳をすぎれば退職するというような状況ですが、今言ったとおり、農業の分野においては、60歳、65歳を超えても十分に農業で活躍されている。今支えているという状況でございます。

さらにそういった人たちが今後増えることに対しても、体力的に、能力的に、経済的に、

いろんな面で出来得る範囲で農業に携わり、いわゆる生きがいですとか、やりがいを持たせるということについては、地域全体から見ても重要なことかと思えます。

したがって、そういった部分も踏まえて、町としては、いろんな施策を、そういった方々に対する支援ということも踏まえて考えながら、進めてまいりたいと考えています。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 新たな考え方。ある意味では逆転の発想となろうかと思いますが、やはり三川町の現状を踏まえた、そういう政策作りは地域の活性化に繋がると思われます。

もう一度、公共施設に戻りますが、先程の答弁で、建物を定期的に確認して対応しているということでありました。先の公民館のホールであります。7月22日の安全・安心で住みよい地域大会においても、私も裏方として準備等を進めておりました。大会が終わって、後片付けで、机・いす等を片付けようとしたら、増設部分が、そのとき突然大雨が降ったので、雨漏りしておりました。私はそのとき、一緒に働いていた町当局の幹部もいましたので、対応すると思っていたら、対応せずに、この間の台風21号でも雨漏りがみられたということでもあります。情報によれば、町民体育館も雨漏りしているということでしたが、私はそこまで確認できませんでした。

そういう状況になっておりますので、順次対応をしているということですが、現実はまだしていないのではないかと思います、その状況についての対応。どうしてそうなのか伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋教育課長。

○説明員（高橋誠一教育課長） 施設の修繕等におきまして、定期的と言いますか、目視等で巡回等、管理人もしくは職員が破損箇所がないかというのは、日常の業務として行っておるわけですが。例えば、先程質問にありまして、非常に雨風が強いときに雨漏りをしていたという状況ですと、それ以外の状況のときに、なかなか箇所付ができなかったり、そういった災害時に初めて経年劣化で一部破損していた箇所が明らかになるという状況はあったかと思えます。ただ、今議員がおっしゃられました三川町公民館、それから町民体育館。こちらについては、破損の確認ができましたので、それぞれ現在では修理が完了しているところです。

繰り返しにはなりますが、そのときにはならないとどうしても、壊れてはいるけれども目視等ではなかなか確認できない箇所。それが明らかになった時点で速やかに対応しておりますし、今後そのような形で対応していきたいと考えているところです。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 豊秋地内のテニスコート、前は利用者あるいは中学生も利用している。あるいは一般町民も利用したのを見ておりましたが、やはりクラブハウスも古くなりましたので、そして、今は県道になりましたけれども、県道から活動しているところが見えるということもありました。それで、利用者の減少が現実的にあるわけですので、総合的に判断するというものでありまして、町の財産として、あるいはこういう社会教育施設としての対応等を総合的に判断するとありましたけれども、もっと踏み込んでどういう方向性を位置

づけたいと考えているのか。考えがあれば伺います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋教育課長。

○説明員（高橋誠一教育課長） ただいまご質問にありましたとおり、アスレなの花が新設されて以降、やはり天気左右されずにテニス等を楽しみたいという利用者、その利用施設が移行して、豊秋テニスコートの利用者が実際に減っているという現実がございます。

ただ、施設としては、クラブハウスもそうですが、実際にテニスコートを使う際のトイレとか休憩ということで、現に使用もありますし、現在は中学生の部活動としての活用・利用もあるとことごとございます。ただ、経年劣化。特に建物等が進んでいきますので、現在の施設のコートも、建物も、その劣化程度等も総合的に判断して、もう使用に堪えないということになりましたら、繰り返しになりますが、総合的に判断して、体育施設として更新するのか、また別の活用ということで改めて敷地全体の広さ等を勘案しながら、別の方向を見出すのかというのは判断していきたいということで考えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続いて、来年度の予算編成であります。

税収は町の財政運営の基盤を成すものであります。もちろん高いほど財政に自主性が生まれるわけであります。先程寄附金の問題等の答弁はもらいましたけれども、前年度との対比予測、今回この基幹となす稲作においても、値段が上がっても収量が少ないというような状況もあるようであります。税務の申告前の予算は、編成はするわけですので、その辺どのように捉えているのか。もう一度伺います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 予算編成につきましては、ただいま進行しているところがございます。まずは、現年度の状況。そして、先程議員もおっしゃいましたように、水稻等の作況状況も含めながら、推計をもとに計上していくことになっております。

29年度の所得におきましては、給与所得の方がだいぶ伸びている状況でありますけれども、先程ありましたとおり、農業所得の今年度分については、なかなか厳しいものがあると思っております。そういうところから、予算計上という形を取らせていただいております。

また、法人町民税になりますけれども、ここ1、2ヵ月でだいぶ伸びてきているという感じをしております。ただ、その前になりますと、厳しい状況がずっと続いていたものですから、それがこのまま続くのかといった見極め等も必要になろうかと思っております。

現に、新聞報道等を見ましても、現在は経済状況が良いというふうには出ておりますし、また、来年度においてもそれなりに続くだろうといったような記事も見ておりますけれども、そういった部分のみを取り入れての予算計上は、もう少し慎重に考えるべきではないかといったような考えを持って、予算計上というような形で進んでいるところがございます。

また、固定資産税でありますけれども、ご存知のように、第一貨物とかGUとか、そういった新たな固定資産税の財源と成りうるべきものが発生しております。そういった部分を踏まえた計上ということになろうかと思っております。また、軽自動車税、入湯税、たばこ税、そういった部分については、現状を踏まえながら、来年度の推計というふうに見ております。

なかなか積算については、考えることがいろいろありまして、大変な状況ですけれども、担当として今現在進めているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 決して楽観できるような状況ではないという認識であります。

三川町の来年度の大きな事業であります子育て交流施設。半年ほど前倒しをしてするというところでありますけれども、これ町単独事業です。今回の補正予算で一般会計44億5,476万1,000円であります。その中で、単独で13億円あまりの事業をやるということになります。

すでに東京オリンピックを控えて、資材等は値上がり傾向にあらうかと思えます。私は議場で何回も言いましたけれども、こういうものに対しての補助制度。いろんな教育関係・社会教育関係でも調べたようですけれども、町長に伺いますけれども、首長として、こういう要請活動と関係機関に要望・情報収集をやったと言えや言ったと言いますが、この努力の成果を伺います。

今後とも、途中であっても、こういういろんな活用、防災施設等とかを活用できれば、いろんな補助が出てくると思われますが、この考え・対応を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町においても大変な大型の施策としての地域交流子育て支援施設においては、国のいろいろな支援・補助メニューということに関しては、職員も自ら国、あるいは県に出向き、何らかの支援を受けられないかということで、国の文部科学省、あるいは農林水産省。さらには防災拠点というような視点での、これらの機能というものについて、設備をしながら、少しでもというような期待をもって、これからの事業を進めるということでの努力はしてきたところであります。

こうした中、本町においての国からのいろんな支援を受けにくいということにつきましては、志田議員は、今までの長年の議会活動において、十分ご理解いただけるものと思えます。取り分け本町においては、過疎でもない、辺地でもない。そういった部分においては、国からの補助団体という位置づけにつきましては、非常に厳しい町の状況であるということとはご理解いただけると思います。

このような中で、本町でなぜ、この自主財源だけで、これらの地域交流子育て支援施設の整備に向かうかという最終的な判断をしたということについては、これからの子育て支援、そして若者の定住の環境整備ということからすれば、自主財源でも整備をしなければならない大きな、町としての将来を見据えた施策に位置づけたところであります。

幸いにも、ふるさと応援寄附金は想定を超えた納税ということで、多くの方々から寄附を寄せられたということで、ふるさと基金を造成しながら、将来的な財政運営というものについて、担当課がそれぞれの連携を図りながら、将来的な財政状況を考慮しながら、今回の事業の決定をさせていただいたところであります。

そういった面においては、いろいろ他の事業もある中において、将来を見据えたということからいたしますと、これは企業でも行政でも、将来に向けた投資。この部分については、

しっかりとした財政基盤、財政運営というものを、将来的な財政計画を定めながら進めるといようなことでもあります。今回も事業の推進にあたっては、議会にも説明をしながら、しっかりとした共通認識のもとで、事業の展開をしていきたいと思うところでもありますので、特段のご理解をお願いしたいと思ひます。

また、さらに国が、これからの防災等については、いろいろな制度的な、新たな支援のメニューも出てくるというようにも考えられますので、その都度、政治的な要望等についても、いろいろな支援を受けながら進めていきたいと考えているところでもあります。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 今回の事業展開においては、事業は前倒ししますけれども、この計画の段階で補助制度をもう1年早く計画すれば、いろんな補助制度、県の木造とか、社会設備補助等の補助があったのではないか。やはりそこで、スピーディーな行動。常に情報のアンテナを高くして、そういう情報をもって対応すれば、いろんな展開ができたのではないかと思ひれます。今後とも、町では、そういう情報のアンテナを高くして、町長を始めトップとするものは、即行動するように心がけるべきと思ひます。私の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で2番 志田徳久議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 （午前10時30分）

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 （午前10時50分）

○議 長（小林茂吉議員） 日程第2、議第50号「三川町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第50号「三川町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定」について提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律」において地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が廃止されたことに伴い、本町条例の廃止を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 若干確認したいと思ひます。

今回の条例廃止の件であります。上位法の変更によって、上位法が課税免除措置に関して、措置が廃止されたということでもあります。その経過なり、理由について分かる範囲でお願いしたいと思ひます。

また、これに関わる、現時点での本町の対象企業と言ひますか、案件はないように思ひますが、その確認もお願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 経過に関するご質問につきましては、企画調整課長より願

いしたいと思います。

現在この対象となっているというところでございます。第二条におきまして、この対象につきましては、平成21年12月31日までの間に新設しといった条文となっております。現に、この課税免除の対象となる期限も過ぎておりますし、そういった工業等導入地区という指定にもなってございませんので、本町においては影響がないというふうに判断しております。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） ただいまありました農村地域工業等導入促進法の改正の経過でございます。この部分につきましては、通常「農工法」と言われている法律でございましたけれども、今回の法改正で「農村産業法」ということで、法律名も一部改正になったところでございます。

その改正の背景と言いますか、これまで、先程の農工法の中では、業種として5業種ということで、工業・道路貨物運送業・倉庫業・こん包業・卸売業ということで、5業種を指定して、その業種に対する支援ということで、これまで農工法の中では支援してきたところで

す。最近の農村地域におけるいろいろな業種を拡大して、農村地域を発展させていくと、いろいろな産業を導入していくという部分がありまして、今回その5業種の業種を限定せず、法律の方で業種の方は宣言しておりましたけれども、その部分を外して、サービス業を含めて、広い農村地域に工業、産業を入れていくということで、農村地域への産業の導入ということを目的に、今回法改正が行われてきたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 今までは、この指定をしていた地区はないという話しであります。そういう意味では、この法律に基づいた固定資産税の課税免除した企業がないというふうな解釈でよろしいのかどうか。

それからもう一つ、農村地域工業等導入促進法の一部改正、今まで業種を拡大されたということはありましたけれども、農工法そのものの考え方は、農村地域において工業を導入することによって、農業の構造を改善していこうという狙いがあると思います。そのような格好で、これから企業立地をいろいろ方針として考えなければいけないことになりましてけれども、この農村地域工業等導入促進法を使つての企業誘致に関しては、今後どういうふうと考えていかれるか伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） この課税免除条例の適用につきましては、以前この町で工業等導入地区ということで定めた時点においては、該当があったというふうに聞いております。

ただ、この地区の更新を平成21年12月31日までと区切っておりますので、現在は廃止よつての影響はないというものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 農村地域工業等導入促進法に、これまではその業種を5業



種ということで限定してきたわけですがけれども、今後の法改正に伴いまして、まだ様式とかそういった部分を県の方で調整しているということでございます。新たに、例えば三川産業団地、そういった部分を新たに拡大していくとか、そういった部分のときには、これまでは県の計画の方に町の計画を入れ込んできたわけですがけれども、今度は町の方が、その計画を策定していくということです。

県の同意を得ながら国の方に出していくということで、その書式がまだ国、それから県の方に細かい部分が示されていないところがございます。そういった部分が示されたのち、町としてこれまで三川産業団地等、この農工法のエリアで指定された部分を拡大する際は、国・県の書式を示された様式に基づいて、また町として、農村地域への産業導入する新たな区域を定めていくということで、実施計画というものを作っていくというふうになるかと思えます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、議第50号「三川町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第50号「三川町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） お諮りいたします。日程第3及び日程第4、以上2件を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第3及び日程第4、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

日程第3、議第51号「三川町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定」の件、及び日程第4、議第52号「三川町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今一括上程されました、議第51号「三川町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定」、並びに議第52号「三川町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議第51号「三川町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条

例の一部を改正する条例の制定」についてであります。本案につきましては、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律」、及び「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令」の施行に伴い、条例の題名を「三川町地域経済牽引事業促進のための固定資産税課税免除条例」に改め、課税免除の対象を改正後の法律の規定により、市町村と県が共同して作成した基本計画において定められた促進区域内に、地域経済牽引事業促進のための施設を設置した事業者とするほか、文言等所要の改正をいたすものであります。

次に、議第52号「三川町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、本条例第2条におきまして、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域経済を牽引する事業を促進する区域について定めるほか、所要の改正をいたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 条例の改正そのものは、国の法律の改正に伴ってということ、名称等の変更が主な内容というふうに解釈いたしまして、特段の大きい影響はないかと思えます。

確認ですが、旧条例によって固定資産税の減免を受けて立地している企業は、どういう企業があるかを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 改正前、現行条例で課税免除対象となるものにつきましては、平成29年度についてはございません。平成30年度の課税分からということで、株式会社ヨロズエンジニアリング。その償却資産と家屋というふうに聞いております。

また、31年度からの課税分については、山形エム・シーになります。そちらについては、土地・家屋・償却資産というふうに確認しております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 改正後の固定資産税で、免除条例の中身ですが、同意基本計画というのが、現行の基本計画と一緒にするのか。それとも、新たに設定しなおして、上げていかなければならないのかということの確認。同じく、促進区域も同じようになるのか。また新たに設定するようになるのかということの確認です。

また、先程の説明にもありましたけれども、産業を5業種から外して、より多くの産業を呼び込むようにというふうにありましたけれども、具体的にサービス業というふうの中身がありましたけれども、町として想定しているようなものがあるのかどうかということです。

もう1点が、同じく企業立地促進条例の中で、基本計画と載っておりますけれども、この

基本計画と促進区域というのが、今の固定資産税の課税免除条例と同じようになるのかどうかという確認をしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 固定資産税の課税免除の考え方ですけれども、この考え方につきましては、現行、そして改正後においては同じ取り扱いというふうに理解しております。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 法改正によりまして、これまでは集積地域なりという文言でありましたけれども、促進地域ということで、新たなサービス業等、こういった部分、5業種に限らず導入していくということでございます。この部分につきましては、本町におきましては、県の方と連名で、平成29年8月末に県の方をとおして、国の方に同意基本計画ということで、この新たな計画の方を出したところでございます。まだ、国の方から正式な同意になったという日付、9月中旬というふうには聞いておりますので、間もなく正式な部分がくると思います。

その促進区域ということで、本町におきましては、エリアの部分で全町のエリアということで入れております。今後、これまでの工業団地落合、それから天神堂工業団地、三川産業団地ということでございますけれども、そういった部分、こういったエリアにまた新たな既存の工業団地の方で、企業が、例えば撤退したとか、何かなった場合のあとに新たな企業が来た場合でも対象になるように、全町をエリアとして見て、計画の中で取り込んでいるところでございます。

県の方と、県の計画案に沿って作りながら、国の方に同意基本計画ということで出しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） この企業立地促進条例の中にある基本計画・促進区域は、この固定資産税の免除条例のあるやつと一緒にのかということをもう一度確認します。

町長が特に必要と認める区域というのを、入れる必要性を説明いただければと思います。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 企業立地促進条例の方では、これまで促進区域ということで、三川産業団地ということで文言を入れてきたところでございます。

今回改正の方で、特定地域という中で、その三川産業団地については、ほぼ完売というようなこともありまして、今後既存の工業団地、さらにエリアを拡大していく際に、新たな促進区域ということで、この方に工業団地及び産業団地区域並びに町長が特に必要と認める区域ということで入れたものについては、名称が今後新しく工業団地なり産業団地を作った場合、三川産業団地となるのか。また、別個の名称になるということも考えられますので、そういった部分を踏まえて、その名称にこれまで工業団地、産業団地の区域並びに町長が特に必要と認めるということで、エリアを少し広く捉えて、今後新たな同意計画といったもので拡大していく場合も対象になるような形で、条文の方に記載したところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 他にございませんか。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、採決します。

ただいま上程案件2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

始めに議第51号「三川町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第51号「三川町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に議第52号「三川町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第52号「三川町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第5、議第53号「三川町工場立地法地域準則条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第53号「三川町工場立地法地域準則条例の設定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「工場立地法の一部を改正する法律」の施行に伴い、工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定権限が、山形県から町に委譲されたことから、緑地面積率等に関する必要な事項について、条例で定める必要が生じたところであり、新たに本条例を設定いたしたく提案するものであります。

その主な内容といたしまして、第1条は条例の趣旨を定めるものであり、第2条は用語の定義を定めるものであります。第3条におきましては、本条例を適用する区域並びに当該区域における緑地面積等に対する割合を定めるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 一つは言葉の説明をお願いしたいです。「緑地」というのは分かりますけれども、「環境施設」というのは、どういうものを表すのかをお願いいたします。

それから、区域の中で、都市計画法の用途地域の定めのない地域というふうにあります、三川町では、都市計画法の指定はしておりませんので、全部というふうになると思いますが、仮に都市計画法の地域指定のある場合は、どのように変わるのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 最初に用語の関係でございます。ここにあります「環境施設」ということでございますけれども、これは緑地も含むものでございまして、緑地それから周辺の生活環境の保持に寄与するような管理がなされているものということで、具体的には、緑地と噴水、それから屋外運動施設広場など、そういった形で、その工場の周辺の環境を、緑地の樹林地とか低木、芝生、それ以外の部分でもそういう運動施設広場、そういった部分も含めて、工場の自然的環境といった部分を敷地の中に、ある程度の制限と言いますか、これ以上に保つようにということで、設けられたものでございます。

それから、この条例の中で、本町では都市計画法による用途地域の定めのない地域ということで、白地になるわけですがけれども、例えば都市計画の用途指定をしておりますと、都市計画の例えば、工業用地、準工業用地等がございます。それから、住宅の近くの住居・住宅用地、都市計画法上でいろいろな用途がございますけれども、そういったふうな住宅に特に近い場合となった場合には、その制限、緑地の割合とか、そういった部分はもう少し増やすというような形で、国の方の準則ではなっております。

本町の部分では、都市計画区域の用途指定のないという部分で、国の準則をある程度参酌しながら、本町では、今回の条例に計上しております10/100の以上、それから環境施設については15/100以上ということで、この国で定められている準則に基づきながら、本町で独自に定めたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） この10/100以上と15/100以上の関係ですが、緑地を含むということであれば、15/100が最大値であればいいと。両方はいらないと、両方は入っているわけですが、15あればいいということになります。

逆に言えば、緑地だけの場合は10でいいよと。それで済むわけですよ。広場を作った場合には、以上という規定になりますので、緑地以外に別の施設も必要だと解釈するのか。その辺を、どっちをどのように解釈すればいいかをお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） この緑地の部分と環境施設ということで、環境施設については、先程具体的な部分で、噴水とか屋内運動施設広場ということで入れさせていただきました。緑地の部分で10/100以上ということで、敷地の中で10%以上保持してくださいと。環境施設の中には緑地も入りますので、他の噴水とか屋外運動施設とか広場とか、緑地以外の部分も、この15/100以上の数字を確保すれば、緑地も環境施設も両方ほぼ充足するというような形です。両方の緑地と環境施設両方でそれぞれ数字を計上して、ダブルチェックということで、数字を充足するという形で入れさせていただいたということです。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） ただいま同僚議員からありましたけれども、要するに、この条例については、緑地と環境施設の両方の選択肢がありながら、どちらか一つの選択でいいのかということです。緑地を選んだ場合は10%でいいという解釈でよろしいのか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 失礼しました。この部分については、形としては両方の準則の数値を満足するような形になるかもしれませんが、緑地でクリアするとともに、環境施設の部分でも、緑地を含んだ15/100をクリアするというところでございます。

その数字は、緑地を含んだものが環境施設になっておりますので、緑地の部分の10/100をクリアすると環境施設の15/100もほぼクリアするのではないかと思います。両方の数値を満足するように施設、周辺環境に配慮するような工場の配置計画を作ってくださいということで、最低の基準をこういった形で、本町では設けたいということで考えたところです。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 私もこの数値の件でお伺いしたいと思います。

地域の実情に合わせて町で制定したということではございましたけれども、これまで県で定めた数値と違ったのかということ1点。

周辺自治体にあります工業団地における、この数字と比較したうえで、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 県の定めたと言いますか、例えば、市町村独自に県、それから市町村、鶴岡市・酒田市でも定めているわけですが、そこの国の方で準則で示されている幅はある程度大きいものがございまして、例えば、都道府県、市で準則を定める場合ということで、これはどこの県・市も同じということではございません。例えば、緑地の部分ですと、5/100から30/100というような幅で、それぞれの都道府県とか大きい市とかで準則を定めている場合もございまして。

環境施設面積の比率については、それぞれ10/100から35/100というような形で、その中で、市町村のそれぞれの実情に応じて準則を定めるところでございまして。その法律の中でも、企業立地促進法ということで、市町村が独自に条例で定める場合は、1/100からということの選択もできるようなのでありますので、その部分で、本町では10%が欲しいということで、環境施設面積は15/100ということではしております。緑地の部分についても、市町村独自に条例で定める場合は1/100からの設定もできるということで、本町では10/100ということで設定をさせていただいたところでございまして。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから、議第53号「三川町工場立地地域準則条例の設定」の

件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長 (小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第 5 3 号「三川町工場立地法地域準則条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長 (小林茂吉議員) 日程第 6、議第 5 4 号「三川町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提出理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員 (阿部 誠町長) ただ今上程されました議第 5 4 号「三川町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「公営住宅法」等の一部改正が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正いたしたくご提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、認知症患者、知的障害者、精神障害者等である入居者が、収入の申告をすることが困難な事情にあると認められるときは、町が官公署に対する書類の閲覧の請求等の方法により把握した収入に基づき、当該入居者の町営住宅の家賃を定めることができることとするものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 (小林茂吉議員) これから質疑を行います。

4 番 佐久間千佳議員。

○4 番 (佐久間千佳議員) ただいまの提案の理由の説明の中で、入居者に対する条件と言いますか、認知症の方に収入の申告が困難な事情にあるという場合に、町が閲覧できるというような説明でした。認知症患者に関して、入居条件などにこの条例は触れているのでしょうか。入居段階で触れているのかどうか。

また、退去する場合の条件と言いますか、そういったところが、この条例で触れているのかどうかということをお伺いします。

○議 長 (小林茂吉議員) 遠藤環境整備主幹。

○説明員 (遠藤淳士環境整備主幹) ご質問にありました三川町営住宅設置及び管理条例の中におきまして、ご質問の文言、いわゆる認知症に罹患されている方々というような表現については、盛り込まれてはならないところでございます。

しかしながら、この条例を執行するにあたりましては、国の公営住宅法並びに関連します施行規則、また省令等につきまして、引用するというような形になっております。こちらの国の法関係に関しましては、今回制度改正になりました用語といたしまして、介護保険法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症であるものというような規定がなされております。私どもはこの規定を引用するというような形で、管理運営を進めているという状況でございます。

○議 長 (小林茂吉議員) 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番 (佐久間千佳議員) 例えば、認知症患者の場合ですと、些細なことで火災が起こった

りとかという危険性もあると思いますが、そういった視点からすると健康福祉課との連携なども考えられると思いますが、この条例の中には、そういったことを入れるような考えはなかったのかということをお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 現実的な運営の中におきましては、それぞれ北田団地、また横山住宅団地におきまして、管理等をお願いする方をそれぞれ1名ずつ選任しているところでございます。それぞれの公営住宅の各入居の方々の生活状況等につきまして、何らかの異変があった場合については、私どもに報告をいただきながら、その状況によりまして、ご質問にありましたとおり、もし認知症を患っている方で公営住宅・町営住宅での生活継続が困難であろうというふうに認められた場合については、健康福祉課の関係部局の方と連携を図りながら、然るべき生活の場所の確保を図っていくという考え方でおります。

特段そういった事務手続き的なことを、条例で規定する必要はないと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） それに関連して確認したいと思います。

新旧対照表に出ております2ページの第15条の4項。これが新しく追加になったということで、ここで先程説明があったような、具体的にはそういった方々に対する対応ということだと思います。

確認したいのは現状です。ただいま答弁の中では、先程言ったような対象になる方はいないというように察しますが、現状そういった方々がいるのかいないかの確認。

それから、今後の状況についてももし分かれば、分かる範囲内で説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 今現在のところにおきましては、今回改正になりました関係の部分であります、認知症である方という入居者についてはいらっしゃらないと認識しております。

ただ、この規定と類似いたします対象者といたしましては、障害を抱えている方も、この対象になるということでございます。若干身体障害を患っている方がいらっしゃいますが、基本的には、今回の新たに設定いたしました、いわゆる関係機関、もしくは就労先に対しまして、私どもの方で収入状況を紹介するというような対象にはなっていない。いわば、健常者に近いような状態での生活を維持されているという状況でございます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから、議第54号「三川町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。



お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第54号「三川町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第7、議第55号「三川町地域交流・子育て支援施設整備事業用地の取得」の件を議題とします。

本案について、提出理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました議第55号「三川町地域交流・子育て支援施設整備事業用地の取得」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地域交流・子育て支援施設の建設用地を取得するため、地方自治法及び町の条例の定めに従い、ご提案いたすものであります。

この施設整備につきましては、地域交流、子育て支援、及び学童保育の3つの機能を併せ持つ複合施設として整備することとし、その機能を充足する適切な建設場所を決定した上で、地権者の方々の全面的なご理解とご協力を得て、用地提供の合意をいただきましたことから、このたび、用地取得の議決をお願いいたすものであります。

なお、用地取得につきましては、別紙のとおり1万1,872平方メートルを3,720万円以内で取得いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 以前より基本計画並びに工事を前倒しして完成を早めるという説明をいただいております。現在の整備の進捗状況をお伺いします。

三川広報やホームページ、議会だよりでも住民への周知は行っているわけですがけれども、住民の中には、この整備の内容を知らない人や誤解している人がかなりいるということで、住民への説明会等の予定はないのか。お伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 1点目の進捗状況であります。現在施設の実設計を進めております。この実設計については、年度内の完了ということで、現在委託した事業者と様々な形で協議をしながら取り組んでいるところでございます。合わせまして、9月議会定例会において議決いただきました造成等、こちらの工事につきましても、その設計等を終え工事に入るべく、今準備を進めているところでございます。

2点目の住民への説明等についてであります。現在町では、町ホームページ上で、その基本設計等については公開をしているところであります。それ以外にということでもありますけれども、基本計画の段階では策定になった時点で広報を活用し、お知らせをしたところでもあります。それ以外は、先程申し上げましたとおり、ホームページ上で随時公開しているわけですがけれども、先程1点目の進捗で申し上げましたとおり、現在実設計等が進行中でありますので、大きな整備の具体的なものが、町民の皆さんにお知らせする内容等が出てきた

段階で、適宜お知らせをしていきたいと考えているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） ただいまの説明で、3名の方から用地取得の了承を得たという説明でありました。今回のものには、取得予定価格ということで、3,720万円以内ということで了承を得たとすれば、たぶん金額も示して了承を得たのか。金額はこれから交渉するのか。また、この3,720万円の予定というところで、この予定を決めるにあたり、どういう根拠でこの値段を出したのかを説明ください。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 今回の土地取得にかかります単価についてのご質問だと思います。

単価につきましては、現時点では予定ということになりますけれども、平米あたり3,000円、決済金、平米132円を加算した額を予定しているところであります。

ここの価格につきましては、取得する土地の形状、それから用地の取得。諸条件を加味しまして、また近傍の土地取引等、また町がこれまで取得してきた内容等を踏まえながら、合わせまして取得の際に、この地権者の3名の皆さんからのご理解を得ながら、先程申し上げた価格で購入したいということで予定しております。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 地元の人からご理解を得ながらということで、金額はそれで了承を得たということでよろしいのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 地権者の方からは、先程申し上げた金額でご理解をいただき、今後契約等を進めていきたいと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今回施設整備の土地購入でこの価格ですけれども、この周辺もこれから開発も予定されているわけです。土地開発公社になるのかどうか分かりませんが、そういう場合の開発の、来てくれる方たちの土地の価格について、いろんなところが競争しているわけです。従来、三川町は安いからということでもありましたけれども、これが前例になって、この価格で開発が進んでいくと思われまして、その辺も考慮した価格設定で臨んだのかお願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 質問にありましたとおり、今回取得する土地、周辺につきましては、現在桜木地区の開発ということで、住宅等の開発が見込まれているエリアでもあります。当然設定するにあたりましては、今後の全体的な町の開発計画。特にこの周辺も踏まえながら、価格を決定する際の材料になりましたが、一義的には、先程申し上げましたとおり、これまでの町の取得の経過、これから近傍の価格と言いますか、公示価格等も踏まえて、合わせまして地権者から理解を得て、ご協力いただける金額ということで設定を予定させていただいたものでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、議第55号「三川町地域交流・子育て支援施設整備事業  
用地の取得」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第55号「三川町地域交流・  
子育て支援施設整備事業用地の取得」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第8、議第56号「三川町教育委員会委員の任命」の件を議題  
とします。

職員に議案を配布させます。

（書記配布）

○議 長（小林茂吉議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議 長（小林茂吉議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。  
阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第56号「三川町教育委員会委員の任命」  
につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、教育委員の石田郁子氏が12月24日をもって任期満了となることから、その後  
任として、梅津道代氏を教育委員に任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

梅津道代氏は、昭和47年12月のお生まれで、平成4年3月に専門学校日本ビジネス  
スクールを卒業後、同年4月に医療法人潤和会札幌ひばりが丘病院に薬局助手として採用され、  
以来、山形大学医学部や蔵王みゆき病院で医療事務に従事しておりましたが、現在は、家庭  
において家事・育児に専念されております。

梅津氏は、押切小学校や三川中学校の学年役員、三川中学校吹奏楽部保護者会の役員をさ  
れるなど、PTA活動にも積極的に取り組まれ、児童の健全育成と学校との連携に意を注い  
でいる方であり、さらに、趣味で作成した手芸品を町のイベントに出品されるなど、地域活  
動にも積極的に参加されております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項においては、「委員のうち  
に保護者である者が含まれるようにしなければならない。」と規定されておりますが、梅津  
氏はこの規定にも合致しており、保護者や教育関係者の人望も厚く、人格・識見ともに優秀  
な方であり、教育委員として最適任者でありますので、何卒ご同意を賜りますようよろしく  
お願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから、議第56号「三川町教育委員会委員の任命」の件を採決

します。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(小林茂吉議員) ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に5番 町野昌弘議員、6番 芳賀修一議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

○議長(小林茂吉議員) 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票は「否」とみなします。

配布漏れはございませんか。

(配布漏れなしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 配布漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(小林茂吉議員) 異常はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

(点呼により、順次投票)

○議長(小林茂吉議員) 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

5番 町野昌弘議員、6番 芳賀修一議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(小林茂吉議員) 開票の結果を報告します。

投票総数9票。

これは投票総数一致しております。

うち、有効投票9票。

有効投票のうち、賛成9票、以上のおり、全員賛成であります。

したがって、議第56号「三川町教育委員会委員の任命」の件は、原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(小林茂吉議員) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成29年第5回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

(午前11時57分)

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

平成29年12月8日

三川町議会議長

三川町議会議員 1番

三川町議会議員 2番